

参議院審議概要

第168回国会【臨時会】

[会期 平成19.9.10～20.1.15 計128日間]

目 次

I 国会概観

1 第168回国会概観	1
2 参議院役員等一覧	13
3 会派別所属議員数一覧	14
4 会派別所属議員一覧	15
5 議員の異動	18

II 議案の審議経過

1 議案審議概況	19
2 議案件数表	24
3 議案件名一覧	25
4 議案審議表	30

III 本会議の審議概要

1 本会議審議経過	37
2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧	48

IV 両院協議会の協議概要

内閣総理大臣の指名両院協議会	49
----------------------	----

V 委員会及び調査会等の審議概要

1 委員会審議経過	
内閣委員会	51
総務委員会	56
法務委員会	67
外交防衛委員会	71
財政金融委員会	83
文教科科学委員会	88
厚生労働委員会	90
農林水産委員会	117
経済産業委員会	124
国土交通委員会	131
環境委員会	135
国家基本政策委員会	140

予算委員会	141
決算委員会	143
行政監視委員会	147
議院運営委員会	149
懲罰委員会	156
災害対策特別委員会	157
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	161
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会	162
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会	166
政府開発援助等に関する特別委員会	169
2 調査会審議経過	
国際・地球温暖化問題に関する調査会	171
国民生活・経済に関する調査会	175
少子高齢化・共生社会に関する調査会	178
3 委員会未付託議案の要旨	180
4 憲法審査会	184
5 政治倫理審査会	185
VI 請願	
1 請願審議概況	186
2 請願件数表	187
3 本会議において採択された請願件名一覧	188
VII 質問主意書	
質問主意書一覧	189
VIII 協議会等の動き	
参議院改革協議会	198
IX 参考資料	
1 国会会期一覧	200
2 参議院議員通常選挙関係一覧	201
3 第21回参議院議員通常選挙結果	202
4 国務大臣等名簿	204
5 本会議・委員会等傍聴者数	208
6 参議院参観者数	209
7 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数	210
8 外国議会議長等招待一覧	211
9 参議院議員海外派遣一覧	213

10 国会に対する報告等	214
11 国会関係日誌	216

- この「参議院審議概要」は、第167回国会(臨時会)閉会后及び第168回国会(臨時会)の参議院における審議の概要等について、速報として取りまとめたものである。
- 詳細については官報、衆参本会議・委員会会議録等を参照されたい。

○参考

- 閣法第○号 「内閣提出法律案」の提出番号
- 参第○号 「参議院議員提出法律案」の提出番号
- 衆第○号 「衆議院議員提出法律案」の提出番号
- 閣条第○号 条約の締結について国会の承認を得るために内閣が提出した案件の提出番号
- 閣承認第○号 法律の規定に基づき国会の承認を得るために内閣が提出した案件の提出番号
- 平成十八年度決算外2件 平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書
- 平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

○会派略称

民主	民主党・新緑風会・日本	社民	社会民主党・護憲連合
自民	自由民主党・無所属の会	国民	国民新党
公明	公明党	無	各派に属しない議員
共産	日本共産党		

○委員会等名の略称

参議院

内閣	内閣委員会
総務	総務委員会
法務	法務委員会
外交防衛	外交防衛委員会
財政金融	財政金融委員会
文教科学	文教科学委員会
厚生労働	厚生労働委員会
農林水産	農林水産委員会
経済産業	経済産業委員会
国土交通	国土交通委員会
環境	環境委員会
基本政策	国家基本政策委員会
予算	予算委員会
決算	決算委員会
行政監視	行政監視委員会
議院運営	議院運営委員会
懲罰	懲罰委員会
災害対策	災害対策特別委員会
沖縄・北方	沖縄及び北方問題に関する特別委員会
倫理選挙	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
拉致問題	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
ODA	政府開発援助等に関する特別委員会
国際・温暖化	国際・地球温暖化問題に関する調査会
国民生活	国民生活・経済に関する調査会
少子共生	少子高齢化・共生社会に関する調査会
憲法	憲法審査会
政倫審	政治倫理審査会

衆議院

内閣	内閣委員会
総務	総務委員会
法務	法務委員会
外務	外務委員会
財務金融	財務金融委員会
文部科学	文部科学委員会
厚生労働	厚生労働委員会
農林水産	農林水産委員会
経済産業	経済産業委員会
国土交通	国土交通委員会
環境	環境委員会
安全保障	安全保障委員会
基本政策	国家基本政策委員会
予算	予算委員会
決算行政監視	決算行政監視委員会
議院運営	議院運営委員会
懲罰	懲罰委員会
災害対策	災害対策特別委員会
倫理選挙	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
沖縄北方	沖縄及び北方問題に関する特別委員会
青少年	青少年問題に関する特別委員会
イラク支援	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会
拉致問題	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
憲法	憲法審査会
政倫審	政治倫理審査会

I 国会概観

1 第168回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第168回国会（臨時会）は、平成19年（2007年）9月10日に召集された。国会の会期は、当初11月10日までの62日間であったが、11月9日に12月15日まで35日間延長され、さらに、12月14日に翌年1月15日まで31日間延長され、最終的な会期は計128日間となった。

開会式は、召集日の午後1時から参議院議場で行われた。

(院の構成)

参議院では、召集日の本会議で、議院運営を除く16常任委員長の選挙（議長指名）及び災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODAの5特別委員会の設置が行われた（特別委員長は同日の各特別委員会で選任）。

衆議院では、災害対策等の6特別委員会が召集日に設置された。

(安倍内閣の総辞職、内閣総理大臣の指名)

安倍内閣総理大臣による所信表明演説が召集日の9月10日に両院の本会議で行われたが、衆議院における代表質問の初日として本会議が予定されていた12日に安倍内閣総理大臣が辞意を表明したことに伴い、衆参での代表質問は行われなかった。

9月25日、安倍内閣の総辞職を受けて、両院の本会議で内閣総理大臣の指名が行われた。衆議院では、記名投票の結果、衆議院議員福田康夫君（自民）が内閣総理大臣に指名された。次いで、参議院では、最初の記名投票で投票の過半数を得た者がなかったため、決選投票を行った結果、衆議院議員小沢一郎君（民主）が内閣総理大臣に指名された。内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、参議院からの請求により内閣総理大臣の指名両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかった。そのため、憲法第67条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、福田康夫君が第91代（歴代58人目）の内閣総理大臣に指名された。これを受けて新内閣の組閣が行われ、翌26日、福田内閣が発足した。内閣総理大臣の指名について衆参両院の議決が一致しなかったのは、平成10年7月30日（第143回国会）以来9年ぶり、4例目であった。

(福田内閣総理大臣の所信表明演説及び代表質問)

10月1日、両院の本会議で福田内閣総理大臣が就任後初の所信表明演説を行った。福田内閣総理大臣は、政治と行政に対する信頼の回復、自立と共生の理念に基づき将来にわたり持続可能な社会保障制度、国民の安全・安心の重視、教育の再生、男女共同参画社会の実現、改革と安定した成長、格差問題への対応、地球環境問題への取組、

世界平和に貢献する外交等についての所信を述べた。これに対する代表質問は、衆議院で10月3日及び4日、参議院で4日及び5日に行われた。参議院では、政治資金の公開、社会保障の改革、年金記録問題、医師確保対策、肝炎対策、障害者自立支援、消費税の税率引上げ、都市と地方の格差の是正策、教育問題、沖縄の集団自決に関する教科書検定、インド洋における海上自衛隊の補給活動、拉致問題を含む対北朝鮮外交、外交の基本方針、地球温暖化問題、参議院選挙後の国会運営等について質疑が行われた。

その後、衆参の予算委員会が、10月9日、10日、11日に衆議院、15日、16日、17日に参議院で、いずれも福田内閣総理大臣が出席して開かれた。

(議案審議の概況)

今国会に提出された内閣提出法律案10件は、すべて成立した。このうち、補給支援特措法案(閣法第6号)は、参議院において否決し、衆議院において再議決の結果成立した。衆議院における再議決は、第26回国会(昭和32年5月19日)以来51年ぶり、参議院で否決された法律案に対する再議決としては、第10回国会(昭和26年6月5日)以来57年ぶり、2例目であった。

衆議院で継続した内閣提出法律案9件のうち労働契約法案(第166回国会閣法第80号)等4件が成立した。

参議院議員提出法律案は、今国会提出14件のうち、被災者生活再建支援法改正案(参第9号)1件が成立した。国民年金事業等運営改善法改正案(参第1号)、農業者戸別所得補償法案(参第6号)、イラク人道復興支援特措法廃止法案(参第5号)、日本郵政株式会社等の株式処分停止法案(参第7号)及びテロ根絶法案(参第13号)の5件が参議院を通過したが、このうちイラク人道復興支援特措法廃止法案は衆議院において審査未了となり、その他の4件は衆議院において継続審査となった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出24件のうち、振り込め詐欺救済法案(衆第13号)等11件が成立した。電子投票法改正案(第166回国会衆第47号)は、衆議院を通過し、参議院において継続審査となった。

(会期延長)

11月8日、自民、公明両党の幹事長及び参議院国会対策委員長から衆参両院議長に対し、会期を12月15日まで35日間延長するよう申入れがあった。翌9日、衆議院本会議において、35日間の会期延長が議決された。参議院では会期延長の議決は行われなかった。

12月13日、自民、公明両党の幹事長及び参議院国会対策委員長から衆参両院議長に対し、会期を更に1月15日まで31日間再延長するよう申入れがあった。翌14日、衆議院本会議において、31日間の会期延長が議決された。参議院では会期延長の議決は行われなかった。会期の再延長は、第113回国会以来19年ぶり、越年延長は、第128回国会以来14年ぶりであった。

2 決算

11月20日、平成十八年度決算及び国有財産関係2件が国会に提出された。

11月26日、参議院本会議で、平成十八年度決算の概要について額賀財務大臣から報告があった後、福田内閣総理大臣等に対し質疑を行った。同日、決算委員会において平成十八年度決算外2件の概要説明を聴取した。

12月10日、決算委員会に福田内閣総理大臣以下全大臣が出席し、平成十八年度決算外2件について全般質疑を行った。

3 法律案等

(1) 補給支援特措法案

補給支援特措法案(閣法第6号)は、平成13年9月11日に米国で発生したテロ攻撃による脅威の除去に努める活動の一環としてテロリスト等の移動を阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対する海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等の艦船に対して、自衛隊が燃料油の給油又は給水に係る補給支援活動を実施することを内容とするもの(1年の限時法)であった。

これまでインド洋における補給活動は旧テロ対策特措法に基づいて行われてきたが、同法は11月1日に効力を失うことになっていたことから、政府は当初、同法を延長するための改正案の提出を予定していた。しかし、安倍内閣の総辞職及び福田内閣の発足の後、政府・与党内の更なる調整の結果、同法の改正案に代えて、活動内容を海上阻止活動に従事する艦船に対する給油・給水に限定した新たな法律案を提出することになり、補給支援特措法案が10月17日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、10月23日の本会議で補給支援特措法案の趣旨説明及び質疑を行い、11月12日のテロ防止・イラク支援特別委員会で可決、翌13日の本会議で可決し、補給支援特措法案は参議院に送付された。

参議院では、11月28日の本会議で補給支援特措法案の趣旨説明及び質疑を行った後、外交防衛委員会で翌29日に趣旨説明を聴取し、質疑を12月4日(福田内閣総理大臣出席)、6日、11日、13日(午前福田内閣総理大臣が出席して防衛省問題に関する集中審議、午後対政府質疑)、18日、20日、25日(午前参考人質疑、午後対政府質疑)、27日及び20年1月8日に行った。

また、12月21日に民主から、テロの防止・根絶のための国際社会の取組に寄与するためアフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずること等を内容とするテロ根絶法案(参第13号)が参議院に提出された。同法案は、26日の議院運営委員会で本会議における趣旨説明を聴取しないことに決定(採決の結果、

可否同数のため委員長決裁により可決)し、外交防衛委員会に付託され、翌27日の同委員会で同法案の趣旨説明を聴取した。

外交防衛委員会では、翌20年1月8日午前に補給支援特措法案について参考人質疑を行い、同日午後に補給支援特措法案及びテロ根絶法案の両案について一括して質疑を行った。10日には、両案について午前に質疑、午後に福田内閣総理大臣が出席して質疑を行った後、採決を行い、両案はいずれも賛成少数で否決された。

両案に関する委員会での主な質疑項目は、海上自衛隊による給油支援活動の成果と撤収による影響、シベリアンコントロールの確保と国会承認規定の必要性、米軍等の艦船への給油燃料転用疑惑に対する透明性の確保、給油量取り違え事案及び航泊日誌の誤破棄事案の原因、アフガニスタン本土に自衛隊や文民を派遣する可能性、国際治安支援部隊及び地方復興チームの活動実態と我が国の参加の是非、民主党案における復興支援活動の具体的な内容とテロ防止・根絶への効果、民主党案における抗争停止合意の成立が可能な地域、武器使用基準見直しの必要性、我が国のアフガニスタン復興支援の在り方、自衛隊の海外派遣に関する一般法の必要性、前防衛次官と防衛産業をめぐる不祥事、防衛装備品調達をめぐる諸問題等であった。

翌1月11日の本会議において、補給支援特措法案は、記名投票により採決の結果、賛成少数（賛成106、反対133）で否決され、衆議院に返付された。テロ根絶法案は、記名投票により採決の結果、賛成多数（賛成120、反対118）で可決し、衆議院に提出された。委員会で否決した議案が本会議で可決されたのは、参議院では第87回国会以来、29年ぶりであった。

衆議院では、同日の本会議で、自民及び公明から提出された補給支援特措法案を直ちに再議決すべしとの動議を可決した後、同法案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、出席議員の3分の2以上の多数（賛成340、反対133）で可決した。これにより、同法案は、憲法第59条第2項に基づき、衆議院の議決のとおり成立した。テロ根絶法案は、衆議院において継続審査となった。

（２）被災者生活再建支援法改正案

被災者生活再建支援法改正案は、民主案（参第2号）が9月27日に参議院に、自民・公明案（衆第2号）が10月12日に衆議院に提出された。いずれも被災世帯の範囲、支援金の対象経費の拡充、支給要件の緩和について定めるものであったが、そのうち民主案は19年1月以降の自然災害への遡及適用や支給限度額の増額、自民・公明案は定額方式での支給を盛り込んでいた。

参議院では、参第2号について災害対策特別委員会で10月31日に趣旨説明を聴取、11月2日に質疑を行った。衆議院では、衆第2号について災害対策特別委員会で11月1日に趣旨説明を聴取、翌2日に質疑を行った。

その間、両案をめぐり与党（自民、公明）と民主との間で修正協議が行われた結果、

11月6日に合意に至り、8日、民主、自民、公明の共同提案で参議院に新たな改正案（参第9号）が提出された（参第2号は同日、衆第2号は翌9日に撤回）。新たな改正案は、被災者生活再建支援金について、年齢・収入の支給要件を廃止するとともに、被災世帯に対しその住宅の再建の態様等に応じて定額方式で支援金を支給する等の措置を講ずるほか、平成19年に発生した能登半島地震等による自然災害についても改正後の支援金の支給制度によるものとする内容を内容とするものであった。

参議院では、新たな改正案について、災害対策特別委員会で11月8日に趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決し、附帯決議を行った。

翌11月9日の本会議で、改正案は全会一致で可決し、衆議院に提出された。

衆議院では、同日、災害対策特別委員会で可決した後、本会議で可決し、改正案は成立した。

（3）労働契約法案及び最低賃金法改正案

去る第166回国会において、政府から、労働者の保護を図りつつ個別の労働関係の安定を図るために労働契約に関する基本的事項を定める労働契約法案（第166回国会閣法第80号）、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げる労働基準法改正案（第166回国会閣法第81号）及び地域別最低賃金の決定基準の一つとして生活保護との整合性に配慮する旨を規定すること等を内容とする最低賃金法改正案（第166回国会閣法第82号）の3案が提出された。他方、民主から、全国最低賃金制度の創設、労働者及びその家族の生計費を基本とする最低賃金の決定基準等について定める最低賃金法改正案（第166回国会衆第34号）が提出された。これらは、いずれも衆議院に提出され、同院で継続審査となっていた。また、今国会に入り、民主から、就業形態にかかわらず均等待遇、有期契約労働者の保護等について定める労働契約法案（衆第1号）が衆議院に提出された。

衆議院では、11月7日の厚生労働委員会で、民主案2案が撤回された後、政府案のうち労働契約法案及び最低賃金法改正案の2案について採決の結果、それぞれ自民、民主、公明共同提案の修正案を可決し、両案を修正議決した。修正の内容は、労働契約法案については、労働契約の原則に均衡待遇及び仕事と生活の調和についての項目を追加するもの、最低賃金法改正案については、地域別最低賃金の決定に際して労働者の生計費を考慮するに当たり「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」に配慮する旨の文言を追加するものであった。両案は、翌8日の本会議でそれぞれ委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、厚生労働委員会で11月15日に両案の趣旨説明を聴取、20日に質疑、22日に参考人質疑、27日に質疑を行った後、採決を行い、最低賃金法改正案について全国最低賃金の創設等を内容とする共産提案の修正案を否決、両案を原案どおり可決した。

委員会での主な質疑項目は、労働契約法に就業規則による労働条件の変更に関する規定を設けることの妥当性、最低賃金と生活保護の整合性の在り方、最低賃金の引上げに係る中小企業支援の必要性、両法成立後の周知に向けた取組、衆議院における修正の趣旨及びその効果等であった。

翌11月28日の本会議で、両案は賛成多数で可決、成立した。

なお、労働基準法改正案は、衆議院において継続審査となった。

(4) 国民年金事業等運営改善法改正案及び厚生年金特例法案

(参議院における国民年金事業等運営改善法改正案の審議)

9月14日に民主から参議院に提出された国民年金事業等運営改善法改正案(いわゆる年金保険料流用禁止法案)(参第1号)は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものであった。

参議院では、厚生労働委員会で10月25日に趣旨説明を聴取、30日、11月1日に質疑を行った後、賛成多数で可決した。

委員会での主な質疑項目は、年金保険料の流用に関する考え方、事務費等を全額国庫負担とする理由とその財源の確保策、事務費等の用途をチェックする仕組み、年金相談等を名目とした施設の建設が行われる可能性等であった。

翌11月2日の本会議で、法案は賛成多数で可決し、衆議院に提出された。

(衆議院における厚生年金特例法案及び国民年金事業等運営改善法改正案の審議)

衆議院では、11月2日、自民及び公明から、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料を納付しない場合における保険給付に関する特例等を設ける厚生年金特例法案(衆第5号)が提出された。また、同月6日、自民及び公明から、参第1号の対案として、年金教育・広報等の事業については専らその事業の用に供する施設の建設等を行わないことを明記する国民年金事業等運営改善法改正案(衆第6号)が提出された。

衆議院厚生労働委員会では、これら2案及び参第1号の3案について、11月14日に趣旨説明を聴取、21日、28日に質疑を行った。

その後、3案のうち、厚生年金特例法案をめぐり与党(自民・公明)と民主との間で修正協議が行われた結果、合意に至った。12月4日の衆議院厚生労働委員会では、同法案について質疑を行った後、自民、民主、公明、共産、社民、国民の与野党6会派共同提案の修正案を可決し、修正議決した。修正の内容は、特例対象者の事業主に対する請求権を国が取得すること、施行状況等を政府が国会に報告すること等を追加するものであった。厚生年金特例法案は、同日の本会議で委員長報告のとおり修正議決され、参議院に提出された。

他方、国民年金事業等運営改善法改正案2案(衆第6号及び参第1号)は、衆議院

厚生労働委員会において継続審査となった。

（参議院における厚生年金特例法案の審議）

参議院では、衆議院から提出された厚生年金特例法案について、委員会で12月6日に趣旨説明を聴取、11日に全会一致で可決した。

翌12月12日の本会議で法案は全会一致で可決、成立した。

（５）振り込め詐欺救済法案

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（振り込め詐欺救済法案）は、自民・公明案（第166回国会衆第45号）が第166回国会中の6月7日に衆議院に提出され、同院で継続審査となっていた。また、今国会に入り、民主案（衆第11号）が11月29日に衆議院に提出された。

衆議院では、12月4日の財務金融委員会で両案の趣旨説明及び質疑を行った後、翌5日の同委員会で両案を一本化する新たな法律案を起草し（両案は撤回）、委員会提出の法律案とすることを決定した。同法案（衆第13号）は、12月11日の本会議で可決し、参議院に提出された。

参議院では、同法案について、財政金融委員会で12月13日に趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決した。翌14日の本会議で法案は全会一致で可決、成立した。

（６）放送法等改正案

放送法等改正案（第166回国会閣法第94号）は、通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会（NHK）について、経営委員会の監督権限の明確化等によるガバナンス強化、国際放送に係る命令放送制度の見直し（要請放送）等の措置を講ずるほか、認定放送持株会社制度、虚偽放送が行われた際の再発防止計画等に関する規定を整備するものであった。改正案は第166回国会に内閣から衆議院に提出された後、同院で継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では、12月6日の総務委員会で自民、民主、公明共同提案の修正案を可決し、改正案を修正議決した。修正の内容は、NHK経営委員会の権限の明確化、経営委員会の委員が個別の放送番組の編集を行うことの禁止、国際放送の要請放送制度における放送事項等の限定、再発防止計画に関する改正規定の削除等であった。改正案は、11日の本会議で委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、12月12日の本会議で改正案の趣旨説明及び質疑を行い、総務委員会で同日に趣旨説明を聴取した後質疑、翌13日に参考人質疑、20日に質疑を行った後、改正案を可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、衆議院における修正の意義とその評価、協会の執行部と経営委員会及び監査委員会についてのそれぞれの機能と役割、国際放送の実施要請

を行うに際しての放送番組編集の自由の確保、情報の多様性、地域性に配慮した認定放送持ち株会社制度の運用、放送倫理・番組向上機構における自律的な取組への期待、放送行政機関の在り方等であった。

翌12月21日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

（７）政治資金規正法改正案

政治資金をめぐるのは、去る第166回国会（常会）において政治資金規正法改正が行われた。しかし、その後も政治資金にかかわる不祥事が相次いだことを受け、政治資金の透明性を高めるための政治資金規正法改正をめぐり与野党の実務者による政策協議が行われた結果、12月11日に開かれた与野党の国会対策委員長会談において、自民、民主、公明、社民、国民の5党が1円以上の領収書の原則公開を柱とする政治資金規正法改正案について合意に達し、今国会で成立させることが確認された。

こうした状況を踏まえ、衆議院では、12月19日の倫理選挙特別委員会で政治資金規正法改正案（衆第20号）が委員会提出の法律案として起草された。同改正案は、国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出の明細の収支報告書への記載、少額領収書（1件1万円以下の支出）の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置しようとするものであった。改正案は、翌20日の本会議で可決し、参議院に提出された。

参議院では、倫理選挙特別委員会で12月20日に趣旨説明及び質疑を行った後、賛成多数で可決した。

委員会での主な質疑項目は、本改正の意義と政治に対する国民の信頼確保策、収支報告の特例制度の対象を国会議員関係政治団体に限定する理由と拡大の方向性、領収書の公開について1万円を超える支出と1万円以下とで取扱いを異なることとした根拠、政治団体の収支を政治家ごとに連結して公表する必要性、本改正により必要となる人員体制、政治資金監査の在り方等であった。

翌12月21日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

（８）肝炎対策関連法案

（特定肝炎対策緊急措置法案及び肝炎対策基本法案）

肝炎対策をめぐるのは、民主から特定肝炎対策緊急措置法案（参第4号）が10月2日に参議院に、自民及び公明から肝炎対策基本法案（衆第8号）が11月16日に衆議院に提出された。参議院では、参第4号について厚生労働委員会で12月4日に趣旨説明を聴取、6日に質疑を行った。衆議院では、衆第8号について厚生労働委員会で12月4日に趣旨説明を聴取、7日に質疑を行った。両案をめぐるのは、12月7日、薬害肝炎訴訟など肝炎問題の解決を目指して国会内で初の与野党協議会が開かれ、患者の早

期救済の観点から今国会中の法案一本化・成立を目指すことが合意された。与野党協議は、会期中に合意に至らず、両案は、それぞれの院で継続審査となった。

(薬害肝炎救済法案)

C型肝炎ウイルスが混入した血液製剤の投与により同ウイルスに感染したとして患者が製薬会社と国に損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟をめぐる、福田内閣総理大臣は、12月23日、原告の求める全員一律救済に応じるための救済法案を議員立法で今国会に提出し、成立を目指す方針を表明した。

これを受けて与党肝炎対策プロジェクトチームが原告側と調整しつつ法案の取りまとめを行った結果、平成20年1月7日、自民及び公明から、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（薬害肝炎救済法案）（衆第22号）が衆議院に提出された。

衆議院では、翌1月8日の厚生労働委員会で、同法案について趣旨説明を聴取、参考人質疑及び質疑を行った後、同委員会で同法案の一部を修正した新たな法律案を起草し（衆第22号は撤回）、委員会提出の法律案とすることを決定し、あわせて、ウイルス性肝炎問題の全面解決に関する件について決議を行った。新たな法案（衆第23号）は、同日の本会議で可決し、参議院に提出された。同法案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入し、多くの感染者を出した薬害事件についての政府の責任を認めた上で、政府の資金及び製造業者等の拠出金で充てる基金から、感染被害者及びその相続人に対し、健康被害の救済を図るためのものとして給付金を支給することを内容とするものであった。

参議院では、同法案について、厚生労働委員会で1月10日に趣旨説明を聴取し、参考人並びに衆議院厚生労働委員長代理及び政府に対する質疑を行った後、全会一致で可決し、あわせて、肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、薬害再発防止に向けた薬事行政の見直しの必要性、カルテがない患者等の救済方法、先天性の傷病の治療に際して肝炎に感染した者についての対応、すべての肝炎患者等に対する医療費助成、専門医の育成などの総合対策の必要性等であった。

翌1月11日の本会議で、薬害肝炎救済法案は全会一致で可決、成立した。

(9) 農業者戸別所得補償法案

農業者戸別所得補償法案（参第6号）は、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付することを内容とするものであった。法案は、10月18日に民主から参議院に提出された。

参議院では、農林水産委員会で10月30日に趣旨説明を聴取、11月1日、6日に質疑、8日に参考人質疑及び発議者に対する質疑を行った後、賛成多数で可決した。

委員会での主な質疑項目は、民主党の選挙公約と本法律案との整合性、貿易自由化と本法律案との関連、米を主要農産物として対象に含めた理由、米に関する本法律案の需給調整と現行の生産調整との違い、農業者戸別所得補償金の算定方法、経費約1兆円の積算根拠と財源確保策等であった。

翌11月9日の本会議で、法案は賛成多数で可決し、衆議院に提出された。

衆議院では、農林水産委員会で12月5日に趣旨説明を聴取、12日、19日に質疑を行った後、継続審査となった。

(10) イラク人道復興支援特措法廃止法案

イラク人道復興支援特措法廃止法案（参第5号）は、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、イラク人道復興支援特措法を廃止しようとするものであった。法案は、10月18日に民主から参議院に提出された。

参議院では、外交防衛委員会で11月22日に趣旨説明を聴取、27日に発議者及び政府に対する質疑を行った後、賛成多数で可決した。

委員会での主な質疑項目は、イラクにおける航空自衛隊の輸送支援活動に対する評価、いわゆる戦闘地域と非戦闘地域に関する認識、米英等による対イラク武力行使の正当性、民主党の考えるイラク復興支援策の内容、民主党の国際平和協力についての考え方等であった。

翌11月28日の本会議で、法案は賛成多数で可決し、衆議院に提出された。同院では、20年1月10日にテロ防止・イラク支援特別委員会に付託されたが、審査未了となった。

(11) 日本郵政株式会社等の株式処分停止法案

日本郵政株式会社等の株式処分停止法案（参第7号）は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるものであった。法案は、10月23日に民主、社民、国民の共同提案で参議院に提出された（同法案提出後、同日、国民が会派を解散し、所属していた議員4名は民主に入会）。

参議院では、委員会で12月4日に趣旨説明を聴取、6日に質疑を行った後、11日に賛成多数で可決した。

委員会での主な質疑項目は、郵便局ネットワーク堅持の重要性、民営化の問題点と株式処分の停止の必要性、郵便貯金銀行向けの金融検査マニュアル策定の必要性、本法律案が前提とする郵政民営化の見直しの内容、日本郵政グループの非常勤職員の待遇改善と雇用の確保等であった。

翌12月12日の本会議で、法案は賛成多数で可決し、衆議院に提出されたが、同院で継続審査となった。

4 調査会

参議院改革の一環として昭和61年（1986年）に設けられた参議院の調査会は、通常選挙ごとに設置され、3年を一単位として法律案の提出や政策提言などの活動を行ってきた。

10月5日、国際・地球温暖化問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会、少子高齢化・共生社会に関する調査会の3調査会が新たに設置された。

5 国政調査、その他の案件等

（1）国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会では、平成20年1月9日に、小沢一郎民主党代表と福田内閣総理大臣との間で、年金記録問題、自衛隊海外派遣の基準等について討議が行われた。

（2）防衛省問題

平成19年10月、守屋武昌前防衛事務次官が防衛専門商社「株式会社山田洋行」の宮崎元伸元専務（株式会社日本ミライズの代表取締役社長・当時）から長年にわたりゴルフなどの接待を受けていた問題が報じられるなど、両者の関係をめぐる疑惑が浮上したことを背景として、補給支援特措法案を審査中の衆議院テロ防止・イラク支援特別委員会は、10月29日、守屋前次官の証人喚問を行った。

参議院では、11月15日の外交防衛委員会で、山田洋行の米津社長の参考人招致（午前）及び守屋氏の証人喚問（午後）を行った。その中で、守屋氏は、宮崎元専務との宴席に額賀財務大臣と久間元防衛大臣が同席したとの証言を行った。

この守屋氏の証言に関し、額賀財務大臣は、11月19日の決算委員会で「宴席に同席したとの記録はない」と答弁し、また、11月22日の財政金融委員会で民主が「宴席は18年12月4日」との同席者の証言があると追及したが、額賀財務大臣はこれを否定した。これに対し、11月27日、財政金融委員会は、防衛省問題と財務大臣の関係に関する件について、来る12月3日に守屋氏と額賀財務大臣を証人喚問することを議決するに至った。しかし、11月28日に守屋氏が防衛装備品調達をめぐる収賄容疑で逮捕されたこと等を受け、30日に民主、自民、公明の参議院議員会長が議長、副議長同席の下で会談し、証人喚問を見送ることで合意した。財政金融委員会は理事懇談会で証人喚問の見送りを決定した。

また、外交防衛委員会では、補給支援特措法案の審査の中で、12月25日、防衛装備品調達などについて参考人質疑を行った。さらに、20年1月8日の委員会で、社団法人日米平和・文化交流協会理事秋山直紀氏の参考人招致を行った。秋山氏は、山田洋行の毒ガス弾処理事業の下請受注に絡み、同氏が関係する会社に対し山田洋行米国子

会社から地元対策費として約1億円を送金したとの疑惑を否定した。また、11月15日に守屋氏が証言した同氏と久間元防衛大臣、宮崎氏、秋山氏との宴席について否定した。

平成20年1月15日、参議院外交防衛委員会と衆議院テロ防止・イラク支援特別委員会は、それぞれ、守屋氏の証言（次女の留学費用、ゴルフ接待での支払）について同氏を偽証罪の疑いで告発することを議決した。

（3）国会同意人事案件

国家公務員等の任命につき内閣から両議院の同意又は承認を求める国会同意人事案件については、今国会から、議院運営委員会両院合同代表者会議で政府から提示を受ける等の手順を経ることとなった。

11月2日、同会議の初会合で政府から14機関28名の人事案件が提示され、同月13日に両議院に正式に提出された。同日の衆議院本会議では、28名すべてについて同意することに決定した。他方、翌14日の参議院本会議では、国家公務員倫理審査会会長等13機関25名については同意することに決定した一方、労働保険審査会委員等3機関3名については同意しないことに決定した。

6 参議院改革の動き等

（参議院改革協議会）

11月2日、江田議長の主宰により各会派代表者懇談会が開かれ、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）を設置して、参議院の選挙制度の抜本的見直しを始めとする諸案件について協議することとし、その構成や運営等については議院運営委員会で協議することが合意された。

これを受け、同月30日、議院運営委員会において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、協議員10人以内をもって組織する参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議において議院運営委員長が同協議会の設置について報告した。

参議院改革協議会は、12月4日、第1回協議会を開き、協議会の運営について協議を行った。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(19.9.10)	会期中選任
議長		江田 五月 (無)	
副議長		山東 昭子 (無)	
常任委員	内閣	岡田 広 (自民)※	
	総務	高嶋 良充 (民主)※	
	法務	遠山 清彦 (公明)※	
	外交防衛	北澤 俊美 (民主)※	
	財政金融	峰崎 直樹 (民主)※	
	文教科学	関口 昌一 (自民)※	
	厚生労働	岩本 司 (民主)※	
	農林水産	郡司 彰 (民主)※	
	経済産業	渡辺 秀央 (民主)※	
	国土交通	吉田 博美 (自民)※	
	環境	松山 政司 (自民)※	
	国家基本政策	山下 八洲夫 (民主)※	
	予算	鴻池 祥肇 (自民)※	
	決算	小川 敏夫 (民主)※	
	行政監視	加藤 修一 (公明)※	
	議院運営	西岡 武夫 (民主)	
	懲罰	中曾根 弘文 (自民)※	
特別委員長	災害対策	一川 保夫 (民主)※	
	沖縄・北方	市川 一朗 (自民)※	
	倫理選挙	鈴木 寛 (民主)※	池口 修次 (民主) 19.12.19
	拉致問題	下田 敦子 (民主)※	
	O D A	溝手 顕正 (自民)※	
調査会長	国際・温暖化		石井 一 (民主) 19.10.5
	国民生活		矢野 哲朗 (自民) 19.10.5
	少子共生		田名部 匡省 (民主) 19.10.5
政治倫理審査会会長			平田 健二 (民主) 19.10.1
事務総長		川村 良典	小幡 幹雄 19.10.5

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 22.7.25 任期満了			② 25.7.28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
民主党・新緑風会・日本	120 (23)	20 (2)	33 (5)	53 (7)	22 (5)	45 (11)	67 (16)
自由民主党・無所属の会	84 (12)	14 (3)	34 (2)	48 (5)	13 (5)	23 (2)	36 (7)
公 明 党	21 (5)	8 (3)	3	11 (3)	7 (1)	3 (1)	10 (2)
日 本 共 産 党	7 (1)	4	0	4	3 (1)	0	3 (1)
社会民主党・護憲連合	5 (1)	2 (1)	1	3 (1)	2	0	2
各派に属しない議員	5 (2)	0	2	2	1 (1)	2 (1)	3 (2)
合 計	242 (44)	48 (9)	73 (7)	121 (16)	48 (13)	73 (15)	121 (28)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成22年7月25日任期満了、○印の議員は平成25年7月28日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 民主党・新緑風会・日本 】

(115名)

足立 信也 (大 分)	○相原 久美子 (比 例)	○青木 愛 (比 例)
浅尾 慶一郎 (神奈川)	家西 悟 (比 例)	○池口 修次 (比 例)
○石井 一 (比 例)	○一川 保夫 (石 川)	犬塚 直史 (長 崎)
○岩本 司 (福 岡)	○植松 恵美子 (香 川)	○梅村 聡 (大 阪)
○小川 勝也 (北海道)	小川 敏夫 (東 京)	尾立 源幸 (大 阪)
大石 正光 (比 例)	○大江 康弘 (比 例)	○大河原 雅子 (東 京)
大久保 勉 (福 岡)	○大久保 潔重 (長 崎)	○大島 九州男 (比 例)
○大塚 耕平 (愛 知)	○岡崎 トミ子 (宮 城)	○加賀谷 健 (千 葉)
加藤 敏幸 (比 例)	○風間 直樹 (比 例)	○金子 恵美 (福 島)
○神本 美恵子 (比 例)	○川合 孝典 (比 例)	○川上 義博 (鳥 取)
○川崎 稔 (佐 賀)	木俣 佳丈 (愛 知)	喜納 昌吉 (比 例)
北澤 俊美 (長 野)	工藤 堅太郎 (比 例)	郡司 彰 (茨 城)
小林 正夫 (比 例)	○行田 邦子 (埼 玉)	輿石 東 (山 梨)
○今野 東 (比 例)	○佐藤 公治 (広 島)	佐藤 泰介 (愛 知)
櫻井 充 (宮 城)	芝 博一 (三 重)	島田 智哉子 (埼 玉)
下田 敦子 (比 例)	主濱 了 (岩 手)	○榛葉 賀津也 (静 岡)
○鈴木 寛 (東 京)	鈴木 陽悦 (秋 田)	○田中 康夫 (比 例)
田名部 匡省 (青 森)	高嶋 良充 (比 例)	○高橋 千秋 (三 重)
○武内 則男 (高 知)	○谷 博之 (栃 木)	○谷岡 郁子 (愛 知)
千葉 景子 (神奈川)	○ツルネン マルティ (比 例)	津田 弥太郎 (比 例)
○辻 泰弘 (兵 庫)	○外山 斎 (宮 崎)	○徳永 久志 (滋 賀)
○轟木 利治 (比 例)	富岡 由紀夫 (群 馬)	○友近 聡朗 (愛 媛)
那谷屋 正義 (比 例)	内藤 正光 (比 例)	直嶋 正行 (比 例)
○中谷 智司 (徳 島)	○中村 哲治 (奈 良)	○長浜 博行 (千 葉)
○西岡 武夫 (比 例)	○羽田 雄一郎 (長 野)	白 眞勲 (比 例)
林 久美子 (滋 賀)	○姫井 由美子 (岡 山)	○平田 健二 (岐 阜)
○平野 達男 (岩 手)	○平山 幸司 (青 森)	広田 一 (高 知)
広中 和歌子 (千 葉)	福山 哲郎 (京 都)	藤末 健三 (比 例)
○藤田 幸久 (茨 城)	○藤谷 光信 (比 例)	藤本 祐司 (静 岡)
○藤原 正司 (比 例)	○藤原 良信 (比 例)	○舟山 康江 (山 形)
前川 清成 (奈 良)	前田 武志 (比 例)	○牧山 ひろえ (神奈川)
増子 輝彦 (福 島)	○松井 孝治 (京 都)	松岡 徹 (比 例)

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| ○松野 信夫 (熊本) | 円 より子 (比例) | ○水戸 将史 (神奈川) |
| 水岡 俊一 (兵庫) | 峰崎 直樹 (北海道) | ○室井 邦彦 (比例) |
| ○森 ゆうこ (新潟) | ○森田 高 (富山) | 築瀬 進 (栃木) |
| 柳澤 光美 (比例) | 柳田 稔 (広島) | 山下 八洲夫 (岐阜) |
| ○山根 隆治 (埼玉) | ○山本 孝史 (比例) | ○横峯 良郎 (比例) |
| ○吉川 沙織 (比例) | ○米長 晴信 (山梨) | 蓮 舫 (東京) |
| 渡辺 秀央 (比例) | | |

【 自由民主党・無所属の会 】

(84名)

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| ○愛知 治郎 (宮城) | 青木 幹雄 (島根) | 秋元 司 (比例) |
| 浅野 勝人 (愛知) | 荒井 広幸 (比例) | ○有村 治子 (比例) |
| ○石井 準一 (千葉) | ○石井 みどり (比例) | 泉 信也 (比例) |
| ○磯崎 陽輔 (大分) | 市川 一朗 (宮城) | 岩城 光英 (福島) |
| 岩永 浩美 (佐賀) | ○衛藤 晟一 (比例) | ○尾辻 秀久 (比例) |
| 岡田 直樹 (石川) | 岡田 広 (茨城) | 荻原 健司 (比例) |
| ○加治屋 義人 (鹿児島) | 加納 時男 (比例) | 神取 忍 (比例) |
| ○川口 順子 (比例) | 河合 常則 (富山) | 木村 仁 (熊本) |
| 岸 宏一 (山形) | 岸 信夫 (山口) | 北川 イッセイ (大阪) |
| 小池 正勝 (徳島) | 小泉 昭男 (神奈川) | ○鴻池 祥肇 (兵庫) |
| 佐藤 昭郎 (比例) | ○佐藤 信秋 (比例) | ○佐藤 正久 (比例) |
| 坂本 由紀子 (静岡) | 椎名 一保 (千葉) | 島尻 安伊子 (沖縄) |
| 末松 信介 (兵庫) | ○鈴木 政二 (愛知) | ○世耕 弘成 (和歌山) |
| 関口 昌一 (埼玉) | 田中 直紀 (新潟) | 田村 耕太郎 (鳥取) |
| ○伊達 忠一 (北海道) | ○谷川 秀善 (大阪) | ○塚田 一郎 (新潟) |
| 鶴保 庸介 (和歌山) | 中川 雅治 (東京) | 中川 義雄 (北海道) |
| 中曾根 弘文 (群馬) | 中村 博彦 (比例) | ○中山 恭子 (比例) |
| 二之湯 智 (京都) | 西島 英利 (比例) | ○西田 昌司 (京都) |
| 野村 哲郎 (鹿児島) | 南野 知恵子 (比例) | ○長谷川 大紋 (茨城) |
| ○橋本 聖子 (比例) | ○林 芳正 (山口) | ○藤井 孝男 (岐阜) |
| ○古川 俊治 (埼玉) | ○牧野 たかお (静岡) | ○舛添 要一 (比例) |
| 松田 岩夫 (岐阜) | 松村 祥史 (比例) | ○松村 龍二 (福井) |
| ○松山 政司 (福岡) | ○丸川 珠代 (東京) | ○丸山 和也 (比例) |
| 水落 敏栄 (比例) | ○溝手 顕正 (広島) | ○森 まさこ (福島) |
| 矢野 哲朗 (栃木) | 山内 俊夫 (香川) | 山崎 正昭 (福井) |
| ○山田 俊男 (比例) | 山谷 えり子 (比例) | ○山本 一太 (群馬) |
| 山本 順三 (愛媛) | ○吉田 博美 (長野) | 吉村 剛太郎 (福岡) |
| ○義家 弘介 (比例) | 若林 正俊 (長野) | 脇 雅史 (比例) |

【 公 明 党 】

(21名)

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 荒木 清寛 (比 例) | ○魚住 裕一郎 (比 例) | 浮島 とも子 (比 例) |
| ○加藤 修一 (比 例) | 風間 昶 (比 例) | ○木庭 健太郎 (比 例) |
| 澤 雄二 (東 京) | ○白浜 一良 (大 阪) | 谷合 正明 (比 例) |
| ○遠山 清彦 (比 例) | 西田 実仁 (埼 玉) | 浜田 昌良 (比 例) |
| 浜四津 敏子 (比 例) | 弘友 和夫 (比 例) | ○松 あきら (神奈川) |
| ○山口 那津男 (東 京) | 山下 栄一 (大 阪) | ○山本 香苗 (比 例) |
| ○山本 博司 (比 例) | ○渡辺 孝男 (比 例) | 鰐淵 洋子 (比 例) |

【 日 本 共 産 党 】

(7名)

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| ○井上 哲士 (比 例) | 市田 忠義 (比 例) | ○紙 智子 (比 例) |
| 小池 晃 (比 例) | 大門 実紀史 (比 例) | 仁比 聡平 (比 例) |
| ○山下 芳生 (比 例) | | |

【 社会民主党・護憲連合 】

(5名)

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 近藤 正道 (新 潟) | 福島 みずほ (比 例) | 渕上 貞雄 (比 例) |
| ○又市 征治 (比 例) | ○山内 徳信 (比 例) | |

【 国 民 新 党 】

(4名)

- | | | |
|---------------|-------------|---------------|
| ○亀井 亜紀子 (島 根) | 亀井 郁夫 (広 島) | ○自見 庄三郎 (比 例) |
| 長谷川 憲正 (比 例) | | |

【 各派に属しない議員 】

(6名)

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ○糸数 慶子 (沖 縄) | 江田 五月 (岡 山) | ○川田 龍平 (東 京) |
| ○山東 昭子 (比 例) | ○松浦 大悟 (秋 田) | 松下 新平 (宮 崎) |

5 議員の異動

第167回国会閉会後及び今国会（19. 9. 10 召集）中における議員の異動
（議員氏名として許可されたものは、それによる。）

○逝去

山本 孝史君（民主・比 例）
19. 12. 22 逝去

○辞職

小林 温君（自民・神奈川）
19. 9. 4 辞職

○線上補充当選

松 あきら君（公明・神奈川）
19. 9. 7 任期開始（小林温君辞職による）
大石 尚子君（民主・比 例）
19. 12. 28 任期開始（山本孝史君死去による）

○所属会派異動・会派所属

森田 高君（富 山）
19. 8. 31 民主党・新緑風会へ入会
鈴木 陽悦君（秋 田）
19. 9. 5 民主党・新緑風会へ入会
田中 康夫君（比 例）
19. 9. 10 民主党・新緑風会・日本へ入会
亀井 亜紀子君（島 根）
19. 10. 23 民主党・新緑風会・日本へ入会
亀井 郁夫君（広 島）
19. 10. 23 民主党・新緑風会・日本へ入会
自見 庄三郎君（比 例）
19. 10. 23 民主党・新緑風会・日本へ入会
長谷川 憲正君（比 例）
19. 10. 23 民主党・新緑風会・日本へ入会
松浦 大悟君（秋 田）
20. 1. 11 民主党・新緑風会・日本へ入会

○会派名変更

「民主党・新緑風会」
19. 9. 10 「民主党・新緑風会・日本」に変更

○会派解散

「国民新党」
19. 10. 23 解散

Ⅱ 議案の審議経過

1 議案審議概況

【概観】

閣法は、新規提出10件すべてが成立した。なお、テロ対策補給支援活動実施特措法案は本院において否決し、衆議院において再議決の結果成立した。また、衆議院で継続審査となっていた9件のうち、労働契約法案等4件が成立し、残る5件については、衆議院において4件が引き続き継続審査、1件が審査未了となった。

参法は、新規提出14件のうち、被災者生活再建支援法改正案の1件が成立し、残る13件については、本院において4件が継続審査、3件が審査未了、1件が撤回となり、衆議院において4件が継続審査、1件が審査未了となった。

衆法は、新規提出24件のうち、政治資金規正法改正案等11件が成立し、残る13件については、衆議院において、7件が継続審査、1件が審査未了、5件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた31件は、衆議院において25件が引き続き継続審査、5件が撤回となり、本院において1件が継続審査となった。

条約は、提出された3件がいずれも継続審査となった。

承認案件は、特定船舶入港禁止の実施及び北朝鮮貨物輸入承認義務等措置の2件が提出され、いずれも承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた平成18年度予備費関係5件が、いずれも引き続き継続審査となった。

決算は、平成18年度決算外2件が提出され、いずれも継続審査となった。また、平成17年度NHK決算（第166回国会提出）は、審査に入るに至らなかった。

【議案の審議状況】

【法律案の審議】

－閣法－

〔成立した主な閣法〕

気象業務法改正案（11月14日成立）

気象庁に、発生した断層運動による地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報を義務付けることとする等所要の措置を講ずる。

消費生活用製品安全法改正案（11月14日成立）

一般消費者による保守・管理が難しく、長期使用時に潜在的危険性のある製品による危害の発生の未然防止を図る観点から、製造事業者等に対し、製品等への保守管理上重要な情報の表示、点検実施体制の構築を求めるための措置等を講ずる。

電気用品安全法改正案（11月14日成立）

リチウム電池等の安全対策のための措置を講ずるとともに、旧法適合製品の販売禁止に係る経過措置の合理化を図るための措置を講ずる。

温泉法改正案（11月26日成立）

温泉において発生する可燃性天然ガスによる災害の防止を図るため、温泉の掘削及び採取時の安全対策の義務付け等所要の措置を講ずる。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法改正案（11月26日成立）

最近の銃器を使用した凶悪犯罪の発生状況にかんがみ、けん銃に係る罰則を強化する等の措置を講ずる。

労働契約法案、最低賃金法改正案＝労働関連法案＝（第166回国会提出 衆議院継続） （11月28日成立）

〔労働契約法案〕就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるようにするため、労働契約の変更、出向、転籍等に関する事項について定める。〔衆議院修正〕目的、労働契約の原則、労働契約の内容の理解の促進、労働者の安全への配慮、労働契約の成立、出向及び期間の定めのある労働契約の規定に関する部分について修正が行われた。

〔最低賃金法改正案〕国内の各地域ごとに地域別最低賃金を決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う。〔衆議院修正〕地域別最低賃金を決定するための要素である労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する旨の修正が行われた。

放送法等改正案（第166回国会提出 衆議院継続）（12月21日成立）

通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会に係る事項を中心として放送制度を改正するとともに、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続を創設する等の所要の改正を行う。〔衆議院修正〕経営委員会の権限に関する事項、経営委員会の委員が個別の放送番組の編集を行うことの禁止、国際放送の要請放送制度における放送事項等の限定及び協会の放送番組の編集の自由への配慮、認定放送持株会社における保有基準割合の範囲の上限を「2分の1以下」から「3分の1未満」に改めること、再発防止計画に関する改正規定の削除等の修正が行われた。

テロ対策補給支援活動実施特措法案（20年1月11日成立）

テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとする。

〔衆議院で継続審査となった閣法〕

犯罪国際化等対処のための刑法等改正案（第163回国会提出 衆議院継続）

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結に伴い、共謀罪及び証人等買収罪の新設、国外犯処罰規定の整備を行うほか、強制執行を妨害する行為等に対す

る罰則整備、ハイテク犯罪に対処するための法整備等を行う。

労働基準法改正案（第166回国会提出 衆議院継続）

就業形態の多様化、長時間労働者の割合の高止まり等に対応し、生活時間を確保しつつ、能力を發揮しながら働くことができるようにするため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

被用者年金一元化法案（第166回国会提出 衆議院継続）

共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として、被用者年金一元化のための所要の措置を講ずることにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

地方公務員法・地方独立行政法人法改正案（第166回国会提出 衆議院継続）

地方公務員について、退職管理の適正の確保を図るため再就職あっせん及び退職職員による現職職員への働きかけ等を規制するとともに、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため新たな人事評価制度を構築する等所要の法整備を行う。

〔衆議院で審査未了となった閣法〕

安全保障会議設置法等改正案（第166回国会提出 衆議院継続）

安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策に係る事項については、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官等により審議を行うことができることとするとともに、特定の事項を専門的に調査審議する専門会議を置くことができることとする等の措置を講ずる。

－参法－

〔成立した参法〕

被災者生活再建支援法改正案（11月9日成立）

被災者生活再建支援金の支給について被災世帯の世帯主の年齢及び収入に係る要件を廃止し、被災者生活再建支援金の額について定める等の措置を講ずる。

〔衆議院で継続審査となった参法〕

国民年金事業等運営改善法改正案（年金保険料流用禁止法案）

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにする。

農業者戸別所得補償法案

食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付する。

日本郵政株式会社等の株式処分停止法案

郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定める。

アフガニスタン復興支援等特措法案(テロ根絶法案)

アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争を停止し及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意の形成の支援その他アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタンの国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援する。

[衆議院で審査未了となった参法]

イラク人道復興支援特措法廃止法案

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する。

—衆法—

[成立した主な衆法]

厚生年金特例法案 (12月12日成立)

厚生年金保険制度において事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務を履行したことが明らかでない場合における保険給付に関する特例を設けるほか、当該事業主が特例納付保険料を納付できるようにするための措置等を講ずる。【衆議院修正】特例対象者の事業主に対する請求権の国による取得に関する規定、国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額等本法律の施行状況についての国会への報告に関する規定等を追加する修正が行われた。

犯罪利用預金口座等資金被害回復法案(振り込め詐欺救済法案) (12月14日成立)

預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することとする。

政治資金規正法改正案 (12月21日成立)

国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、支出の明細を記載する金額の引下げ、少額領収書の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を置く。

薬害肝炎救済法案 (20年1月11日成立)

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入した薬害事件によって、感染被害者及びその遺族の方々が、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている状況にかんがみ、人道的観点から、早急に感染被害者の

方々を投与の時期を問わず一律に救済するため、給付金を支給する措置を講ずる。

〔参議院で継続審査となった衆法〕

地方議会議員及び長の選挙に係る投票方法等特例法等改正案(電子投票法案)(第166回国会提出 衆議院継続)

選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法等の特例を定める。

【承認案件の審議】

〔承認された案件〕

特定船舶入港禁止の実施に関する承認案件 (11月14日承認)

北朝鮮船籍のすべての船舶の入港の禁止を平成20年4月13日まで実施(禁止の期間を半年間延長)することにつき、国会の事後承認を求める。

北朝鮮貨物輸入承認義務等措置に関する承認案件 (11月14日承認)

北朝鮮からの全貨物の輸入について承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮から第三国への仲介貿易取引について許可を受ける義務を課する措置を、引き続き、平成19年10月14日から平成20年4月13日までの間、講ずることについて、国会の事後承認を求める。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	10	10	0	0	0	0	0	0	
	衆 継	9	4	0	0	0	4	0	1	
参 法	新 規	14	1	4	0	3	4	0	1	撤回1
衆 法	新 規	24	11	0	0	0	7	0	1	撤回5
	衆 継	31	0	1	0	0	25	0	0	撤回5
条 約	新 規	3	0	0	0	0	3	0	0	
承 認	新 規	2	2	0	0	0	0	0	0	
予備費等	衆 継	5	0	0	0	0	5	0	0	
決算その他	新 規	3	0	3	0	0				
	継 続	1	0	0	0	1				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（19件）（うち衆議院において前国会から継続9件）

●両院通過（13件）（うち衆議院において前国会から継続4件）

- 1 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
- 2 電気用品安全法の一部を改正する法律案
- 3 気象業務法の一部を改正する法律案
- 4 温泉法の一部を改正する法律案
- 5 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案
- 7 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 8 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

（第166回国会提出）

- 80 労働契約法案（修）
- 82 最低賃金法の一部を改正する法律案（修）
- 87 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案
- 94 放送法等の一部を改正する法律案（修）

●憲法第59条第2項の規定により衆議院再可決（1件）

- 6 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案

●衆議院継続（4件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第163回国会提出）

- 22 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

（第166回国会提出）

- 81 労働基準法の一部を改正する法律案
- 95 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
- 97 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

●衆議院未了（1件）（衆議院において前国会から継続）

（第166回国会提出）

- 93 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（14件）

●両院通過（1件）

- 9 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

●本院継続（４件）

- 3 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案
- 4 特定肝炎対策緊急措置法案
- 10 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 11 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（４件）

- 1 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 6 農業者戸別所得補償法案
- 7 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案
- 13 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案

●本院未了（３件）

- 8 保険業法等の一部を改正する法律案
- 12 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 子ども手当法案

●衆議院未了（１件）

- 5 イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案

●撤回（１件）

- 2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（55件）（うち衆議院において前国会から継続31件）

●両院通過（11件）

- 3 身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（修）
- 7 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案
- 15 老人福祉法の一部を改正する法律案
- 16 借地借家法の一部を改正する法律案
- 17 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案
- 20 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 21 行政書士法の一部を改正する法律案
- 23 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害

者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案

●本院継続（1件）（衆議院において前国会から継続）

（第166回国会提出）

- 47 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（32件）（うち衆議院において前国会から継続25件）

- 6 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 8 肝炎対策基本法案
- 9 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 児童扶養手当法の一部を改正する法律案
- 18 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 介護労働者の人材確保に関する特別措置法案

（第163回国会提出）

- 6 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案
- 7 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 8 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
- 12 道路交通法の一部を改正する法律案
- 14 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案

（第164回国会提出）

- 13 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 14 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案
- 27 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 35 民法の一部を改正する法律案
- 40 公職選挙法等の一部を改正する法律案

（第165回国会提出）

- 2 学校教育法の一部を改正する法律案
- 6 交通基本法案
- 7 電気通信事業法の一部を改正する法律案

（第166回国会提出）

- 29 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

- 38 環境健康被害者等救済基本法案
- 41 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案
- 43 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案
- 44 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 48 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 50 宇宙基本法案
- 51 非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案
- 52 法医学研究所設置法案
- 53 公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案

●衆議院未了（1件）

- 10 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案

●撤回（10件）（うち衆議院において前国会から継続5件）

- 1 労働契約法案
- 2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 11 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案
- 12 有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案
- 22 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案

（第166回国会提出）

- 1 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案
- 33 借地借家法の一部を改正する法律案
- 34 最低賃金法の一部を改正する法律案
- 45 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案
- 54 老人福祉法の一部を改正する法律案

◎条約（3件）

●衆議院継続（3件）

- 1 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（２件）

●両院通過（２件）

- 1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 2 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（５件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

●衆議院継続（５件）

（第166回国会提出）

- 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
- 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
- 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

◎決算その他（４件）

●継続（３件）

- 平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書
- 平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（１件）

（第166回国会提出）

- 日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

4 議案審議表

凡例 ☆:参議院先議 (多):賛成多数 (全):全会一致

内閣委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(閣法第5号)	19.10.16	— 10.30 内閣	11.2 可決(全) 附帯決議	11.6 可決(全)	— 11.16	11.20	11.22 質疑	11.22 可決(全) 附帯決議	11.26 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	11.30 120号	

総務委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第7号)	19.11.2	— 11.5 総務	11.6 可決(全) 附帯決議	11.8 可決(全)	— 11.16	11.20	11.22 質疑	11.22 可決(全) 附帯決議	11.26 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	11.30 118号	
日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(自見庄三郎君外6名発議)(参第7号)	19.10.23	— 20.1.10 総務	継続審査		— 12.3	12.4	12.6 質疑	12.11 可決(多)	12.12 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 無	—	
放送法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第94号)	19.4.6 (166回)	(5.22・166回) 9.10 総務	12.6 修正(多) 附帯決議	12.11 修正(多)	(12.12) 12.12	12.12	12.12 質疑 12.13 参考人 12.20 質疑	12.20 可決(多) 附帯決議	12.21 可決(多)	民主、自民、 公明、無	共産、社民、 無	12.28 136号	
行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第21号)	19.12.20			12.20 可決(全)	— 12.21	12.25	12.25 質疑	12.25 可決(全)	20.1.9 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	20.1.17 3号	

法務委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)	19.11.2	— 11.5 法務	11.6 可決(全)	11.8 可決(全)	— 11.20	11.27	11.29 質疑	11.29 可決(全)	11.30 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	11.30 122号	
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)	19.11.2	— 11.5 法務	11.6 可決(全)	11.8 可決(全)	— 11.20	11.27		11.29 可決(全)	11.30 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	11.30 123号	
借地借家法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)(衆第16号)	19.12.7			12.11 可決(多)	— 12.12	12.13	—	12.13 可決(多)	12.14 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	12.21 132号	
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松岡徹君外5名発議)(参第10号)	19.12.4	—	—	—	— 12.26	—	—	継続審査		—	—	—	

外交防衛委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(浅尾慶一郎君外5名発議)(参第5号)	19.10.18	— 20.1.10 イラク支援	審査未了		— 19.11.14	11.22	11.27 質疑	11.27 可決(多)	11.28 可決(多)	民主、共産、社民、無	自民、公明、無	—	
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)	19.11.2	— 11.5 安全保障	11.16 可決(全)	11.20 可決(全)	— 11.20	11.27	11.29 質疑	11.29 可決(全)	11.30 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無	—	11.30 124号	
テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)	19.10.17	(10.23) 10.23 イラク支援	11.12 可決(多)	11.13 可決(多)	(11.28) 11.28	11.29	12.4 質疑 12.6 質疑 12.11 質疑 12.13 質疑 12.18 質疑 12.20 質疑 12.25 参考人/質疑 12.27 質疑 20.1.8 参考人/質疑 1.10 質疑	1.10 否決	1.11 否決	自民、公明、無	民主、共産、社民、無	20.1.16 1号	(1.11 衆議院にて再可決)
国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(直嶋正行君外8名発議)(参第13号)	19.12.21	— 20.1.11 イラク支援	継続審査		— 12.26	12.27	20.1.8 質疑 1.10 質疑	1.10 否決	1.11 可決(多)	民主、無	自民、公明、共産、社民、無	—	

財政金融委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(財務金融委員長提出)(衆第13号)	19.12.5			12.11 可決(全)	— 12.12	12.13	—	12.13 可決(全)	12.14 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無	—	12.21 133号	

厚生労働委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(直嶋正行君外6名発議)(参第1号)	19.9.14	— 11.13 厚生労働	継続審査		— 10.19	10.25	10.30 質疑 11.1 質疑	11.1 可決(多)	11.2 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 無	—	
労働契約法案(第166回国会閣法第80号)	19.3.13 (166回)	(5.24・166回) 9.10 厚生労働	11.7 修正(多)	11.8 修正(多)	— 11.9	11.15	11.20 質疑 11.22 参考人 11.27 質疑	11.27 可決(多)	11.28 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 無	民主(一部)、 共産、社民、 無	12.5 128号	
最低賃金法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第82号)	19.3.13 (166回)	(5.24・166回) 9.10 厚生労働	11.7 修正(多)	11.8 修正(多)	— 11.9	11.15		11.27 可決(多)	11.28 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	12.5 129号	
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第87号)☆	19.3.14 (166回)	— 9.10 厚生労働	11.2 可決(多) 附帯決議	11.6 可決(多)	— 11.14	11.15	—	11.27 可決(多)	11.28 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 無	民主(一部)、 共産、社民、 無	12.5 125号	第166回 国会参 議院に おいて修 正議決
身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第3号)	19.11.2			11.2 可決(全)	— 11.14	11.15	—	11.27 可決(全)	11.28 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	12.5 126号	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第4号)	19.11.2			11.2 可決(全)	— 11.14	11.15	—	11.27 可決(全)	11.28 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	12.5 127号	
特定肝炎対策緊急措置法案(家西悟君外6名発議)(参第4号)	19.10.2	—	—	—	— 11.30	12.4	12.6 質疑	継続審査		—	—	—	
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案(大村秀章君外6名提出)(衆第5号)	19.11.2	— 11.13 厚生労働	12.4 修正(全)	12.4 修正(全)	— 12.5	12.6	—	12.11 可決(全)	12.12 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	12.19 131号	
老人福祉法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第15号)	19.12.7			12.11 可決(全)	— 12.11	12.11	—	12.11 可決(全)	12.12 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	12.19 130号	
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(谷博之君外6名発議)(参第3号)	19.9.28	—	—	—	— 12.26	—	—	継続審査		—	—	—	
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)(衆第23号)	20.1.8			1.8 可決(全)	— 1.9	1.10	1.10 参考人/質 疑	1.10 可決(全)	1.11 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	20.1.16 2号	

農林水産委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
農業者戸別所得補償法案(平野達男君外4名発議)(参第6号)	19.10.18	— 12.4 農林水産		継続審査	— 10.29	10.30	11.1 質疑 11.6 質疑 11.8 参考人/質疑	11.8 可決(多)	11.9 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 無	—	
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(農林水産委員長提出)(衆第17号)	19.12.11			12.11 可決(全)	— 12.12	12.13	12.13 質疑	12.13 可決(全) 附帯決議	12.14 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	無	12.21 134号	

経済産業委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	19.10.12	— 10.24 経済産業	10.31 可決(全) 附帯決議	11.2 可決(全)	— 11.7	11.8	11.13 質疑	11.13 可決(全) 附帯決議	11.14 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	11.21 117号	
電気用品安全法の一部を改正する法律案(閣法第2号)	19.10.12	— 10.24 経済産業	10.31 可決(全) 附帯決議	11.2 可決(全)	— 11.7	11.8	11.13 質疑	11.13 可決(全) 附帯決議	11.14 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	11.21 116号	
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第2号)	19.10.19	— 10.30 経済産業	11.2 承認(多)	11.2 承認(多)	— 11.12	11.13	—	11.13 承認(全)	11.14 承認(多)	民主、自民、 公明、無	共産、社民、 無		

国土交通委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第3号)	19.10.12	— 10.24 国土交通	10.31 可決(全)	11.2 可決(全)	— 11.7	11.8	11.13 質疑	11.13 可決(全)	11.14 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	11.21 115号	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第1号)	19.10.19	— 10.30 国土交通	11.2 承認(多)	11.2 承認(多)	— 11.12	11.13	—	11.13 承認(多)	11.14 承認(多)	民主、自民、 公明、無	共産、社民、 無		

環境委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
温泉法の一部を改正する法律案(閣法第4号)	19.10.12	— 10.24 環境	11.2 可決(全) 附帯決議	11.2 可決(全)	— 11.12	11.15	11.20 質疑	11.20 可決(全) 附帯決議	11.26 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	—	11.30 121号	
土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外7名発議)(参第11号)	19.12.4	—	—	—	— 12.26	—	—	継続審査	—	—	—	—	

決算委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						備考	
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議			
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派		反対会派
平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書	19.11.20	— 12.11 決算行政監視	継続審査		(11.26 財務大臣の報告聴取) 11.26	11.26			継続審査	—	—	
平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書	19.11.20	— 12.11 決算行政監視	継続審査		— 11.26	11.26	12.10 全般質疑		継続審査	—	—	
平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書	19.11.20	— 12.11 決算行政監視	継続審査		— 11.26	11.26			継続審査	—	—	

議院運営委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第7号)	19.11.8			11.8 可決(全)	— 11.26	—	—	11.26 可決(全)	11.26 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無	—	11.30 119号	

災害対策特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(森ゆうこ君外6名発議)(参第2号)	19.9.27	—	—	—	10.29	10.31	11.2 質疑	—	—	—	—	—	19.11.8 撤回許可
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(高橋千秋君外4名発議)(参第9号)	19.11.8	— 11.9 災害対策	11.9 可決(全) 附帯決議	11.9 可決(全)	— 11.8	11.8	—	11.8 可決(全) 附帯決議	11.9 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無	—	11.16 114号	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(原田義昭君外3名提出)(第166回国会衆第47号)	19.6.12	— 9.10 倫理選挙	12.7 可決(多) 附帯決議	12.11 可決(多)	— 12.11	12.12	12.12 質疑	継続審査	—	—	—	—	
政治資金規正法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)(衆第20号)	19.12.19			12.20 可決(多)	— 12.20	12.20	12.20 質疑	12.20 可決(多)	12.21 可決(多)	民主、自民、公明、社民、無	共産、無	12.28 135号	

委員会未付託議案

(内閣提出法律案)

件名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)	17.10.4 (163回)	— 19.9.10 法務	継続審査	—	—	—	—	—	—	—	—		
労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)	19.3.13 (166回)	(5.24・166回) 9.10 厚生労働	継続審査	—	—	—	—	—	—	—	—		
安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第93号)	19.4.6 (166回)	— 9.10 安全保障	審査未了	—	—	—	—	—	—	—	—		
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第95号)	19.4.13 (166回)	— 9.10 厚生労働	継続審査	—	—	—	—	—	—	—	—		
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第97号)	19.5.29 (166回)	— 9.10 総務	継続審査	—	—	—	—	—	—	—	—		

(本院議員提出法律案)

件名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
保険業法等の一部を改正する法律案(大久保勉君外5名発議)(参第8号)	19.11.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案(直嶋正行君外5名発議)(参第12号)	19.12.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
子ども手当法案(神本美恵子君外8名発議)(参第14号)	19.12.26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

(条約)

件名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	19.12.11	— 20.1.10 外務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	19.12.11	— 20.1.10 外務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	19.12.11	— 20.1.10 外務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(予備費等支出承諾)

件名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院			参議院						備考		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派		反対会派	
平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	19.3.20 (166回)	— 9.10 決算行政監視	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	19.3.20 (166回)	— 9.10 決算行政監視	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	19.3.20 (166回)	— 9.10 決算行政監視	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	19.5.22 (166回)	— 9.10 決算行政監視	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	19.5.22 (166回)	— 9.10 決算行政監視	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(NHK決算)

件名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院			参議院						議案要 旨掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	19.2.9 (166回)	— 9.10 総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	231	—

Ⅲ 本会議の審議概要

1 本会議審議経過

○平成19年9月10日（月）

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員松あきら君を議院に紹介した。

休憩 午前10時2分

再開 午後2時31分

日程第2 会期の件

本件は、全会一致をもって62日間とすることに決した。

日程第3 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	藤原	正司君
総務委員長	山内	俊夫君
法務委員長	山下	栄一君
外交防衛委員長	小川	敏夫君
財政金融委員長	家西	悟君
文教科学委員長	市川	一朗君
厚生労働委員長	鶴保	庸介君
農林水産委員長	加治屋	義人君
経済産業委員長	伊達	忠一君
国土交通委員長	大江	康弘君
環境委員長	大石	正光君
国家基本政策委員長	前田	武志君
予算委員長	尾辻	秀久君
行政監視委員長	郡司	彰君
懲罰委員長	築瀬	進君

日程第4 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	岡田	広君
総務委員長	高嶋	良充君
法務委員長	遠山	清彦君
外交防衛委員長	北澤	俊美君
財政金融委員長	峰崎	直樹君

文教科学委員長	関口	昌一君
厚生労働委員長	岩本	司君
農林水産委員長	郡司	彰君
経済産業委員長	渡辺	秀央君
国土交通委員長	吉田	博美君
環境委員長	松山	政司君
国家基本政策委員長	山下	八洲夫君
予算委員長	鴻池	祥肇君
決算委員長	小川	敏夫君
行政監視委員長	加藤	修一君
懲罰委員長	中曾根	弘文君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

散会 午後2時55分

○平成19年9月25日（火）

開会 午後1時31分

日程第1 内閣総理大臣の指名

本件は、記名投票の結果(投票総数240、過半数121)、小沢一郎君117票、福田康夫君106票、志位和夫君7票、福島みずほ君5票、綿貫民輔君4票、白票1票にて、いずれも投票の過半数を得たものがないので、その最多数を得た小沢一郎君、福田康夫君について決選投票を行った結果(投票総数239)、小沢一郎君133票、福田康夫君106票にて、衆議院議員小沢一郎君が指名された。

議長は、衆議院において衆議院議員福田康夫君を内閣総理大臣に指名した旨の通知に接している旨報告し、本院は内閣総理大臣の指名について両院協議会を求めなければならない旨を告げた。

休憩 午後2時10分

再開 午後3時6分

内閣総理大臣の指名両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後3時8分

再開 午後5時6分

内閣総理大臣の指名両院協議会参議院協議委員議長報告

本件は、協議委員議長輿石東君から両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

散会 午後5時10分

○平成19年10月1日（月）

開会 午後1時35分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

福田内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後1時55分

○平成19年10月4日（木）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

輿石東君、山崎正昭君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時43分

○平成19年10月5日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

白浜一良君、大石正光君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、椎名一保君、相原久美子君、市田忠義君、福島みずほ君、自見庄三郎君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

調査会設置の件

本件は、議長発議により、

国際問題及び地球温暖化問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**国際・地球温暖化問題に関する調査会**、

国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**国民生活・経済に関する調査会**、

少子高齢化・共生社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**少子高齢化・共生社会に関する調査会**を設置することに全会一致をもって決し、

議長は、調査会委員を指名した。

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員小川敏夫君、裁判官訴追委員前川清成君、同予備員木村仁君、脇雅史君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等の職務を行う順序を決定した。

各種委員の選任

裁判官弾劾裁判所裁判員

前川	清成君
浅野	勝人君
田中	直紀君
松田	岩夫君
浜四津	敏子君

同予備員

今野	東君 (第2順位)
谷川	秀善君 (第3順位)
山口	那津男君 (第4順位)

裁判官訴追委員

大久保	勉君
大塚	耕平君
ツルネン	マルテイ君
松野	信夫君
衛藤	晟一君
加納	時男君
林	芳正君
山本	一太君
荒木	清寛君

同予備員

加藤	敏幸君 (第1順位)
島田	智哉子君 (第2順位)
尾立	源幸君 (第3順位)

皇室会議予備議員

平田	健二君 (第1順位)
尾辻	秀久君 (第2順位)

皇室経済会議予備議員

家西	悟君 (第1順位)
山崎	正昭君 (第2順位)

検察官適格審査会委員

松村	龍二君
----	-----

同予備委員

白 眞勲君（内藤正光君の予備委員）

脇 雅史君（松村龍二君の予備委員）

日本ユネスコ国内委員会委員

小林 正夫君

蓮 舫君

国土審議会委員

大石 正光君

大江 康弘君

鈴木 政二君

吉村 剛太郎君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

羽田 雄一郎君

藤井 孝男君

山崎 正昭君

各種委員の順位変更

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

松岡 徹君（第3順位を第1順位に変更）

裁判官訴追委員予備員

佐藤 昭郎君（第2順位を第4順位に変更）

事務総長辞任の件

本件は、川村良典君の辞任を許可することに決した。

事務総長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は小幡幹雄君を指名した。

散会 午後3時25分

○平成19年11月2日（金）

開会 午前10時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員藤井孝男君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員藤井孝男君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

輿石東君は、祝辞を述べた。

藤井孝男君は、謝辞を述べた。

次いで、議長発議により、国会議員として在職24年に達した前議員井上裕君、竹山裕君、真鍋賢二君、倉田寛之君、吉川春子君を院議をもって表彰することに決した。

日程第1 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案（直嶋正行君外 6 名発議）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対95にて可決された。

散会 午前10時19分

○平成19年11月9日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（高橋千秋君外 4 名発議）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 農業者戸別所得補償法案（平野達男君外 4 名発議）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成129、反対104にて可決された。

休憩 午前10時11分

再開するに至らなかった。

○平成19年11月14日（水）

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
国家公務員倫理審査会会長に吉本徹也君、
同委員に草野忠義君、羽入佐和子君、
検査官に山浦久司君、
総合科学技術会議議員に本庶佑君、栗田洋子君、
地方分権改革推進委員会委員に西尾勝君、
電気通信事業紛争処理委員会委員に坂庭好一君、龍岡資晃君、尾畑裕君、富沢木実君、
淵上玲子君、
日本放送協会経営委員会委員に大滝精一君、井原理代君、
中央更生保護審査会委員に志村洋子君、
中央社会保険医療協議会委員に庄司洋子君、
運輸審議会委員に大屋則之君、廻洋子君、
公害健康被害補償不服審査会委員に大森淳君を任命することに賛成226、反対0にて
全会一致をもって同意することに決し、
国家公務員倫理審査会委員に北城格太郎君、
総合科学技術会議議員に榊原定征君、
電波監理審議会委員に小舘香椎子君、
日本放送協会経営委員会委員に深谷紘一君、
公安審査委員会委員に橋本五郎君を任命することに賛成215、反対7にて同意するこ
とに決し、
国家公安委員会委員に田尾健二郎君を任命することに賛成210、反対14にて同意する

ことに決し、
労働保険審査会委員に平野由美子君、
運輸審議会委員に長尾正和君、
公害健康被害補償不服審査会委員に田中義枝君を任命することに賛成105、反対124にて同意しないことに決した。

日程第1 気象業務法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成231、反対0にて全会一致をもって可決、日程第2は賛成217、反対13にて承認することに決した。

日程第3 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 電気用品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3及び第4は賛成231、反対0にて全会一致をもって可決、日程第5は賛成217、反対13にて承認することに決した。

散会 午前10時21分

○平成19年11月26日（月）

開会 午後2時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成十八年度決算の概要について）

本件は、額賀財務大臣から報告があった後、直嶋正行君、浅野勝人君、遠山清彦君、山下芳生君、又市征治君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 温泉法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもつ

て可決された。

散会 午後4時3分

○平成19年11月28日（水）

開会 午前10時1分

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、町村国務大臣から趣旨説明があった後、藤田幸久君、佐藤昭郎君、西田実仁君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（浅尾慶一郎君外5名発議）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対103にて可決された。

日程第2 労働契約法案（第166回国会内閣提出、第168回国会衆議院送付）

日程第3 最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会内閣提出、第168回国会衆議院送付）

日程第4 身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第6 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（第166回国会内閣提出、第168回国会衆議院送付）

以上5案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2及び第6は賛成220、反対15にて可決、日程第3は賛成228、反対7にて可決、日程第4及び第5は賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時46分

○平成19年11月30日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。議院運営委員長から参議院の組織及び運営の改革に関する協議会について発言があった。

散会 午前10時10分

○平成19年12月12日（水）

開会 午前10時1分

元議員林田悠紀夫君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は弔詞を朗読した。

放送法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、増田総務大臣から趣旨説明があった後、行田邦子君が質疑をした。

日程第1 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（自見庄三郎君外6名発議）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対103にて可決された。

日程第2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（衆議院提出）

日程第3 老人福祉法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以下両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時40分

○平成19年12月14日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 借地借家法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、法務委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対6にて可決された。

日程第2 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（衆議院提出）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対1にて可決された。

休憩 午前10時10分

再開するに至らなかった。

○平成19年12月21日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 放送法等の一部を改正する法律案（第166回国会内閣提出、第168回国会衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式

投票をもって採決の結果、賛成216、反対13にて可決された。

日程第2 政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対7にて可決された。

散会 午前10時10分

○平成20年1月9日（水）

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員大石尚子君を議院に紹介した後、同君を環境委員に指名した。

日程第1 行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時5分

○平成20年1月11日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（衆議院提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（直嶋正行君外8名発議）

以上両案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、記名投票をもって採決の結果、日程第2は賛成106、反対133にて否決、日程第3は賛成120、反対118にて可決された。

休憩 午前10時55分

再開するに至らなかった。

○平成20年1月15日（火）

開会 午前11時31分

日程第1及び第2の請願

酒税法の一部改正に関する請願外149件の請願

以上の請願は、外交防衛委員長外3委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会の審査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

法務委員会

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（参第10号）

厚生労働委員会

一、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（参第3号）

一、特定肝炎対策緊急措置法案（参第4号）

環境委員会

一、土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（参第11号）

決算委員会

一、平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書

一、平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（第166回国会衆第47号）

議長は、今国会の議事を終了するに当たりあいさつをした。

休憩 午前11時35分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
月日	事 項	演説者	月日	質疑者
19. 9. 10	所信表明演説	安倍内閣総理大臣		
19. 10. 1	所信表明演説	福田内閣総理大臣	10. 4	輿石 東君(民主) 山崎 正昭君(自民)
			10. 5	白浜 一良君(公明) 大石 正光君(民主) 椎名 一保君(自民) 相原 久美子君(民主) 市田 忠義君(共産) 福島 みずほ君(社民) 自見 庄三郎君(国民)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
月日	事 項	報告者	月日	質疑者
19. 11. 26	平成十八年度決算の概要について	額賀財務大臣	同日	直嶋 正行君(民主) 浅野 勝人君(自民) 遠山 清彦君(公明) 山下 芳生君(共産) 又市 征治君(社民)

IV 両院協議会の協議概要

両院協議会の協議概要

内閣総理大臣の指名両院協議会

(1) 協議概観

9月25日の本会議において衆議院議員小沢一郎君が内閣総理大臣に指名された。同日の衆議院本会議において衆議院議員福田康夫君が内閣総理大臣に指名されていたことから、本院は衆議院に対し、両院協議会を開くことを求め、同日の本会議において、院議を構成した会派である民主、共産、社民及び国民の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に興石東君を、副議長に平田健二君を互選した。

両院協議会は同日開かれたが、成案を得なかった。なお、協議委員議長は、同日の本会議において、両院協議会の報告を行った。

(2) 協議経過

○平成19年9月25日（火）（第1回）

○成案を得なかった。

(3) 内閣総理大臣の指名両院協議会参議院協議委員議長報告

内閣総理大臣の指名両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、興石東が、副議長に平田健二君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、笹川堯君が協議委員議長に、小此木八郎君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の笹川堯君が議長に当選されました。

協議会におきましては、まず本院が衆議院議員小沢一郎君を内閣総理大臣に指名した議決の趣旨について工藤堅太郎君から、続いて衆議院が衆議院議員福田康夫君を指名した議決の趣旨について小此木八郎君から、それぞれ説明を聴取いたしました。

次に、協議に入り、本院側は井上哲士君、近藤正道君及び長谷川憲正君が、衆議院側は漆原良夫君及び根本匠君が意見を述べた後、採決に入りました。

採決は、内閣総理大臣の指名について、まず参議院の指名どおりと決することについて行われましたところ、賛成者は10名、次に衆議院の指名どおりと決することについて行われましたところ、賛成者は9名であり、いずれも出席協議委員の3分の2に達しませんで

した。したがって、両院協議会は、内閣総理大臣の指名について成案を得るには至りませんでした。

以上、御報告申し上げます。

(4) 協議表

案 件	請求議院	請求の理由	請求日	本 院 協議委員 選挙日	両 院 協議会 開会日	成案の議決		備 考
						参議院	衆議院	
内閣総理大臣の指名	参議院	両議院議決 不一致	19. 9. 25	19. 9. 25	19. 9. 25	協議会において成案を得なかった		憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった

(5) 協議委員

議 長	興石	東 (民主)	大石	正光 (民主)	近藤	正道 (社民)
副議長	平田	健二 (民主)	工藤	堅太郎 (民主)	長谷川	憲正 (国民)
	家西	悟 (民主)	築瀬	進 (民主)		
	小川	勝也 (民主)	井上	哲士 (共産)		

V 委員会及び調査会等の審議概要

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	岡田 広 (自民)	工藤 堅太郎 (民主)	鴻池 祥肇 (自民)
理事	松井 孝治 (民主)	芝 博一 (民主)	鈴木 政二 (自民)
理事	山根 隆治 (民主)	島田 智哉子 (民主)	中川 義雄 (自民)
理事	有村 治子 (自民)	平田 健二 (民主)	風間 昶 (公明)
理事	松村 龍二 (自民)	柳澤 光美 (民主)	自見 庄三郎 (国民)
	相原 久美子 (民主)	岩城 光英 (自民)	糸数 慶子 (無)
	神本 美恵子 (民主)	北川 イッセイ (自民)	(19.10.23 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願4種類12件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案については、委員会において、最近の銃器犯罪の状況と法律改正による抑止効果、インターネット上の銃器に関連する違法・有害情報規制の在り方、銃器事犯における暴力団の首領等幹部の責任追及の在り方等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

平成19年10月25日、金大中事件に係る韓国の報告書と政府の対応、内閣の情報機能強化についての検討状況と情報機関の充実、治安情勢の現状と国民の体感治安改善に資する施策、弾道ミサイル防衛システム配備と今後の研究の在り方、独立行政法人の整理合理化に際しての国立公文書館の扱い、道州制の検討状況と今後の課題、北海道洞爺湖サミットの警備等の諸問題について質疑を行った。

10月30日、官民人材交流センターについての検討状況、有害情報に対する規制強化、経済財政諮問会議の議論の在り方、補助金等交付により造成した基金の見直し、障害者権利条約の早期批准及び国内法整備等の作業状況、竹島を含めた領土問題を所掌する行政組織の必要性、中国における遺棄化学兵器処理事業をめぐる諸課題、地域の個性をいかした地方分権改革の推進、食の安全・安心を確保するための国内外の体制、独立行政法人整理合理化計画の策定状況、教科書検定における沖縄戦の集団自決の記述の在り方、少子化対策及び子育て支援の在り方等の諸問題について質疑を行った。

12月11日、茨城県及び千葉県において、科学技術政策及び警察に関する実情調査を行った。

12月20日、猟銃等の所持許可を始めとする銃規制の在り方を見直す必要性、保育サービスの充実に向けた現状把握と施策、周産期医療の充実に向けた取組、自殺対策における政府と民間団体との連携の在り方、少年の非行・再犯防止に向けた取組、子どもが利用する施設における防犯対策の必要性、独立行政法人の整理合理化に当たっての国立女性教育会館の取扱い等の諸問題について質疑を行った。

平成20年1月10日、インターネット上の違法・有害情報対策、自殺対策における自殺の実態に関する情報の活用の重要性、投機マネーに対する規制の必要性、構造改革特区制度の活用状況及び今後の在り方、猟銃等の所持許可を始めとする銃規制の検討状況、沖縄金融特区制度の実績及び見直しの必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月25日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣の情報機能強化についての検討状況と情報機関の充実に関する件、治安情勢の現状と国民の体感治安改善に資する施策に関する件、道州制の検討状況と今後の課題に関する件、北海道洞爺湖サミットの警備に関する件等について町村内閣官房長官、泉国家公安委員会委員長、渡辺国務大臣、増田国務大臣、上川内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、松村龍二君（自民）

○平成19年10月30日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 官民人材交流センターについての検討状況に関する件、有害情報に対する規制強化に関する件、経済財政諮問会議の審議の在り方に関する件、補助金等交付により造成した基金の見直しに関する件、障害者権利条約の早期批准及び国内法整備に関する件、中国の遺棄化学兵器の処理事業に関する件、地域の個性を生かした地方分権改革に関する件、独立行政法人整理合理化計画の策定状況に関する件、少子化対策及び子育て支援に関する件等について渡辺国務大臣、岸田国務大臣、泉国務大臣、上川内閣府特命担当大臣、大田内閣府特命担当大臣、増田国務大臣、岩城内閣官房副長官、山本内閣府副大臣、中川内閣府副大臣、谷口総務副大臣、木村内閣府副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、自見庄三郎君（民主）、島田智哉子君（民主）、神

本美恵子君（民主）、有村治子君（自民）、北川イッセイ君（自民）、風間昶君（公明）、糸数慶子君（無）

○平成19年11月20日（火）（第4回）

- 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月22日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長、中川内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、有村治子君（自民）、風間昶君（公明）、糸数慶子君（無）

（閣法第5号）賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成19年12月20日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 猟銃等の所持許可を始めとする銃規制の在り方に関する件、少子化社会対策の充実に関する件、自殺対策の在り方に関する件、独立行政法人の整理合理化に関する件等について泉国家公安委員会委員長、町村内閣官房長官、上川内閣府特命担当大臣、岸田内閣府特命担当大臣、木村内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、相原久美子君（民主）、島田智哉子君（民主）、柳澤光美君（民主）、北川イッセイ君（自民）、風間昶君（公明）、糸数慶子君（無）

○平成20年1月10日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 猟銃等の所持許可を始めとする銃規制の在り方に関する件、自殺者数の現状と自殺対策の在り方に関する件、投機マネーに対する規制の必要性に関する件、構造改革特区制度の現状と今後の在り方に関する件、沖縄金融特区制度の実績と見直しの必要性に関する件等について泉国家公安委員会委員長、岸田国務大臣、上川内閣府特命担当大臣、大田内閣府特命担当大臣、木村内閣府副大臣、中川内閣府副大臣、山本内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、柳澤光美君（民主）、自見庄三郎君（民主）、松村龍二君（自民）、風間昶君（公明）、糸数慶子君（無）

○平成20年1月15日（火）（第8回）

- 請願第29号外11件を審査した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案 (閣法第5号)

【要旨】

本法律案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し及び譲受け、銃砲の製造等に関する罰則を強化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正

- 1 けん銃等の発射又は所持に係る違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたとき、又は団体に不正権益を得させ、若しくは団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われたときは、当該違反行為をした者を加重処罰する。
- 2 けん銃等を不法に所持した場合において、当該けん銃等の数が2以上であるときは、当該不法所持をした者を加重処罰する。
- 3 けん銃等又はけん銃実包の営利目的による輸入等に関する罰則を強化する。
- 4 許可を受けた銃砲の発射制限違反に対する罰則を強化する。
- 5 刃物の携帯禁止違反に対する罰則を強化する。
- 6 その他罰則に関する所要の規定を整備する。

二、武器等製造法の一部改正

- 1 銃砲の営利目的による無許可製造に関する罰則及び銃砲弾の無許可製造に関する罰則を強化する。
- 2 その他罰則に関する所要の規定を整備する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、銃器を使用した犯罪が続発し、けん銃の潜在化傾向が顕著となっていることにより、国民生活に重大な不安と脅威が生じている現状にかんがみ、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、本法における「団体」に係る規定の適用に関しては、厳正な運用を行うとともに、正当な目的を有する団体の正当な活動を阻害することがないように十分留意すること。
- 二、けん銃の不法所持等の銃器犯罪を厳格に取り締まるとともに、銃器の国内での密造や海外からの密輸入阻止のため、関係機関の連携を強化し、水際対策の一層の徹底を図るなど、総合的な銃器対策をさらに進めること。
- 三、銃器犯罪の多くが暴力団によって行われている実態にかんがみ、摘発に向けた徹底した突き上げ捜査を実施するとともに、首領等幹部の責任をより実効的に追及することができるよう、法制の在り方を含め検討すること。

四、本法の施行状況を踏まえ、罰則の効果等を検証し、必要な場合には見直しを含めた検討を行うこと。

五、今後の治安対策の実施に当たっては、我が国の社会構造の変化に対応し銃器の一般への拡散傾向がみられる等犯罪情勢が変化していることを踏まえ、有効な施策を講ずること。

右決議する。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	高嶋	良充 (民主)	行田	邦子 (民主)	二之湯	智 (自民)
理事	加藤	敏幸 (民主)	榛葉	賀津也 (民主)	溝手	顕正 (自民)
理事	那谷屋	正義 (民主)	武内	則男 (民主)	吉村	剛太郎 (自民)
理事	内藤	正光 (民主)	外山	齋 (民主)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	河合	常則 (自民)	吉川	沙織 (民主)	弘友	和夫 (公明)
理事	末松	信介 (自民)	泉	信也 (自民)	山下	芳生 (共産)
	石井	一 (民主)	磯崎	陽輔 (自民)	又市	征治 (社民)
	梅村	聡 (民主)	岸	信夫 (自民)		
	加賀谷	健 (民主)	世耕	弘成 (自民)		

(19. 10. 18 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件（総務委員長）の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類22件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

公務員制度 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、平成19年8月8日の人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員について、指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定並びに専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設等を行おうとするものである。委員会においては、人事院勧告制度の意義並びに勧告尊重堅持に対する大臣の決意、指定職職員の給与改定を見送る理由、公務の労使関係の見直しに対する政府の姿勢、地方公務員の給与決定における民間準拠重視の妥当性、地域手当支給の根拠とそのアンバランスの是正、公務の民主的・能率的運営に資する人事評価制度の確立等について質疑が行われた。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した。なお、本法律案に対し、5項目から成る附帯決議が付された。

地方行財政 行政書士法の一部を改正する法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士の業務に関する規定及び欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定の整備等を行おうとするものである。委員会においては、衆議院総務委員長代理今井宏君から趣旨説明を聴取した後、法改正の趣旨と改正に伴う国民の利便性向上、行政書士の信頼確保策、電子政府の進展に向けた行政書士の役割、行政書士の司法制度参入への課題等について質疑が行われた。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した。

情報通信 **放送法等の一部を改正する法律案**は、通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会について、経営委員会の監督権限の明確化等によるガバナンス強化等の措置を講ずるほか、複数の地上系一般放送事業者を子会社とする認定放送持株会社の制度を導入するとともに、無線局の開設に関するあっせん・仲裁手続の創設等、電波の有効活用を促進するための制度を設けようとするものであり、衆議院においては、協会の経営委員会の権限に関する事項、経営委員会の委員が個別の放送番組の編集を行うことの禁止、国際放送の要請放送制度における放送事項等の限定及び協会の放送番組の編集の自由への配慮、認定放送持株会社における保有基準割合の修正、再発防止計画に関する改正規定の削除等の修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、衆議院における修正の意義とその評価、協会の執行部と経営委員会及び監査委員会についてのそれぞれの機能と役割、国際放送の実施要請を行うに際しての放送番組編集の自由の確保、情報の多様性・地域性に配慮した認定放送持株会社制度の運用、放送倫理・番組向上機構における自律的な取組への期待、放送行政機関の在り方等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。なお、本法律案に対し、7項目から成る附帯決議が付された。

郵政事業等 **日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案**は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めようとするものである。委員会においては、郵便局ネットワーク堅持の重要性、民営化の問題点と株式処分の停止の必要性、郵便貯金銀行向けの金融検査マニュアル策定の必要性、本法律案が前提とする郵政民営化の見直しの内容、日本郵政グループの非常勤職員の待遇改善と雇用の確保等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

10月18日、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

10月23日、地方の財政力格差是正に関する件、地方交付税の在り方に関する件、ふるさと納税に関する件、首長の多選制限に関する件、地域における公立病院の役割に関する件、人事院勧告の取扱いに関する件、政治資金規正改革の体制整備に関する件、地上デジタル放送への全面移行に向けた取組に関する件、NHK受信料制度の在り方に関する件等について質疑を行った。

11月1日、日本郵政公社平成17年度及び平成18年度財務諸表の承認に関する報告に関する件について増田総務大臣及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君から説明を聴いた後、質疑を行った。

11月22日、国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月18日(木)(第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

○平成19年10月23日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方の財政力格差是正に関する件、地方交付税の在り方に関する件、ふるさと納税に関する件、首長の多選制限に関する件、地域における公立病院の役割に関する件、人事院勧告の取扱いに関する件、政治資金規正改革の体制整備に関する件、地上デジタル放送への全面移行に向けた取組に関する件、NHK受信料制度の在り方に関する件等について増田総務大臣、森山財務副大臣、谷口総務副大臣、西川厚生労働副大臣、二之湯総務大臣政務官、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕内藤正光君(民主)、那谷屋正義君(民主)、加賀谷健君(民主)、田中康夫君(民主)、世耕弘成君(自民)、末松信介君(自民)、河合常則君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

○平成19年11月1日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本郵政公社平成17年度及び平成18年度財務諸表の承認に関する報告に関する件について増田総務大臣及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君から説明を聴いた後、同大臣、小泉財務大臣政務官、谷人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、同株式会社取締役兼代表執行役副社長高木祥吉君、株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役会長古川治次君、株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役会長進藤丈介君、郵便局株式会社代表取締役会長川茂夫君、郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄君及び日本郵政株式会社郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会委員長・郵便事業株式会社社外取締役松原聡君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕内藤正光君(民主)、長谷川憲正君(民主)、外山斎君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、弘友和夫君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

○平成19年11月20日(火)(第4回)

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について増田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月22日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について増田総務大臣、山本内閣府副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加藤敏幸君（民主）、那谷屋正義君（民主）、武内則男君（民主）、又市征治君（社民）、磯崎陽輔君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）

（閣法第7号）賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議を行った。

○平成19年12月4日（火）（第6回）

- 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参第7号）について発議者参議院議員自見庄三郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年12月6日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参第7号）について発議者参議院議員那谷屋正義君、同長谷川憲正君、同大久保勉君、同近藤正道君、増田総務大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び同株式会社専務執行役佐々木英治君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕梅村聡君（民主）、末松信介君（自民）、河合常則君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年12月11日（火）（第8回）

- 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参第7号）について討論の後、可決した。

（参第7号）賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 自民、公明

○平成19年12月12日（水）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第94号）（衆議院送付）について増田総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員馳浩君から説明を聴いた後、同山口俊一君、同谷口和史君、同原口一博君、同小

川淳也君、増田総務大臣、二之湯総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長古森重隆君、同協会会長橋本元一君及び社団法人日本民間放送連盟専務理事玉川寿夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加藤敏幸君（民主）、岸信夫君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年12月13日（木）（第10回）

- 放送法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第94号）（衆議院送付）について参考人社団法人日本民間放送連盟副会長・北海道文化放送株式会社代表取締役社長上澤孝二君、放送倫理・番組向上機構放送倫理検証委員会委員長川端和治君及び上智大学文学部新聞学科教授音好宏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤末健三君（民主）、末松信介君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年12月20日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第94号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員原口一博君、同小川淳也君、同山口俊一君、同谷口和史君、増田総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長古森重隆君、同協会会長橋本元一君及び同協会専務理事放送総局長原田豊彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕内藤正光君（民主）、藤末健三君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

（第166回国会閣法第94号）賛成会派 民主、自民、公明
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年12月25日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政書士法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長代理今井宏君から趣旨説明を聴き、同今井宏君、同原口一博君、同石田真敏君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕那谷屋正義君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

（衆第21号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成20年1月15日（火）（第13回）

- 請願第622号外21件を審査した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成19年8月8日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定並びに専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額について、初任給を中心に若年層に限定して改定する。
- 二、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員の適切な処遇を図るため、これらの職員を対象とした専門スタッフ職俸給表を新設する。
- 三、扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を1人につき6,500円とする。
- 四、勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引き上げる。ただし、平成19年度においては、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成20年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。
- 五、始業及び終業の時刻について、職員の申告を経て勤務時間を割り振ることができる職員として、専門スタッフ職俸給表の適用職員等を追加する。
- 六、この法律は、公布の日から施行する。ただし、一及び三については、平成19年4月1日から、二及び四(平成19年度分を除く。)については、平成20年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、人事院勧告を尊重する姿勢を堅持し、完全実施するよう努めること。
- 二、専門スタッフ職俸給表の導入がライン中心の人事管理を見直し、複線型人事管理を実現することに資するものとなるよう、専門スタッフ職職員に適用される制度の不断の見直しに努めること。また、採用試験の種類にとらわれない人事管理を行うなど、幹部職員の選抜及び育成に係る制度の抜本的な見直しに着手すること。
- 三、官民給与比較の在り方の検討については、平成18年度に始まる給与構造改革の実施途中にあること、及び、人事院が公務員人事管理をつかさどる独立性の強い中立第三者機関・専門機関であることに、十分に留意すること。
- 四、いわゆる常勤的非常勤職員について、勤務実態の調査に基づき、職務内容、勤務条件等を速やかに検討すること。
- 五、公務員制度改革の一環として検討が進められている公務の労使関係の見直しに当たっ

ては、職員団体等の十分な意見聴取と理解の下、国民の理解が得られる結論を得ること。
右決議する。

放送法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第94号）

【要旨】

本法律案は、通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会について、監査委員会の設置等、業務の適正な執行を確保するための内部組織の強化等の措置を講ずるほか、2以上の地上系一般放送事業者を子会社とする持株会社の制度を創設するとともに、無線局の開設に関するあっせん・仲裁手続の創設等、電波の有効活用を促進するための制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、放送法の一部改正

1 日本放送協会関係

イ 日本放送協会（以下、「協会」という。）のガバナンスを強化するため、経営委員会について監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、経営委員会の委員から構成する監査委員会の設置、外部監査の導入等を措置する。

ロ 協会が放送した放送番組（番組アーカイブ）をブロードバンド等を通じて有料で提供することを協会の業務に追加するとともに、利用者保護のため、その業務の実施基準について認可を要すること等を規定する。

ハ 我が国の対外情報発信力を強化するため、協会の国際放送の業務を外国人向けと在外邦人向けに分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。また、外国人向けの映像国際放送について番組制作等を新法人に委託する制度を設ける。

ニ 国際放送の命令放送制度について、「命ずる」との文言を「要請する」に改め、協会はこれに応じるよう努めるものとする等措置する。

2 一般放送事業者関係等

イ 経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する持株会社によるグループ経営を経営の選択肢とするため、複数の地上放送事業者の子会社化を可能とする「認定放送持株会社制度」を導入する。

ロ 相当数の有料放送契約を代理等する有料放送管理業務（いわゆるプラットフォーム業務）の影響増大を踏まえ、受信者保護を図るため、その業務を行う者は業務開始の事前届出と業務運営の適正確保のための措置を講ずること等を規定する。

ハ 地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向け放送（ワンセグ放送）について、一般のテレビ向け番組とは異なる番組の放送（独立利用）を可能とする。

ニ 委託放送事業を譲り受けた者は、総務大臣の認可により、委託放送事業者の地位を承継できることとする。

ホ 地上放送による有料放送の料金設定等に関する総務大臣の認可制を届出制に改める。

二、電波法・電気通信事業法の一部改正

- 1 新しい無線通信サービス等の迅速かつ円滑な実現のため、電波利用の技術的な試験や需要調査のための無線局を開設できることとする。
- 2 無線局を開設する場合等に既存無線局との間で行う混信等の防止に関する協議を促進するためのあっせん及び仲裁の制度を創設する。
- 3 柔軟な電波利用の実現のため、無線局の免許人等以外の者に一定の条件の下で無線局を運用させることができることとする。
- 4 電気通信事業の運営が適正かつ合理的でないため電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときに、電気通信事業者に対する業務改善命令ができるよう、その要件を見直すこととする。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、経営委員会の権限に関する事項、経営委員会の委員が個別の放送番組の編集を行うことの禁止、国際放送の要請放送制度における放送事項等の限定及び協会の放送番組の編集の自由への配慮、認定放送持株会社における保有基準割合の範囲の上限を「2分の1以下」から「3分の1未満」に改めること、再発防止計画に関する改正規定の削除等の修正がなされた。

【附帯決議】

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一、協会の経営委員会は国民的な立場において、協会の公共性・中立性を確保するための機関であることにかんがみ、委員の人選については、協会の役割及び公共放送の在り方について十分理解し、協会の経営について中立的に判断できる者とする。また、委員の人選の在り方についても広く研究を行うこと。
- 二、協会に対して新たに認められる番組アーカイブのブロードバンドによる提供については、民間事業者との公正な競争の下で行われるよう、その適切な競争環境の整備に努めること。また、番組アーカイブは受信料により制作されていることから、新しいサービスによる収益は、受信料に還元させるよう検討すること。
- 三、協会が行う外国人向けの国際放送については、多額の受信料を投じることが妥当であるか検討すること。また、我が国の対外情報発信力を強化するため、政府においては、現地における受信環境の整備に努めるとともに、国際放送の実施の要請に関し、国が負担すべき費用について必要な予算を確保すること。
- 四、総務大臣が国際放送の実施の要請を行うに当たっては、協会の表現の自由、放送番組の編集の自由を最大限尊重すること。
- 五、認定放送持株会社制度の導入に伴うマスメディア集中排除原則の緩和については、同原則が放送の多様性・多元性の確保に大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、同制度の運用に当たっては、マスメディア集中排除原則の趣旨が損なわれないよう十分に配慮するとともに、地方の独自性が確保され、地方からの情報発信の強化に資するものとなるよう留意すること。また、複数の情報メディアを支配することにより、表

現の多様性が損なわれることがないよう、マスメディア集中排除原則については、今後の通信と放送に関する法体系において、総合的な検討を行うこと。

六、放送番組の適正性に関し、放送の不偏不党、真実及び自律の十分な確保に向けて、BPO（放送倫理・番組向上機構）の効果的な活動等が図られるよう、関係者の不断の取組みに期待するとともに、政府は、関係者の意向も踏まえつつ、その自律的な取組みに資するよう環境整備に配慮すること。

七、放送・通信行政の公正性及び中立性を確保するため、その独立性も含め、引き続き放送・通信行政の在り方について検討すること。

右決議する。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士の業務に関する規定及び欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定の整備等を行い、行政書士制度の基盤を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務に関する規定の整備

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続において当該官公署に対してする行為について、非独占業務として、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止に関する弁護士法第72条に抵触しない範囲で代理することを業とすることができることとする。

二、欠格事由、懲戒及び罰則に関する規定の整備

1 都道府県知事から行政書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者は、行政書士となる資格を有しないものとする等、欠格事由に関する所要の規定の整備を行う。

2 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令等に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告、2年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることができるものとする。

3 行政書士又は行政書士の使用人等の守秘義務違反に対する罰金の多額を100万円とするものとする等、罰則に関する整備を行う。

三、この法律は、平成20年7月1日から施行する。

②参議院を通過し、衆議院において継続審査となった議案

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参第7号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。
- 二、日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。
- 三、一の別に法律で定める日までの間、政府は、郵政民営化法第8章第3節（移行期間中の銀行法等の特例等）及び第9章第3節（移行期間中の保険業法等の特例等）の規定の運用に当たっては、一及び二により日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されていることを考慮しなければならないものとする。
- 四、一の別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社の業務、政府及び日本郵政株式会社の株式の保有の義務並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分に係る罰則に関する郵政民営化法及び日本郵政株式会社法の特例を定める。
- 五、郵政民営化については、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

（4）委員会決議

—— 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議 ——

日本郵政公社平成17年度及び平成18年度決算においては、郵政三事業とも連続の黒字を確保し、中期経営目標の利益水準を達成したが、平成18年度の純利益は前年度に比べ減少するなど、依然として厳しい経営環境が続いている。こうした中であって、去る10月1日、郵政事業が民営化された。政府は、国会における審議や本院の附帯決議の内容を十分に踏まえ、国民の利便の向上及び経済の活性化が図られるよう、次の事項に特段の配慮をすべきである。

- 一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークの重要性にかんがみ、郵便局の現行の設置水準を維持すること。また、簡易郵便局の一時閉鎖、集配局の再編等により、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すこと。
- 二、郵便業務については、IT化の進展や競争の激化等により収益の減少傾向が続いてい

る中、健全な経営が確保され、経営体質の強化が図られるよう努めること。また、ユニバーサルサービスを堅持するとともに、サービスの一層の多様化を図ることにより、国民への利益実現につながるよう、適切な措置を講ずること。

三、銀行業務及び生命保険業務については、地域に信頼される金融機関として財務基盤の一層の強化を図り、職員の専門知識の向上に努め、利用者に対し引き続き十分な説明を行うとともに、過疎地域における金融業務を維持し、国民に身近な郵便局におけるサービスの低下につながらないよう、指導すること。

四、法令等遵守の徹底、内部管理態勢の充実が図られ、国民の信頼確保に引き続き努めるよう、適切な指導に努めること。

五、職員の労働条件及び処遇環境の向上に向け、職員の勤労意欲が低下することなく、良好な労使関係が維持されるよう、十分配慮すること。また、メルパルクなどの廃止又は譲渡に際しても、雇用に十分配慮すること。

六、郵政民営化については、国民生活に無用な混乱が生じることのないよう、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合的に点検・見直しを行い、国民生活に必要な郵政事業に係るサービスの適切な提供に向け、必要があれば経営形態の在り方を含め、総合的な見直しを行うこと。また、激変緩和のため消費税の減免など税制について所要の検討を行うこと。

右決議する。

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	遠山 清彦 (公明)	鈴木 寛 (民主)	山崎 正昭 (自民)
理事	千葉 景子 (民主)	前川 清成 (民主)	仁比 聡平 (共産)
理事	松岡 徹 (民主)	松野 信夫 (民主)	近藤 正道 (社民)
理事	山内 俊夫 (自民)	青木 幹雄 (自民)	江田 五月 (無)
理事	木庭 健太郎 (公明)	岡田 直樹 (自民)	山東 昭子 (無)
	小川 敏夫 (民主)	舩添 要一 (自民)	松浦 大悟 (無)
	今野 東 (民主)	丸山 和也 (自民)	(19. 10. 23 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院提出(法務委員長)1件の合計4件であり、そのうち内閣提出及び衆議院提出の合計3件を可決し、本院議員提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願14種類121件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

借地借家法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢の変化に伴う土地の利用形態の多様化に対応するため、事業用建物の所有を目的とする定期借地権の存続期間の上限を引き上げようとするものである。委員会においては、衆議院法務委員長下村博文君より趣旨説明を聴取した後、討論において日本共産党から本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、多数をもって可決された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定を行おうとするものであり、**検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案**は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、えん罪を出さない裁判の在り方、判事及び検事の人材確保と処遇の在り方、法テラスの常勤弁護士の確保策、国選弁護報酬の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月30日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、法務大臣の死刑制度及び司法試験合格者3,000人確保に関する発言、氷見事件及び志布志事件に対する警察・検察の対応、難民政策・入国管理行政の在り方、「法テラス」の運営状況と課題、裁判員の辞退理由等が取り上げられた。

11月8日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、司法試験問題の漏えい疑惑、刑事施設の過剰収容対策及び就労支援対策の在り方、取調べの可視化、有害サイトの

規制の在り方等が取り上げられた。

11月22日、矯正行政に関する実情調査のため東京拘置所の視察を行った。

12月11日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、上陸禁止処分後の処遇の在り方、死刑制度とえん罪防止、高齢受刑者の処遇の在り方、成年後見制度の拡充策、志布志事件における取調べ小票問題、徳島刑務所医療問題、いじめによる自殺対策等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可した。
- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月30日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務大臣の死刑制度及び司法試験合格者3,000人確保に関する発言に関する件、氷見事件及び志布志事件に対する警察・検察の対応の在り方に関する件、難民政策・入国管理行政の在り方に関する件、「法テラス」の運営状況と課題に関する件、裁判員の辞退理由に関する件等について鳩山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、松野信夫君（民主）、今野東君（民主）、丸山和也君（自民）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、松浦大悟君（無）

○平成19年11月8日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法試験問題の漏えい疑惑に関する件、刑事施設の過剰収容対策及び就労支援対策の在り方に関する件、取調べの可視化に関する件、有害サイトの規制に関する件等について鳩山法務大臣、古川法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、松浦大悟君（無）

○平成19年11月27日（火）（第4回）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
以上両案について鳩山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月29日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上両案について鳩山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕松岡徹君（民主）、山内俊夫君（自民）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、松浦大悟君（無）

（閣法第8号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民、無

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第9号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民、無

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成19年12月11日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○上陸禁止処分後の処遇の在り方に関する件、死刑制度とえん罪防止に関する件、司法試験問題漏えい疑惑に関する件、高齢受刑者の処遇の在り方に関する件、成年後見制度の拡充策に関する件、志布志事件における取調べ小票問題に関する件、徳島刑務所医療問題に関する件、いじめによる自殺対策に関する件等について鳩山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕今野東君（民主）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、松浦大悟君（無）

○平成19年12月13日（木）（第7回）

○借地借家法の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について提出者衆議院法務委員長下村博文君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第16号）賛成会派 民主、自民、公明、社民、無

反対会派 共産

欠席会派 無

○平成20年1月15日（火）（第8回）

○請願第5号外120件を審査した。

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案（参第10号）の継続審査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨

①成立した議案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官及び一般職の職員の指定職の俸給月額に相当する裁判官の報酬月額については、据え置く。
- 二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる判事補及び簡易裁判所判事の俸給については、初任給を中心におおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 三 報酬月額の改定は、平成19年4月1日にさかのぼって実施する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 検事総長、次長検事、検事長及び一般職の職員の指定職の俸給月額に相当する検察官の俸給月額については、据え置く。
- 二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる検事及び副検事の俸給については、初任給を中心におおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 三 俸給月額の改定は、平成19年4月1日にさかのぼって実施する。

借地借家法の一部を改正する法律案(衆第16号)

【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化に伴う土地の利用形態の多様化に対応するため、事業用建物の所有を目的とする定期借地権の存続期間の上限を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 専ら事業用建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を10年以上50年未満とする場合には、契約の更新、建物の築造による存続期間の延長及び建物の買取り請求をしないこととする事業用定期借地権を設定できる。
- 二 一の事業用定期借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によってしなければならない。
- 三 この法律は、平成20年1月1日から施行する。

②参議院において継続審査となった議案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(参第10号)

【要旨】

本法律案は、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等を義務付ける制度を導入するとともに、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等を行おうとするものである。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	北澤 俊美 (民主)	佐藤 公治 (民主)	木村 仁 (自民)
理事	浅尾 慶一郎 (民主)	徳永 久志 (民主)	小池 正勝 (自民)
理事	犬塚 直史 (民主)	白 眞勲 (民主)	佐藤 正久 (自民)
理事	藤田 幸久 (民主)	牧山 ひろえ (民主)	浜田 昌良 (公明)
理事	佐藤 昭郎 (自民)	柳田 稔 (民主)	山口 那津男 (公明)
理事	山本 一太 (自民)	秋元 司 (自民)	井上 哲士 (共産)
	喜納 昌吉 (民主)	浅野 勝人 (自民)	山内 徳信 (社民)

(19.10.23 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び本院議員提出2件の合計4件であり、そのうち内閣提出1件及び本院議員提出1件の合計2件を可決し、内閣提出1件及び本院議員提出1件の合計2件を否決した。

また、本委員会付託の請願26種類133件のうち、2種類8件を採択した。

〔法律案の審査〕

国際テロ対策のための活動 2001年9月に発生した米国同時多発テロ攻撃によってもたらされている脅威がいまだ除去されていない現状において、国際社会はテロの防止及び根絶のための取組を継続している。**テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案**（補給支援活動特措法案）は、会期中の11月1日に失効した旧テロ対策特措法に基づく海上自衛隊の給油等の協力支援活動が国連安保理決議第1776号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとするものである。**国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案**（テロ根絶法案）は、本院議員提出の法律案であり、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、米国同時多発テロ攻撃に関連して採択された国連安保理決議第1659号を踏まえ、アフガニスタン国内の安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、同国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するものである。委員会においては、海上自衛隊による給油支援活動の成果と撤収による影響、シベリアン・コントロールの確保と国会承認規定の必要性、米軍等の艦船への給油燃料転用疑惑に対する透明性の確保、給油量取り違え事案及び航泊日誌の誤破棄事案の原因、アフガニスタン本土に自衛隊や文民を派遣する可能性、国際治安支援部隊（I

S A F) 及び地方復興チーム (P R T) の活動実態と我が国の参加の是非、テロ根絶法案における復興支援活動の具体的な内容とテロ防止・根絶への効果、テロ根絶法案における抗争停止合意の成立が可能な地域、武器使用基準見直しの必要性、我が国のアフガニスタン復興支援の在り方、自衛隊の海外派遣に関する一般法の必要性、前防衛次官と防衛産業をめぐる不祥事、防衛装備品調達をめぐる諸問題等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われ、討論の後、両案はいずれも賛成少数により否決された。

なお、2008年1月11日、本会議において両案はそれぞれ記名投票をもって採択された結果、補給支援活動特措法案は、賛成106、反対133にて否決され、テロ根絶法案は、賛成120、反対118にて可決された。補給支援活動特措法案は、衆議院において3分の2以上の多数をもって再可決された。また、テロ根絶法案は、衆議院において継続審査となった。

イラク人道復興支援特措法の廃止を求める動き イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案は、本院議員提出の法律案であり、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止しようとするものである。委員会においては、イラクにおける航空自衛隊の輸送支援活動に対する評価、いわゆる戦闘地域と非戦闘地域に関する認識、米英等による対イラク武力行使の正当性、民主党の考えるイラク復興支援策の内容、民主党の国際平和協力についての考え方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

なお、同法案は、本会議において多数をもって可決された後、衆議院において審査未了となった。

防衛省職員に対する俸給表の改定・新設 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、専門スタッフ職俸給表を新設するほか、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定の方法を改正しようとするものである。委員会においては、前防衛次官の不祥事と給与改定に係る国民への説明責任、専門スタッフ職新設の目的と導入の是非、海外に派遣される自衛官の給与面の処遇改善、自衛官の若年定年制の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

10月25日、アフガニスタン情勢、補給支援活動特措法案、海上自衛隊補給艦の給油量取り違え事案、前防衛次官の倫理規程違反、文民統制、六者会合、北朝鮮による日本人拉致問題、核軍縮・不拡散等について質疑を行った。

また、今国会会期中、防衛装備品の調達に関し、防衛関連商社等による代金の水増

し請求疑惑、前防衛次官の接待疑惑等が問題となったことを踏まえ、11月15日、これら防衛省問題に関する件について参考人株式会社山田洋行代表取締役社長米津佳彦君に対し質疑を行うとともに、証人前防衛次官守屋武昌君に対し尋問を行った。

平成20年1月15日、上記の守屋証人の証言について偽証の疑いが極めて濃厚であると認められることから、同証人を議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第6条の規定に該当するものと認め、同法第8条の規定により告発した。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月25日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- アフガニスタン情勢に関する件、補給支援活動特措法案に関する件、海上自衛隊補給艦の給油量取り違え事案に関する件、前防衛事務次官の倫理規程違反に関する件、文民統制に関する件、六者会合に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題に関する件、核軍縮・不拡散に関する件等について石破防衛大臣、高村外務大臣、江渡防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 犬塚直史君（民主）、白眞勲君（民主）、徳永久志君（民主）、山本一太君（自民）、浅野勝人君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成19年11月2日（金）（第3回）

- 外交、防衛等に関する調査のうち、防衛省問題に関する件について前防衛事務次官守屋武昌君を証人として出頭を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年11月9日（金）（第4回）

- 外交、防衛等に関する調査のうち、防衛省問題に関する件について前防衛事務次官守屋武昌君を証人として出頭を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年11月15日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 防衛省問題に関する件について参考人株式会社山田洋行代表取締役社長米津佳彦君に対し質疑を行い、証人前防衛事務次官守屋武昌君から証言を聴いた。

- ・参考人（米津佳彦君）に対する質疑

〔質疑者〕 北澤俊美君（委員長質疑）、大久保勉君（民主）、犬塚直史君（民主）、

浅野勝人君（自民）、山口那津男君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

・証人（守屋武昌君）に対する尋問

〔尋問者〕北澤俊美君（総括尋問）、犬塚直史君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、山本一太君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成19年11月22日（木）（第6回）

○イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（参第5号）について発議者参議院議員浅尾慶一郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月27日（火）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（参第5号）について発議者参議院議員浅尾慶一郎君、同犬塚直史君、同榛葉賀津也君、石破防衛大臣、高村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕牧山ひろえ君（民主）、佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

（参第5号）賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 自民、公明

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について石破防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月29日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について石破防衛大臣、高村外務大臣、江渡防衛副大臣及び秋元防衛大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕浅尾慶一郎君（民主）、佐藤公治君（民主）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

（閣法第10号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

○テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）について町村内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成19年12月4日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第6

号) (衆議院送付) について福田内閣総理大臣、石破防衛大臣、高村外務大臣、町村内閣官房長官、江渡防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 榛葉賀津也君 (民主)、*白眞勲君 (民主)、*柳田稔君 (民主)、山本一太君 (自民)、*佐藤昭郎君 (自民)、浜田昌良君 (公明)、井上哲士君 (共産)、近藤正道君 (社民) ※関連質疑

○平成19年12月6日 (木) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案 (閣法第6号) (衆議院送付) について石破防衛大臣、町村内閣官房長官、高村外務大臣、岩城内閣官房副長官、木村外務副大臣、江渡防衛副大臣、秋元防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 犬塚直史君 (民主)、浜田昌良君 (公明)、大塚耕平君 (民主)、風間直樹君 (民主)、井上哲士君 (共産)、山内徳信君 (社民)、佐藤正久君 (自民)

○平成19年12月11日 (火) (第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案 (閣法第6号) (衆議院送付) について高村外務大臣、石破防衛大臣、町村内閣官房長官、木村外務副大臣、江渡防衛副大臣、秋元防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山口那津男君 (公明)、藤末健三君 (民主)、白眞勲君 (民主)、榛葉賀津也君 (民主)、風間直樹君 (民主)、山下芳生君 (共産)、山内徳信君 (社民)、浅野勝人君 (自民)

○平成19年12月13日 (木) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案 (閣法第6号) (衆議院送付) について福田内閣総理大臣、高村外務大臣、石破防衛大臣、冬柴国土交通大臣、額賀財務大臣、町村内閣官房長官、秋元防衛大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

・集中審議 (防衛省問題)

〔質疑者〕 櫻井充君 (民主)、*尾立源幸君 (民主)、椎名一保君 (自民)、山口那津男君 (公明)、井上哲士君 (共産)、福島みずほ君 (社民) ※関連質疑

・質疑

〔質疑者〕 牧山ひろえ君 (民主)、徳永久志君 (民主)、井上哲士君 (共産)、山内徳信君 (社民)、浜田昌良君 (公明)、山本一太君 (自民)

○平成19年12月18日（火）（第13回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）について石破防衛大臣、町村内閣官房長官、高村外務大臣、池坊文部科学副大臣、木村外務副大臣、秋元防衛大臣政務官、小泉財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕佐藤正久君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、藤田幸久君（民主）、喜納昌吉君（民主）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、浜田昌良君（公明）

○平成19年12月20日（木）（第14回）

- 外交、防衛等に関する調査のうち、防衛省問題に関する件について委員を派遣し、前株式会社日本ミライズ代表取締役社長宮崎元伸君を証人として現在場所において証言を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）について石破防衛大臣、高村外務大臣、町村内閣官房長官、江渡防衛副大臣、秋元防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松野信夫君（民主）、大久保勉君（民主）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）、山口那津男君（公明）、佐藤正久君（自民）

○平成19年12月25日（火）（第15回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）について参考人社団法人日本経済団体連合会防衛生産委員会委員長代理・三菱重工株式会社航空宇宙事業本部副事業本部長加藤千之君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、佐藤昭郎君（自民）、山口那津男君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）について高村外務大臣、町村内閣官房長官、石破防衛大臣、新藤経済産業副大臣、秋元防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、米長晴信君（民主）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）、浜田昌良君（公明）、佐藤正久君（自民）

○平成19年12月27日（木）（第16回）

- 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（参第13号）について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）について町村内閣官房長官、高村外務大臣、石破防衛大臣、木村外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕谷岡郁子君（民主）、犬塚直史君（民主）、佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成20年1月8日（火）（第17回）

- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）について参考人社団法人日米平和・文化交流協会理事秋山直紀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北澤俊美君（委員長質疑）、櫻井充君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、浅野勝人君（自民）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（参第13号）

以上両案について発議者参議院議員浅尾慶一郎君、同犬塚直史君、町村内閣官房長官、高村外務大臣、石破防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕牧山ひろえ君（民主）、亀井亜紀子君（民主）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、浜田昌良君（公明）、山口那津男君（公明）、佐藤正久君（自民）

○平成20年1月10日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（参第13号）

以上両案について発議者参議院議員浅尾慶一郎君、同犬塚直史君、福田内閣総理大臣、高村外務大臣、町村内閣官房長官、石破防衛大臣、額賀財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも否決した。

・質疑

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕藤田幸久君（民主）、※徳永久志君（民主）、山本一太君（自民）、山口

那津男君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

※関連質疑

（閣法第6号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（参第13号）賛成会派 民主

反対会派 自民、公明、共産、社民

○平成20年1月15日（火）（第19回）

- 証人守屋武昌君を告発することを決定した。
- 請願第309号外7件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第40号外124件を審査した。

（3）議案の要旨

①成立した議案

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案
（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、補給支援活動とは、テロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資するため、自衛隊がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対して実施する自衛隊に属する物品及び役務の提供（艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油又は給水を内容とするものに限る。）に係る活動をいう。

二、補給支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

三、補給支援活動は、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる次の地域において実施するものとする。

1 公海（インド洋（ペルシャ湾を含む。）及び我が国の領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限り、海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）及びその上空

2 外国（インド洋又はその沿岸に所在する国及び我が国の領域とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に限る。）の領域（当該補給支援活動が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。）

四、内閣総理大臣は、補給支援活動を実施するに当たっては、あらかじめ、実施計画の案

につき閣議の決定を求めなければならない。

五、防衛大臣は、指定した補給支援活動の実施区域の全部又は一部がこの法律又は実施計画に定める要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。自衛隊の部隊等の長等は、補給支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時休止し又は危険を回避しつつ、実施区域の指定の変更又は活動の中断の命令を待つものとする。

六、防衛大臣等は、諸外国の軍隊等から申出があった場合において、その活動の円滑な実施に必要な物品を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

七、内閣総理大臣は、実施計画の決定又は変更があったときはその内容を、補給支援活動が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

八、補給支援活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

九、この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日より前に、補給支援活動を実施する必要がないと認められる場合には、速やかに廃止するものとする。また、必要がある場合には、別に法律で定めるところにより、1年以内の期間を定めて効力を延長することができる。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定の方法を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給する学生手当の月額を10万8,300円（現行10万6,600円）に引き上げる。

三、学生に支給する12月期の期末手当の支給割合を100分の180（現行100分の175）に引き上げる。

四、任用期間を定めて任用されている自衛官が育児休業等により勤務しない期間のある場合について、退職手当の除算規定を設ける。

五、防衛省の職員に対し新たに適用する俸給表として、専門スタッフ職俸給表を新設し、同表の適用を受ける職員に対して支給する手当として、専門スタッフ職調整手当を新設する。

六、本法律は、公布の日から施行する。ただし、四については平成20年1月1日から、五

については同年4月1日から施行する。また、一及び二については平成19年4月1日から適用する。

②参議院を通過し、衆議院において継続審査となった議案

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（参第13号）

【要旨】

本法律案は、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃に関連して採択された国際連合安全保障理事会決議第1659号を踏まえ、アフガニスタン国内の安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタン国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、国際社会の協力を求めつつ、アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争を停止し、及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意（以下「抗争停止合意」という。）の形成の支援等の措置を講ずるものとする。
- 二、この法律に基づき、政府によって実施されるアフガニスタン復興支援活動を治安分野改革支援活動及び人道復興支援活動とし、内閣総理大臣は、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定める。
- 三、アフガニスタン復興支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 四、人道復興支援活動については、抗争停止合意が成立している地域であってそこで実施される活動の期間を通じて当該抗争停止合意が維持されると認められる地域又は当該人道復興支援活動に対する妨害その他の行為により住民の生命若しくは身体に被害が生じることがないと認められる地域において実施するものとする。
- 五、自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動は、人道復興支援活動に限るものとする。
- 六、基本計画には、アフガニスタン復興支援活動に関する基本方針、活動の種類及び内容、活動を実施する区域の範囲、自衛隊が外国の領域で活動を実施する場合における部隊等の規模等を定める。
- 七、内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定めるアフガニスタン復興支援活動が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。
- 八、内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動については、その実施前に、当該活動を実施することにつき国会の承認を得なければならない。

- 九、内閣総理大臣等は、アフガニスタン復興支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合等には、速やかに、当該アフガニスタン復興支援活動の終了を命じなければならない。
- 十、内閣総理大臣は、指定されたアフガニスタン復興支援活動の実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。
- 十一、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられたアフガニスタン復興支援職員又は自衛隊の部隊等の長等は、当該活動を実施している場所の近傍において戦闘行為が行われるに至った場合等には、当該活動の実施を一時休止し又は危険を回避しつつ、前記九又は十による措置を待つものとする。
- 十二、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己若しくは自己と共に現場に所在する他の自衛隊員等若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命若しくは身体を防衛するため又は当該アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、一定の要件に従って武器を使用することができる。
- 十三、アフガニスタン復興支援活動の迅速かつ円滑な実施を図り、アフガニスタンの人間の安全保障に寄与するため、内閣府に、アフガニスタン人間の安全保障センターを置く。
- 十四、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に寄与することを含む我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制の整備が速やかに行われるものとし、当該法制の整備において、日本国憲法の下での自衛権の発動に関する基本原則及び国際連合憲章第7章の集団安全保障措置等に係る我が国の対応措置に関する基本原則が定められるものとする。
- 十五、政府は、国際連合に、国際連合が行う国際の平和及び安全の維持又は回復のための取組を補完するものとして、国際の平和及び安全に対する脅威に対し直ちに必要な措置を執るための組織が設置されるよう、国際連合等に対し働きかけを行う等積極的かつ主導的に取り組むことについて、検討するものとする。
- 十六、テロ対策海上阻止活動が国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に基づき国際連合加盟国により行われることとなったときは、これに参加するために必要な法制の整備について、検討するものとする。
- 十七、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。

③参議院を通過し、衆議院において審査未了の議案

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（参第5号）

【要旨】

本法律案は、イラクに対する国際連合加盟国による武力の行使が正当性を有していないこと、いわゆる非戦闘地域の概念が虚構の概念であること等の理由によりイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の法的な枠組みが完全に破綻（たん）していること、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置に関する政府の情報開示が極めて不十分であること等にかんがみ、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法は、廃止する。
- 二、本法律は、公布の日から施行する。
- 三、本法律による廃止前のイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（以下「旧法」という。）は、本法律の施行の際現に実施されている対応措置の終了に関し必要な範囲内において、なおその効力を有する。
- 四、三によりなおその効力を有するものとされる旧法第5条の規定に基づく国会への報告は、国会による民主的統制に十分資するものでなければならない。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	峰崎 直樹 (民主)	富岡 由紀夫 (民主)	中山 恭子 (自民)
理事	大久保 勉 (民主)	水戸 将史 (民主)	林 芳正 (自民)
理事	辻 泰弘 (民主)	森田 高 (民主)	森 まさこ (自民)
理事	円 より子 (民主)	築瀬 進 (民主)	荒木 清寛 (公明)
理事	愛知 治郎 (自民)	横峯 良郎 (民主)	白浜 一良 (公明)
理事	田村 耕太郎 (自民)	尾辻 秀久 (自民)	大門 実紀史 (共産)
	尾立 源幸 (民主)	小泉 昭男 (自民)	長谷川 憲正 (国民)
	大塚 耕平 (民主)	椎名 一保 (自民)	
	川崎 稔 (民主)	田中 直紀 (自民)	(19.10.23 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（財務金融委員長）であり、可決した。

また、本委員会付託の請願27種類306件のうち、1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

いわゆる「振り込め詐欺」の被害者が犯罪者等を名義人とする預金口座に振り込んだ資金は、現在の法制では、口座名義人のみが払い戻し請求権を有するとされている。これらの資金は、簡易の手続により被害者に還付することが困難であることから、相当な金額が金融機関に滞留されたままになっているとされている。**犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案**は、犯罪者であると推定される口座名義人の預金債権をいったん失権させるという民法の特則を定め、しかるの後に被害者に支給する手続を整備しようとするものであり、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月30日、円為替レートと経済のファンダメンタルズとの関連性についての財務大臣の見解、政府の経済財政に関する諸試算の相違点、租税特別措置の政策目的・適用状況についての検証状況、政府系投資会社を通じた運用についての金融担当大臣の見解等について質疑を行った。

11月1日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**（平成19年6月8日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取し、上記報告書に関し、継続的な消費者物価指数の低下と日銀の金融政策との整合性、日銀総裁・副総裁が欠員となった場合、国会の同意を得ていない日銀理事が総裁の職務を行うことの是非、サブプライムローン問題が日本の金融機関に与える影響等について質疑を行った。

11月6日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成19年6月12日提出）について、渡辺内閣府特命担当大臣から説明を聴取し、預金保険機構の一般勘定、住専勘定の資産・負債金額及びその差額を解消するための方策、足利銀行の受皿候補選定作業の状況と利益相反防止のための措置、日銀が買入れを行った株式を一部処分した理由及び情報漏洩防止のための措置等について質疑を行った。次いで、参考人株式会社日本総合研究所高橋進副理事長、東京大学大学院植田和男経済学研究科教授、東短リサーチ株式会社加藤出取締役チーフエコノミスト、みずほ証券株式会社高田創チーフストラテジストに対し、外国為替資金特別会計における外貨準備高の水準の妥当性及び今後の調整方法、日米欧の金利政策の傾向から見た今後の日銀の利上げの困難性、日銀総裁に求められる資質等について質疑を行った。

11月22日、防衛省問題と財務大臣の関係、整理回収機構が行った和解に瑕疵があったときの金融庁の対応、政府の事業における不公正取引等の監視を強化するための方策、プライマリーバランスの黒字化に向けた財務大臣の決意等について質疑を行った。

11月27日、防衛省問題と財務大臣の関係に関する件について前防衛事務次官守屋武昌君及び財務大臣額賀福志郎君を証人として出頭を求めることを決定した。

（２）委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月30日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際金融に関する件、租税特別措置に関する件、景気動向に関する件、国有財産の有効活用に関する件、多重債務者対策に関する件、証券税制に関する件等について額賀財務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、遠藤財務副大臣、山本内閣府副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行理事堀井昭成君及び同銀行理事稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 円より子君（民主）、尾立源幸君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、愛知治郎君（自民）、田村耕太郎君（自民）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年11月1日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する

件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聞いた後、渡辺内閣府特命担当大臣、額賀財務大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君、同銀行理事稲葉延雄君及び同銀行理事山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、川崎稔君（民主）、森田高君（民主）、田村耕太郎君（自民）、白浜一良君（公明）、大門実紀史君（共産）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年11月6日（火）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について渡辺内閣府特命担当大臣から説明を聞いた後、同件、銀行の貸手責任に関する件、地域金融機関の不良債権処理に関する件、国の助成金に関する件等について渡辺内閣府特命担当大臣、額賀財務大臣、山本内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、水戸将史君（民主）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

○金融政策に関する件について参考人株式会社日本総合研究所副理事長高橋進君、東京大学大学院経済学研究科教授植田和男君、東短リサーチ株式会社取締役チーフエコノミスト加藤出君及びみずほ証券株式会社チーフストラテジスト高田創君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕円より子君（民主）、大塚耕平君（民主）、森まさこ君（自民）、荒木清寛君（公明）

○平成19年11月22日（木）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛省問題と財務大臣の関係に関する件、財政再建に関する件、中小企業金融に関する件等について額賀財務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、山本内閣府副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際交流基金理事大久保良夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、大塚耕平君（民主）、愛知治郎君（自民）、白浜一良君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年11月27日（火）（第6回）

○財政及び金融等に関する調査のうち、防衛省問題と財務大臣の関係に関する件について前防衛事務次官守屋武昌君及び財務大臣額賀福志郎君を証人として出頭を求めることを決定した。

○平成19年12月13日（木）（第7回）

- 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（衆第13号）（衆議院提出）について提出者衆議院財務金融委員長原田義昭君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第13号）賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

○平成20年1月15日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1331号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外304件を審査した。

（3）議案の要旨

○成立した議案

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（衆第13号）

【要旨】

本法律案は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、預金口座等に係る取引の停止等の措置

金融機関は、犯罪利用預金口座等である疑いがあると認める預金口座等について、取引の停止等の措置を適切に講ずる。

二、預金等に係る債権の消滅手続

1 金融機関は、犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認める預金口座等について、預金保険機構に対し、預金等に係る債権の消滅手続の開始に係る公告を求めなければならない。預金保険機構は、公告の求めがあったときは、遅滞なく、公告しなければならない。

2 名義人等による権利行使の届出等に係る期間内（公告があった日の翌日から起算して60日以上）に、権利行使の届出等がないときは、預金等に係る債権は消滅する。

三、被害回復分配金の支払手続

1 金融機関は、預金等に係る債権が消滅したときは、預金保険機構に対し、被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告を求めなければならない。預金保険機構は、公告の求めがあったときは、遅滞なく、公告しなければならない。

2 金融機関は、被害者からの支払申請期間内（公告があった日の翌日から起算して30日以上）に、被害回復分配金の支払の申請があった場合において、支払該当者決定を

行ったときは、遅滞なく、支払該当者決定を受けた者に対し、被害額により按分した額の被害回復分配金を支払わなければならない。

四、その他

犯罪被害者等の支援の充実、預金等に係る債権が消滅した場合における名義人等の救済措置及び政府による法律の内容の周知等について、所要の規定を定める。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	関口 昌一 (自民)	大島 九州男 (民主)	西田 昌司 (自民)
理事	佐藤 泰介 (民主)	谷岡 郁子 (民主)	山谷 えり子 (自民)
理事	林 久美子 (民主)	友近 聡朗 (民主)	義家 弘介 (自民)
理事	坂本 由紀子 (自民)	西岡 武夫 (民主)	浮島 とも子 (公明)
理事	水落 敏栄 (自民)	藤谷 光信 (民主)	浜四津 敏子 (公明)
	植松 恵美子 (民主)	水岡 俊一 (民主)	亀井 郁夫 (国民)
	大久保 潔重 (民主)	中曽根 弘文 (自民)	(19.10.23 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。
また、本委員会付託の請願37種類135件のうち、1種類28件を採択した。

〔国政調査等〕

10月23日、渡海文部科学大臣から、就任に当たっての見解を聴取した。

10月30日、教育振興基本計画の内容と予算要求の関連性、財団法人日本相撲協会に対する指導・監督の在り方、道徳教育の教科化、教科書調査官の採用方法、食育の推進、我が国におけるスポーツの普及と国際競技力の向上、教育委員会への障害者雇用の促進、文化芸術の振興策等について質疑を行った。

11月15日、スポーツ振興くじ事業の評価と展望、博士課程修了者の人材活用策、私学助成の拡充、教科書検定の在り方、学校施設の耐震化の推進、在日外国人児童生徒の教育問題等について質疑を行った。

12月6日、文化及びスポーツに関する実情調査のため、独立行政法人日本スポーツ振興センターナショナルトレーニングセンター及び独立行政法人国立美術館国立新美術館を視察した。

12月25日、第4回地球観測サミットについて渡海文部科学大臣から報告を聴取した後、再生医療の実現化プロジェクト、平成20年度文部科学省予算への所見、学校における体験活動の充実等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日 (火) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月30日 (火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 教育振興基本計画の内容と予算要求の関連性に関する件、財団法人日本相撲協会に対する指導・監督の在り方に関する件、道徳教育の教科化に関する件、教科書調査官の採用方法に関する件、食育の推進に関する件、我が国におけるスポーツの普及と国際競技力の向上に関する件、教育委員会への障害者雇用の促進に関する件、文化芸術の振興策に関する件等について渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣、松浪文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕佐藤泰介君（民主）、林久美子君（民主）、亀井郁夫君（民主）、谷岡郁子君（民主）、大島九州男君（民主）、水落敏栄君（自民）、坂本由紀子君（自民）、浮島とも子君（公明）

○平成19年11月15日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- スポーツ振興くじ事業の評価と展望に関する件、博士課程修了者の人材活用策に関する件、私学助成の拡充に関する件、教科書検定の在り方に関する件、学校施設の耐震化の推進に関する件、在日外国人児童生徒の教育問題に関する件等について渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕友近聡朗君（民主）、植松恵美子君（民主）、藤谷光信君（民主）、西田昌司君（自民）、義家弘介君（自民）、山下栄一君（公明）

○平成19年12月25日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 第4回地球観測サミットに関する件について渡海文部科学大臣から報告を聴いた後、再生医療の実現化プロジェクトに関する件、平成20年度文部科学省予算への所見に関する件、学校における体験活動の充実に関する件等について渡海文部科学大臣、岩城内閣官房副長官、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕木俣佳丈君（民主）、水岡俊一君（民主）、浮島とも子君（公明）

○平成20年1月15日（火）（第5回）

- 請願第1021号外27件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第17号外106件を審査した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	岩本 司 (民主)	小林 正夫 (民主)	中村 博彦 (自民)
理事	家西 悟 (民主)	櫻井 充 (民主)	西島 英利 (自民)
理事	谷 博之 (民主)	津田 弥太郎 (民主)	南野 知恵子 (自民)
理事	蓮 舫 (民主)	中村 哲治 (民主)	若林 正俊 (自民)
理事	衛藤 晟一 (自民)	森 ゆうこ (民主)	山本 博司 (公明)
理事	渡辺 孝男 (公明)	石井 準一 (自民)	小池 晃 (共産)
	足立 信也 (民主)	石井 みどり (自民)	福島 みずほ (社民)
	大河原 雅子 (民主)	岸 宏一 (自民)	
	風間 直樹 (民主)	島尻 安伊子 (自民)	(19. 10. 23 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出3件、本院議員提出3件及び衆議院提出5件（うち厚生労働委員長4件）の合計11件であり、そのうち、内閣提出3件、本院議員提出1件及び衆議院提出5件を可決した。

また、本委員会付託の請願72種類562件のうち、13種類121件を採択した。

〔法律案の審査〕

年金問題 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参法）は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものである。委員会においては、年金保険料の流用に関する考え方、事務費等を全額国庫負担とする理由とその財源の確保策、事務費等の使途をチェックする仕組み、年金相談等を名目とした施設の建設が行われる可能性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（衆法）は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、厚生年金保険制度において事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務を履行したことが明らかでない場合における保険給付に関する特例を設けるほか、当該事業主が特例納付保険料を納付できるようにするための措置等を講じようとするものである。なお、衆議院において、特例対象者の事業主に対する請求権を国が取得すること、施行状況等を政府が国会に報告すること等を追加する旨の修正が行われた。

委員会においては、発議者より趣旨説明を、修正案提出者より衆議院における修正部分の説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

労働法制 **労働契約法案（閣法）**は、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働関係の安定を図るため、労働契約に関する基本的事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、労働契約の原則に、均衡の考慮及び仕事と生活の調和への配慮の規定を追加する等の修正が行われた。

最低賃金法の一部を改正する法律案（閣法）は、就業形態の多様化等が進展する中で、すべての地域において地域別最低賃金を決定することとともに、その考慮要素について見直しを行うほか、罰則の整備等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、労働契約の原則に、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮する旨の修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して審議し、参考人から意見を聴取するとともに、労働契約法に就業規則による労働条件の変更に関する規定を設けることの妥当性、最低賃金と生活保護の整合性の在り方、最低賃金の引上げに係る中小企業支援の必要性、両法成立後の周知に向けた取組、衆議院における修正の趣旨及びその効果等について質疑を行った。質疑終局の後、日本共産党から、最低賃金法の一部を改正する法律案について全国最低賃金の創設等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

肝炎問題 **特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（衆議院厚生労働委員長提出）**は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入した薬害事件によって、感染被害者及びその遺族の方々が、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている状況にかんがみ、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず救済するため、給付金を支給する措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、薬害再発防止に向けた薬事行政の見直しの必要性、カルテがない患者等の救済方法、先天性の傷病の治療に際して肝炎に感染した者についての対応、すべての肝炎患者等に対する医療費助成、専門医の育成などの総合対策の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

また、B型肝炎及びC型肝炎の患者に対する医療費の支給の措置等を定めようとする**特定肝炎対策緊急措置法案（参法）**については、医療費の支給に要する経費、「国の責めに帰すべき事由」との文言を条文に明記することの妥当性、他の疾患患者との公平性確保の必要性等について質疑が行われたが、継続審査となった。

その他 **社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法）**は、第166回国会において参議院に提出されたものである。本院で修正議決し、衆議院に送付したが、継続審査となり、今国会において衆議院で可決され、参議院に送付されてきた

ものである。

本法律案は、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行おうとするものである。

委員会においては、政府から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、多数をもって可決された。

上記のほか、身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案及び老人福祉法の一部を改正する法律案（いずれも衆議院厚生労働委員長提出）がそれぞれ可決された。

なお、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（参法）は、継続審査となった。

〔国政調査〕

平成19年10月23日、臓器移植に関する件について、舛添厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

10月25日、薬害エイズ事件後の薬務行政の問題性、新名寄せシステムでは生年月日がまるめられた記録に対応できないことへの懸念、企業年金連合会への未請求者住所情報等の提供を厚生労働省が拒否してきたことの問題性、医師不足問題の背景及び医師確保対策の必要性、若年者の雇用状況に対する政府の認識及び雇用対策の取組状況、高齢社会における歯科医療の重要性及び歯科診療報酬の見直しの必要性、がん診療連携拠点病院、相談支援センターの整備状況、後期高齢者医療制度を凍結して見直しを図る必要性、在外被爆者に対する手帳交付を国外で認める必要性等について質疑を行った。

12月4日、混合診療解禁論議の問題点、医療事故に係る過失の認定機関と死因究明機関の在り方、海外渡航臓器移植により生じる問題に関する厚生労働大臣の所見、生活保護の扶助基準の引下げに対する厚生労働大臣の見解、年金旧台帳の管理体制の不備に対する厚生労働省の認識、厚生労働省職員の勤務実態とワークライフバランスの実現、アスベストによる労災認定事業所名を早期に追加公表する必要性、厚生労働省のイニシアチブにより労働者派遣法の見直しを行う必要性等について質疑を行った。

12月6日、ドメスティック・バイオレンス被害者に対する支援策拡充の必要性、助産所を組み込んだ周産期医療ネットワーク体制整備に向けた今後の取組、平成16年の基本的合意にもかかわらず規制改革会議で混合診療について議論する理由、診療関連死の死因究明について医療従事者が萎縮しない仕組みにする必要性、待機児童解消に向けた厚生労働省の取組状況、発達障害児・者に対する支援拡充に向けた厚生労働大臣の決意、次期診療報酬改定におけるがん対策の評価、リンパ浮腫治療に対する保険

適用等について質疑を行った。

12月11日、年金記録問題解決に向けた厚生労働大臣の姿勢が後退していると考えられることの問題性、未統合年金記録に係る給付額を推計し公表する必要性、政治的決断によりすべての葉害肝炎患者を一律に救済する必要性、C型肝炎ウイルスのスクリーニング検査開始後も感染者が発生している原因及びその問題性、産婦人科医確保のための診療報酬優遇による処遇改善の必要性、生活扶助基準の引下げよりも低所得世帯に対する対策を優先させる必要性、予防原則に基づき食品安全行政を進める必要性、放射線照射食品についての原子力委員会決定を踏まえた厚生労働省の取組等について質疑を行った。

12月25日、H I V訴訟以降の血液製剤による健康被害の再発防止に向けた厚生労働省の取組、フィブリノゲン製剤投与の事実認定を裁判所が行う必要性、コンピュータ上の年金記録とすべての紙台帳等の照合の期限を明示する必要性、医師の需給推計における前提の問題点、地域生活支援事業の財源を国の義務的経費として確保する必要性、介護事業において書類作成等の事務手続を簡素化する必要性、食品業界のコンプライアンス向上に向けた支援策、原爆症認定の在り方についての厚生労働大臣の見解、労働者派遣制度の見直しに早急に着手する必要性、ジョブカフェ事業の委託経費の妥当性等について質疑を行った。

平成20年1月10日、肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 臓器移植に関する件について舛添厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成19年10月25日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬剤使用による肝炎問題に関する件、未統合年金記録問題に関する件、若年者雇用対策に関する件、歯科医療における診療報酬の在り方に関する件、がん対策の推進に関する件、後期高齢者医療制度の在り方に関する件、在外被爆者に対する手帳交付に関する件等について舛添厚生労働大臣、西川厚生労働副大臣、岸厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、蓮舫君（民主）、石井準一君（自民）、石井みどり君（自民）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参第1号）について発議者参議院議員蓮舫君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年10月30日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参第1号）について発議者参議院議員蓮舫君、同大塚耕平君、同津田弥太郎君、同辻泰弘君、同足立信也君、舛添厚生労働大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林正夫君（民主）、西島英利君（自民）、坂本由紀子君（自民）、山本博司君（公明）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年11月1日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参第1号）について発議者参議院議員辻泰弘君、同大塚耕平君、同蓮舫君、同津田弥太郎君、同足立信也君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

〔質疑者〕衛藤晟一君（自民）、坂本由紀子君（自民）、西島英利君（自民）、山下栄一君（公明）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（参第1号）賛成会派 民主、共産、社民
反対会派 自民、公明

○平成19年11月15日（木）（第5回）

- 労働契約法案（第166回国会閣法第80号）（衆議院送付）
最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）（衆議院送付）
以上両案について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を、労働契約法案（第166回国会閣法第80号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員細川律夫君から説明を、最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴いた。
- 身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）
以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴いた。
- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第87号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月20日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働契約法案（第166回国会閣法第80号）（衆議院送付）

最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員細川律夫君、同田村憲久君、舛添厚生労働大臣、岸厚生労働副大臣、松島国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林正夫君（民主）、吉川沙織君（民主）、谷博之君（民主）、坂本由紀子君（自民）、石井準一君（自民）、山本博司君（公明）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年11月22日（木）（第7回）

○労働契約法案（第166回国会閣法第80号）（衆議院送付）

最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について参考人日本労働組合総連合会総合労働局長長谷川裕子君、社団法人日本経済団体連合会専務理事紀陸孝君、東京大学大学院法学政治学研究科教授荒木尚志君、全国労働組合総連合副議長・全日本金属情報機器労働組合（JMIU）中央執行委員長生熊茂実君及び働く女性の全国センター（ACW2）代表伊藤みどり君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕轟木利治君（民主）、坂本由紀子君（自民）、渡辺孝男君（公明）、福島みずほ君（社民）、小池晃君（共産）

○平成19年11月27日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働契約法案（第166回国会閣法第80号）（衆議院送付）

最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について舛添厚生労働大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕石井みどり君（自民）、島尻安伊子君（自民）、津田弥太郎君（民主）、川合孝典君（民主）、風間直樹君（民主）、大河原雅子君（民主）、山本博司君（公明）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第166回国会閣法第80号）賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産、社民

（第166回国会閣法第82号）賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

○身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）

以上両案をいずれも可決した。

（衆第3号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

(衆第4号) 賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第87号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(第166回国会閣法第87号) 賛成会派 民主、自民、公明
反対会派 共産、社民

○平成19年12月4日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 混合診療解禁論議の問題点に関する件、厚生労働省職員の勤務実態とワークライフバランスの実現に関する件、アスベストによる労災認定事業所名の公表に関する件、労働者派遣法の見直しの必要性に関する件、生活保護における扶助基準の見直しの在り方に関する件等について舛添厚生労働大臣、中川内閣府副大臣、岸厚生労働副大臣、西川厚生労働副大臣、原田文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕櫻井充君(民主)、中村哲治君(民主)、足立信也君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)
- 特定肝炎対策緊急措置法案(参第4号)について発議者参議院議員家西悟君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年12月6日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 周産期医療体制等の整備に関する件、混合診療解禁論議の問題点に関する件、発達障害児・者に対する支援に関する件、がん対策の推進に関する件等について舛添厚生労働大臣、西川厚生労働副大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕南野知恵子君(自民)、西島英利君(自民)、山本博司君(公明)、渡辺孝男君(公明)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員大村秀章君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山田正彦君から説明を聴いた。
- 特定肝炎対策緊急措置法案(参第4号)について発議者参議院議員家西悟君、同前川清成君、同梅村聡君、同松野信夫君、同櫻井充君、舛添厚生労働大臣、岸厚生労働副大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕谷博之君(民主)、古川俊治君(自民)、渡辺孝男君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成19年12月11日(火)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 未統合の年金記録への対応に関する件、薬害C型肝炎被害者の救済に関する件、産科医療の充実策に関する件、生活保護の扶助基準見直しに関する件、食品安全行政の在り方に関する件等について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕森ゆうこ君（民主）、福島みずほ君（社民）、小池晃君（共産）、蓮舫君（民主）、大河原雅子君（民主）

- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第5号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

- 老人福祉法の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第15号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成19年12月25日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬害肝炎被害者の救済に関する件、年金記録問題への対応に関する件、医師不足対策に関する件、障害者自立支援施策に関する件、労働者派遣制度の見直しに関する件、介護事業における労働環境改善に関する件、食の安全確保に関する件、原爆症認定の在り方に関する件、ジョブカフェの委託経費に関する件等について舛添厚生労働大臣、中川内閣府副大臣、岸厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕櫻井充君（民主）、津田弥太郎君（民主）、足立信也君（民主）、谷博之君（民主）、西島英利君（自民）、坂本由紀子君（自民）、山本博司君（公明）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成20年1月10日（木）（第13回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（衆第23号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴いた後、参考人薬害肝炎九州訴訟原告・薬害肝炎全国原告団代表山口美智子君、長野赤十字病院院長清澤研道君、B型肝炎訴訟原告団代表木村伸一君及び京都へモフィリア友の会会長佐野竜介君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、衆議院厚生労働委員長代理大村秀章君、同山井和則君、同福島豊君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

- ・参考人に対する質疑

〔質疑者〕家西悟君（民主）、古川俊治君（自民）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- ・質疑

〔質疑者〕櫻井充君（民主）、西島英利君（自民）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、川田龍平君（無、委員外議員）

（衆第23号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議を行った。

○平成20年1月15日（火）（第14回）

- 請願第288号外120件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外440件を審査した。
- 特定肝炎対策緊急措置法案（参第4号）
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（参第3号）
以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨

①成立した議案

労働契約法案（第166回国会閣法第80号）

【要旨】

本法律案は、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資するようにするため、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 目的

この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。

第二 労働者及び使用者の定義

- 一 この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。
- 二 この法律において「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。

第三 労働契約に関する原則

- 一 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。
- 二 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。
- 三 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。
- 四 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。
- 五 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用する

ことがあってはならない。

第四 労働契約の内容の理解の促進

- 一 使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。
- 二 労働者及び使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。

第五 労働者の安全への配慮

使用者は、労働契約に伴い、労働者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

第六 労働契約の成立及び変更

一 労働契約の成立

- 1 労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する。
- 2 労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、三1に該当する場合を除き、この限りでない。

二 労働契約の内容の変更

- 1 労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。
- 2 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、3の場合は、この限りでない。
- 3 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によっては変更されない労働条件として合意していた部分については、三1に該当する場合を除き、この限りでない。
- 4 就業規則の変更の手続に関しては、労働基準法第89条及び第90条の定めるところによる。

三 その他の労働契約及び就業規則に関する事項

- 1 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準による。

- 2 就業規則が法令又は労働協約に反する場合には、当該反する部分については、一、二、三及び三1は、当該法令又は労働協約の適用を受ける労働者との間の労働契約については、適用しない。

第七 労働契約の継続及び終了

- 一 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。
- 二 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものと認められ、当該懲戒は、無効とする。
- 三 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものと認められ、無効とする。

第八 期間の定めのある労働契約

- 一 使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。
- 二 使用者は、期間の定めのある労働契約について、その労働契約により労働者を使用する目的に照らして、必要以上に短い期間を定めることにより、その労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならない。

第九 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、目的、労働契約の原則、労働契約の内容の理解の促進、労働者の安全への配慮、労働契約の成立、出向及び期間の定めのある労働契約の規定に関する部分について修正が行われた。

最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）

【要旨】

本法律案は、就業形態の多様化の進展等の社会経済情勢の変化の中で、最低賃金制度が十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとにすべての労働者に適用される最低賃金を決定しなければならないこととするとともに、その考慮要素について見直しを行うほか、罰則の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 最低賃金に係る総則

- 一 最低賃金額
最低賃金額は、時間によって定めるものとする。
- 二 最低賃金の減額の特例
使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたとき

は、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額を最低賃金額とする。

- 1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 2 試の使用期間中の者
- 3 職業能力開発促進法の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であって厚生労働省令で定めるもの
- 4 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

第二 地域別最低賃金

一 地域別最低賃金の原則

- 1 地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。
- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 2の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

二 派遣中の労働者の地域別最低賃金

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣中の労働者（第三の二において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とする。

第三 特定最低賃金

一 特定最低賃金の決定等

- 1 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、1の申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

二 派遣中の労働者の特定最低賃金

派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とする。

第四 労働協約に基づく地域的最低賃金の廃止

最低賃金の決定方式について、労働協約に基づく地域的最低賃金を廃止する。

第五 その他

一 監督機関に対する申告

- 1 労働者は、事業場に最低賃金法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。
- 2 使用者は、1の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

二 船員に関する特例

船員に関する特例について所要の整備を行う。

三 罰則

労働者に対し、地域別最低賃金において定める最低賃金額を支払わなかった使用者は、50万円以下の罰金に処する。

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 経過措置等

- 1 この法律の施行の際現に効力を有する労働協約に基づく地域的最低賃金は、この法律の施行後2年間は、なおその効力を有する。
- 2 この法律の施行の際現に効力を有する一定の事業又は職業について決定された最低賃金は、第三の一による特定最低賃金とみなす。

三 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、地域別最低賃金を決定するための要素である労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する旨の修正が行われた。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案

(第166回国会閣法第87号)

【要旨】

本法律案は、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用場の充実を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

一 定義規定の見直し

- 1 社会福祉士の業務に「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（以下「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整」を追加する。
- 2 介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改める。

二 義務規定の見直し

- 1 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。
- 2 社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。
- 3 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症であること等の心身の状況等に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。
- 4 社会福祉士及び介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、知識及び技能の向上に努めなければならない。

三 介護福祉士の養成に係る制度の見直し

1 資格の取得方法の見直し

- (一) 大学に入学することができる者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの等について、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改める。
- (二) 3年以上介護等の業務に従事した者の介護福祉士試験の受験資格について、3年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改める。
- (三) 高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもののにおいて3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者を、介護福祉士試験の受験資格を有する者として、法律上位置付ける。
- (四) (三)の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上（専攻科において2年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得

した者であって、9月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

2 その他

1の(一)に該当する者であって介護福祉士でないものは、当分の間、登録を受け、准介護福祉士（准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等を業とする者をいう。）となる資格を有する。

四 社会福祉士の養成に係る制度の見直し

1 社会福祉士試験の受験資格を得るために修めることの必要な社会福祉に関する科目及び社会福祉に関する基礎科目については、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

2 資格の取得方法の見直し

(一) 社会福祉士試験の受験資格を有する者として、社会福祉法に規定する社会福祉主事の養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを加える。

(二) 児童福祉司等であった期間が5年以上ある者の社会福祉士試験の受験資格について、児童福祉司等であった期間を4年以上に短縮し、その期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者に改める。

(三) (一)の規定にかかわらず、公布の日から起算して5年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験については、児童福祉司等であった期間が5年以上ある者も受けることができる。

第二 身体障害者福祉法、社会福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正

身体障害者福祉司、社会福祉主事及び知的障害者福祉司の任用の資格に社会福祉士を追加する。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行する。

1 第一の一及び二、第二並びに第三の二の1 公布の日

2 第一の三の1の(三)及び(四)並びに四 平成21年4月1日

二 検討

1 政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後5年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、こ

の法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案（衆第3号）

【要旨】

本法律案は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の更なる円滑化を図るため、障害者雇用事業主にその事業所又は事務所に勤務する身体障害者の当該事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用を受け入れることを義務付けるとともに、都道府県知事が施設等における身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情を処理することを定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用の受入れの義務化

- 一 政令で定める数以上の労働者を雇用する事業主等（国等を除く。以下「障害者雇用事業主」という。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の使用により事業主等の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 二 一の政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律により一人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用する義務を負う事業主が雇用する労働者の数を勘案して定める。
- 三 障害者雇用事業主以外の事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

第二 苦情の申出等

- 一 身体障害者又は施設等（国等が管理する施設、公共交通事業者等が管理する旅客施設及び車両等、不特定かつ多数の者が利用する施設、事業所及び事務所等をいう。以下同じ。）を管理する者は、当該施設等の所在地（公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあつては、当該公共交通事業者等の営業所の所在地）を管轄する都道府県知事に対し、当該施設等における当該身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出をすることができる。
- 二 都道府県知事は、一の苦情の申出があつたときは、その相談に応ずるとともに、当該苦情に係る身体障害者又は施設等を管理する者に対し、必要な助言、指導等を行うほか、必要に応じて、関係行政機関の紹介を行うものとする。
- 三 都道府県知事は、一の苦情の申出を受けた場合において当該苦情を適切に処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長若しくは関係地方公共団体の長又は訓練事業者若しくは指定法人に対し、必要な資料の送付、情報の提供その他の協力を求めることができる。

第三 施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第一は平成20年10月1日から施行する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する
法律の一部を改正する法律案（衆第4号）

【要旨】

本法律案は、永住帰国した中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、国民年金の特例等による満額の老齢基礎年金等及び一時金の支給、これを補完する支援給付の実施等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金の特例等

- 一 永住帰国した中国残留邦人等（明治44年4月2日以後に生まれた者であって、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。一及び五において同じ。）であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの（同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。）に係る昭和36年4月1日から初めて永住帰国した日の前日までの期間であって政令で定めるものについては、昭和60年改正前の国民年金法による被保険者期間（以下「旧被保険者期間」という。）又は国民年金法に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間（以下「新被保険者期間」という。）とみなす。
- 二 一に定める永住帰国した中国残留邦人等（60歳以上の者に限る。）であって昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国したもの（以下「特定中国残留邦人等」という。）は、旧被保険者期間又は新被保険者期間に係る保険料を納付することができる。
- 三 国は、特定中国残留邦人等に対し、当該特定中国残留邦人等の旧被保険者期間及び被用者年金の被保険者期間並びに国民年金法による被保険者期間に応じ、政令で定める額の一時金を支給する。
- 四 国は、一時金の支給に当たっては、特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けるために納付する旧被保険者期間又は新被保険者期間に係る保険料に相当する額として政令で定める額を当該一時金から控除し、当該特定中国残留邦人等に代わって当該保険料を納付するものとする。
- 五 永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金法に規定する事項及び一から四までの適用に関し必要な事項については、同法その他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

第二 支援給付の実施

- 一 この法律による支援給付は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。
- 二 支援給付の種類は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付そ

の他政令で定める給付とする。

三 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（特定中国残留邦人等以外の者に限る。）があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額が当該配偶者等について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したときは、この限りでない。

四 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

五 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

六 支援給付については、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法その他政令で定める法令の規定を適用する。

第三 譲渡等の禁止等

一 一時金及び支援給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

二 租税その他の公課は、一時金及び支援給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第四 情報の提供

社会保険庁長官は、厚生労働大臣に対し、一時金の支給及び第一の四の保険料の納付に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第五 訴訟上の救助により猶予された費用に関する特例

この法律の公布の際現に係属している永住帰国した中国残留邦人等又はその相続人その他の一般承継人であると主張する者が国家賠償法第1条第1項の規定に基づき国に対して提起した訴えに係る訴訟であつて、当該者（以下「原告」という。）が国の公務員は当該中国残留邦人等を早期に帰国させる義務又はその帰国後にその自立の支援を行う義務に違反したと主張するものにおいて、訴訟上の救助により支払が猶予された費用については、この法律の公布後に当該訴訟につき原告が訴えを取り下げ、若しくは請求の放棄をし、又は当事者が裁判所において和解（訴訟を終了させることをその合意の内容とするものに限る。）をしたときは、国は、当該訴訟の原告に対し、これを請求することができない。

第六 施行期日等

一 この法律は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第四及び第五については公布の日から、第一（三及び五を除く。）については同年3月1日から、第二については同年4月1日から施行する。

二 所要の経過措置等を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案(衆第5号)

【要旨】

本法律案は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度（以下「政府管掌年金制度」という。）に対する国民の信頼の確保を図るため、厚生年金保険制度において事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務を履行したことが明らかでない場合における保険給付に関する特例を設けるほか、当該事業主が特例納付保険料を納付できるようにするための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 保険給付等に関する特例等

- 一 国家行政組織法第8条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、事業主が、被保険者の保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によって消滅する前に被保険者の資格に係る届出等があつた場合を除く。）に該当するとの当該機関の意見があつた場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）の被保険者の資格の確認又は標準報酬の改定若しくは決定（以下「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象者が、事業主が保険料を納付していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。
- 二 社会保険庁長官は、一の確認等を行ったときは、特例対象者の年金記録の訂正を行い、厚生年金保険の被保険者であつた期間について厚生年金保険法による保険給付を行うものとする。
- 三 二の場合において、国民年金法を適用するときは、二の期間については保険料納付済期間に算入し、年金記録の訂正を行うものとする。
- 四 二及び三の場合において、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律を適用するときは、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に、厚生年金保険法の規定による届出があつたものとする。

第二 特例納付保険料の納付等

- 一 社会保険庁長官が第一の一の確認等を行った場合には、事業主は、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができるものとし、社会保険庁長官は、事業主に対して、納付を勧奨しなければならない。
- 二 一の場合において、法人である事業主に係る事業が廃止されているとき等には、当該法人の役員であつた者は、特例納付保険料を納付することができるものとし、社会保険庁長官は、当該者に対して、納付を勧奨しなければならない。
- 三 社会保険庁長官は、第三の公表を行う前に一又は二の勧奨を行う場合には、事業主

又は役員であった者（以下「事業主等」という。）に対して、期限までに四の申出を行わないときは第三の公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

四 事業主等は、一又は二の勸奨を受けた場合には、特例納付保険料を納付する旨を申し出ることができるものとし、申出を行った場合には、納期限までに納付しなければならない。

五 特例納付保険料は、厚生年金保険法の規定の例により徴収する。

六 国は、毎年度、第三の公表を行った後において、期限までに申出が行われなかった場合又は勸奨を行うことができない場合に該当するとき（保険料が納付されたか明らかでないことと認められるときを除く。）は、特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。

第三 公表

社会保険庁長官は、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、特例納付保険料について第二の三の期限までに申出が行われない場合、納期限までに納付されない場合又は勸奨を行うことができない場合に該当するとき（保険料が納付されたか明らかでないことと認められるときを除く。）は事業主等の氏名又は名称その他社会保険庁長官が講ずる措置の結果を、インターネット等により随時公表しなければならない。

第四 厚生年金基金に係る老齢年金給付に関する特例等、未納掛金等の納付等及び公表

厚生年金基金及び企業年金連合会における厚生年金の代行部分についても、第一から第三までに準じて所要の規定を設ける。

第五 協力

事業主等は、第一の一の場合に社会保険庁長官が講ずる措置にできる限り協力しなければならない。

第六 罰則

強制徴収における調査拒否に関する罰則等所要の罰則に関する規定を設ける。

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 法律の失効

この法律は、第一の一の国家行政組織法第8条に規定する機関であって年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものが廃止される日限り、その効力を失う。

なお、本法律案は、衆議院において、次の修正が行われた。

第一 特例対象者の事業主に対する請求権の国による取得等

一 国は、特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、適用事業所の事業主が当該特例対象者に係る届出をしなかったこと又は当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る保険料を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

二 政府が厚生年金基金又は企業年金連合会に対し未納掛金の額に相当する額又は特例掛金の額に相当する額を交付したときも、同様とする。

第二 国会への報告

政府は、おおむね6月に1回、国会に、厚生年金保険法第28条の規定により記録した事項の訂正が行われた各事案についての年金記録確認第三者委員会が行った調査審議の結果の概要（当該事案が、適用事業所の事業主が保険料を納付する義務を履行したと認められる場合、当該事業主が当該義務を履行しなかったと認められる場合又は当該事業主が当該義務を履行したかどうか明らかでない認められる場合のいずれに該当するかに関する事項を含む。）、社会保険庁長官が行った特例対象者に係る確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況、国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額その他この法律の施行の状況についての報告を提出しなければならない。

老人福祉法の一部を改正する法律案（衆第15号）

【要旨】

本法律案は、医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会が特別養護老人ホームを設置することができるようにしようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（衆第23号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第一 前文

フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入し、多くの方々が感染するという薬害事件が起き、感染被害者及びその遺族の方々は、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている。

政府は、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについての責任を認め、感染被害者及びその遺族の方々に心からおおむねすべきである。さらに、今回の事件の反省を踏まえ、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力をしなければならない。

もとより、医薬品を供給する企業には、製品の安全性の確保等について最善の努力を尽くす責任があり、本件においては、そのような企業の責任が問われるものである。

C型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々からフィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤の製造等を行った企業及び国に対し、損害賠償を求める訴訟が提起されたが、これまでの5つの地方裁判所の判決においては、企業及び国が責任を負うべき期間等について判断が分かれ、現行法制の下で法的責任の存否を争う訴訟による解決を図ろうとすれば、さらに長期間を要することが見込まれている。

一般に、血液製剤は適切に使用されれば人命を救うために不可欠の製剤であるが、フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤によってC型肝炎ウイルスに感染した方々が、日々、症状の重篤化に対する不安を抱えながら生活を営んでいるという困難な状況に思いをいたすと、我々は、人道的観点から、早急に感染被害者の方々に投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。しかしながら、現行法制の下でこれらの製剤による感染被害者の方々の一律救済の要請にこたえるには、司法上も行政上も限界があることから、立法による解決を図ることとし、この法律を制定する。

第二 趣旨

この法律は、特定C型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対する給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第三 定義

- 一 この法律において「特定フィブリノゲン製剤」とは、乾燥人フィブリノゲンのみを有効成分とする製剤であって、昭和39年6月9日、同年10月24日又は昭和51年4月30日に薬事法の規定による承認を受けた製剤及び昭和62年4月30日に薬事法の規定による承認を受けた製剤（ウイルスを不活化するために加熱処理のみを行ったものに限る。）をいう。
- 二 この法律において「特定血液凝固第Ⅸ因子製剤」とは、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体を有効成分とする製剤であって、昭和47年4月22日又は昭和51年12月27日に薬事法の規定による承認を受けた製剤及び昭和60年12月17日に薬事法の規定による承認を受けた製剤（ウイルスを不活化するために加熱処理のみを行ったものに限る。）をいう。
- 三 この法律において「特定C型肝炎ウイルス感染者」とは、特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与（獲得性の傷病に係る投与に限る。）を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染した者及びその者の胎内又は産道においてC型肝炎ウイルスに感染した者をいう。

第四 給付金

一 給付金の支給

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）は、特定C型肝炎ウイルス感染者（特定C型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあつては、その相続人）に対し、その者の請求に基づき、医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るためのものとして給付金を支給する。

二 給付金の支給手続

給付金の支給の請求をするには、当該請求をする者又はその被相続人が特定C型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が四の1、2又は3に該当する者であることを証する確定判決の正本等を提出しなければならない。

三 給付金の請求期限

給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。

- 1 この法律の施行の日から起算して5年を経過する日（2において「経過日」という。）
- 2 特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染したことを原因とする損害賠償についての訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を経過日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日

四 給付金の額

給付金の額は、次に掲げる特定C型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、次に掲げる額とする。

- 1 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がん罹患し、又は死亡した者
4,000万円
- 2 慢性C型肝炎に罹患した者 2,000万円
- 3 1又は2に掲げる者以外の者 1,200万円

第五 追加給付金

一 追加給付金の支給

機構は、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であって、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して10年以内に新たに第四の四の1又は2に該当するに至ったものに対し、その者の請求に基づき、医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るためのものとして追加給付金を支給する。

二 追加給付金の請求期限

追加給付金の支給の請求は、特定C型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに第四の四の1又は2に該当するに至ったことを知った日から起算して3年以内に行わなければならない。

三 追加給付金の額

追加給付金の額は、特定C型肝炎ウイルス感染者が新たに該当するに至った第四の四の1又は2の区分に応じ、第四の四の1又は2に掲げる額から既に支給された給付金及び追加給付金の額を控除した額とする。

第六 特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金

一 基金の設置

機構は、給付金等の支給及びこれに附帯する業務（以下「給付金支給等業務」という。）に要する費用に充てるため、特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金を設ける。

二 交付金

政府は、予算の範囲内において、機構に対し、給付金支給等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

三 拠出金

- 1 機構は、給付金等を支給したときは、給付金支給等業務に要する費用に充てるた

め、当該支給について特定C型肝炎ウイルス感染者が投与を受けたものとされた特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤に係る製造業者等に、拠出金の拠出を求めるものとする。

- 2 製造業者等は、1により拠出金の拠出を求められたときは、機構に対し拠出金を納付するものとする。

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 特定フィブリノゲン製剤等の納入医療機関の公表等

政府は、特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤が納入された医療機関の名称等を公表すること等により、医療機関による当該製剤の投与を受けた者の確認を促進し、当該製剤の投与を受けた者に肝炎ウイルス検査を受けることを勧奨するよう努めるとともに、給付金等の請求手続、請求期限等のこの法律の内容について国民に周知を図るものとする。

三 給付金等の請求期限の検討

給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

四 C型肝炎ウイルスの感染被害者に対する支援等

政府は、C型肝炎ウイルスの感染被害者が安心して暮らせるよう、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

②参議院において継続審査となった議案

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（参第3号）

【要旨】

障害者自立支援法の施行により増大した障害者又は障害児の保護者の経済的負担を軽減し、かつ、障害福祉サービス等の円滑な提供の確保を図るため、当分の間、障害者等が障害福祉サービス等を受けたときに要する費用に係る自己負担の額を障害者等の負担能力に応じたものとするとともに、国及び地方公共団体が指定障害福祉サービス事業者等に対し必要があると認めるときは財政上及び金融上の支援等を行うとするものである。

特定肝炎対策緊急措置法案（参第4号）

【要旨】

ウイルス性肝炎のうちB型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあること並びにB型肝炎及びC型肝炎について重度の疾病への進展を防ぐことのできる有効な治療の方法が存在するにもかかわらず患者の経済的負担が過重であるために当該治療が十分に行われていないことにかんがみ、B型肝炎及びC型肝炎の対策に

関し緊急に講ずべき措置として、B型肝炎及びC型肝炎の患者に対する医療費の支給の措置等を定めようとするものである。

③参議院を通過し、衆議院において継続審査となった議案

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参第1号）

【要旨】

本法律案は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法の改正規定及び厚生年金保険法の改正規定の改正

- 一 現行の福祉施設に係る規定の改正を行わず、当該規定を削除する。
- 二 保険料は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用（三の1から5までに掲げる費用をいう。以下同じ。）には充てないものとする。
- 三 国庫は、次に掲げる費用を負担する。
 - 1 国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用
 - 2 国民年金事業及び厚生年金保険事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用
 - 3 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金及び厚生年金保険に関し教育及び広報等の事業を行う場合における当該事業に要する費用
 - 4 小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用
 - 5 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため債権の管理及び回収並びに教育資金の貸付けのあっせんを独立行政法人福祉医療機構にその業務の特例として行わせる措置に要する費用

第二 特別会計に関する法律の改正規定の改正

国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用は、年金特別会計の国民年金勘定又は厚生年金勘定から当該特別会計の業務勘定に繰り入れることができないものとし、当該費用は、一般会計から年金特別会計の業務勘定に繰り入れるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行する。
- 二 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めるものとする。
- 三 国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金の事業の事務に要する費用の負担の在り方については、公的年金制度の一元化に際し検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(4) 委員会決議

—— 肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議 ——

我が国では、国民があまねく近代的な医療の恩恵を享受し得るよう社会環境の整備が進められ、これまで先端技術に基づく医薬品・医療機器によって多くの患者の生命が救われ、また予後の改善がもたらされてきた。

その一方で、サリドマイド、スモン、薬害HIV感染、医原性クロイツフェルト・ヤコブ病感染という医薬品・医療機器による悲惨な事件も経験し、そのたびに薬害根絶及び被害防止が訴えられ、これを受けて感染症予防医療法をはじめ諸施策が実施されてきた。それにもかかわらず、B型肝炎ウイルス感染・C型肝炎ウイルス感染という重大な事件に直面することになった。多数のウイルス性肝炎患者・感染者は、多様な症状に苦しみあるいは症状の重篤化に対する不安を抱えながらの生活を余儀なくされている。

我々は、血液製剤フィブリノゲン等によりC型肝炎ウイルスに感染した被害者やその家族の肉体的・精神的苦痛を取り除くために、一日も早く対応策を講ずるとともに、これらを含めたウイルス性肝炎患者・感染者の健康回復等の対策に最善の努力を行う必要があると考える。

今般、いわゆる薬害C型肝炎訴訟については、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」を制定することによって一応の解決をみることができるとは、これはウイルス性肝炎被害のすべてを対象にするものではなく、本法の施行によって肝炎問題が終了するわけではない。

政府においては、これまでの薬事行政の反省に立って、速やかに次の事項について措置を講ずるべきである。

- 一、薬害C型肝炎訴訟の全面解決に向け、血液製剤に起因するウイルス性肝炎患者・感染者を含め、すべてのウイルス性肝炎患者等に対する総合的な肝炎対策に政府を挙げて取り組むこと。
- 二、過去における血液製剤に対する調査を速やかに実施するとともに、投与事実の証明に関するカルテその他の記録確保等のために必要な措置を実施すること。
- 三、肝炎ウイルス検査の質の向上と普及を促進するとともに、肝炎医療に係る専門知識・技能を有する医師等の育成及び専門的な肝炎医療を提供する医療機関の整備・拡充を図ること。
- 四、約350万人と推計されているウイルス性肝炎患者・感染者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、医療費助成措置等の早期実現を図ること。
- 五、肝炎に関する治療方法の充実・普及を図るとともに、治療薬等の研究開発の促進を図ること。
- 六、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の体制の点検を行い、健康被害救済、審査、安全対策等のための整備・強化に努めること。
- 七、特別措置法の施行の日から5年に限られている給付金の支給の請求については、施行

後における請求状況を勘案し、必要があると認めるときは、その期限の延長を検討すること。

八、先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与されウイルス性肝炎に感染した者への必要な措置について、早急に検討すること。

九、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤以外の血液製剤の投与によるウイルス性肝炎の症例報告等を調査し、その結果を踏まえて受診勧奨等必要な措置について、早急に検討すること。

十、肝炎に関する総合的な対策を推進するため、早急に「肝炎対策推進協議会」（仮称）を設立すること。

右決議する。

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	郡司 彰 (民主)	金子 恵美 (民主)	牧野 たかお (自民)
理事	主濱 了 (民主)	高橋 千秋 (民主)	山田 俊男 (自民)
理事	平野 達男 (民主)	藤原 良信 (民主)	澤 雄二 (公明)
理事	加治屋 義人 (自民)	舟山 康江 (民主)	谷合 正明 (公明)
理事	野村 哲郎 (自民)	米長 晴信 (民主)	紙 智子 (共産)
	青木 愛 (民主)	市川 一朗 (自民)	亀井 亜紀子 (国民)
	一川 保夫 (民主)	岩永 浩美 (自民)	(19. 10. 18 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は本院議員提出1件、衆議院提出(農林水産委員長)1件の合計2件であり、いずれも可決すべきものと決定した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は保留とした。

〔法律案の審査〕

平野達男君外4名発議の**農業者戸別所得補償法案**は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国においては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、参考人から意見を聴取するとともに、民主党の選挙公約と本法律案との整合性、貿易自由化と本法律案との関連、米を主要農産物として対象に含めた理由、米に関する本法律案の需給調整と現行の生産調整との違い、農業者戸別所得補償金の算定方法、経費約1兆円の積算根拠と財源確保策、本法律案による食料自給率向上の実現性等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めようとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、被害防止

対策において鳥獣の保護管理に留意する必要性、専門家の育成や他の災害補償制度との連携等の総合的な取組の必要性等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月25日、農林水産に関する調査を議題とし、品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策との矛盾、品目横断的経営安定対策における地域ごとの交付金単価見直しの必要性、政府が備蓄米として買い上げた場合の米価下落防止効果、米国のバイオエタノール増産政策に伴う大豆等の価格高騰への懸念、厚生労働省によるBSE全頭検査一斉中止に係る通達撤回の必要性、食品偽装問題に係る農林水産省の体制強化や指導・罰則強化への取組、国産材の需要拡大に不可欠な施業集約化の取組状況、森林整備に要する地方の事業費負担の軽減策、WTO農業交渉及びEPA交渉に臨む大臣の決意、食料供給と競合しない形で国産バイオ燃料の生産振興を図るための法整備の必要性、都市農業の振興についての見解等について質疑を行った。

12月6日、農林水産に関する調査を議題とし、参議院選挙の結果を踏まえて農林水産行政の基本方向を見直す必要性、多様な経営体から成る我が国農業・農村の維持を困難にするおそれのある品目横断的経営安定対策を見直す必要性、米の生産調整の実効性を確保するとともに生産調整への行政関与を高める観点から主要食糧法を改正する必要性、米飯給食推進対策、飼料価格高騰等により厳しい経営下にある酪農の現状に対する農林水産大臣の認識、酪農生産基盤の縮小を防ぐための取組、農地・水・環境保全向上対策の地方負担軽減策、農業の多面的機能の発揮のため中山間地域対策を一層充実させる必要性、諫早湾干拓事業が周辺地域の農業や海域環境に及ぼす影響、中長期開門調査の早期実施の必要性、我が国の森林分野における地球温暖化防止対策、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い幹線林道事業が移管される地方への財政支援と事業ノウハウ継承の必要性等について質疑を行った。

12月18日、農林水産に関する調査を議題とし、日米次官級経済対話における米国産輸入牛肉の月齢制限緩和に関する議論の真偽、米国産牛肉の輸入条件緩和要求に対する政府の対応方針、米国産牛肉の輸入条件緩和に関して食品安全委員会にリスク評価を諮問する前に政府間協議を行うことの食品安全基本法上の問題点、農協への公認会計士監査制度の導入に対する大臣の見解、品目横断的経営安定対策の改善策の検討状況、集落営農に対する支援措置の見直し内容、平成20年度新設の「食品表示特別Gメン」と従来の監視体制との相違、食品の業者間取引における不正表示監視体制の在り方等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月18日(木)(第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月25日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 品目横断的経営安定対策に関する件、米価下落対策に関する件、米国のバイオエタノール増産政策に関する件、BSE検査に関する件、食品の偽装表示に関する件、森林整備事業における施業の集約化・効率化に関する件等について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕平野達男君(民主)、高橋千秋君(民主)、舟山康江君(民主)、加治屋義人君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

○平成19年10月30日(火)(第3回)

- 農業者戸別所得補償法案(参第6号)について発議者参議院議員平野達男君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月1日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業者戸別所得補償法案(参第6号)について発議者参議院議員平野達男君、同高橋千秋君、同舟山康江君、若林農林水産大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕主濱了君(民主)、藤原良信君(民主)、米長晴信君(民主)、野村哲郎君(自民)、山田俊男君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年11月6日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業者戸別所得補償法案(参第6号)について発議者参議院議員舟山康江君、同平野達男君、同高橋千秋君、若林農林水産大臣、伊藤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕青木愛君(民主)、金子恵美君(民主)、市川一朗君(自民)、佐藤昭郎君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

○平成19年11月8日(木)(第6回)

- 農業者戸別所得補償法案(参第6号)について参考人北海道農民連盟委員長西原淳一君、東京大学大学院農学生命科学研究科長・農学部長・農業資源経済学専攻教授生源寺眞一君及び財団法人日本農業研究所理事・研究員岸康彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕米長晴信君(民主)、野村哲郎君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子

君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業者戸別所得補償法案（参第6号）**について発議者参議院議員平野達男君、同舟山康江君、同高橋千秋君、若林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 亀井亜紀子君（民主）、藤原良信君（民主）、金子恵美君（民主）、牧野たかお君（自民）、山田俊男君（自民）、加治屋義人君（自民）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

（参第6号）賛成会派 民主、共産

反対会派 自民、公明

○平成19年12月6日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林水産行政の基本施策の在り方に関する件、森林整備促進に関する件、諫早湾干拓事業が農業及び水産業に与える影響に関する件、品目横断的経営安定対策及び農地・水・環境保全向上対策に関する件、カロリーベースの総合食料自給率のとらえ方に関する件、米価政策と米の生産調整に関する件、酪農経営の安定対策に関する件等について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 一川保夫君（民主）、亀井亜紀子君（民主）、金子恵美君（民主）、牧野たかお君（自民）、山田俊男君（自民）、紙智子君（共産）

○平成19年12月13日（木）（第8回）

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長宮腰光寛君から趣旨説明を聴き、同君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 紙智子君（共産）

（衆第17号）賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成19年12月18日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米国産牛肉の輸入条件の見直しに関する件、品目横断的経営安定対策の改善策に関する件、食品表示監視体制の強化に関する件等について若林農林水産大臣、岸厚生労働副大臣、中川内閣府副大臣、岩永農林水産副大臣、小池外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 平野達男君（民主）、山田俊男君（自民）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成20年1月15日（火）（第10回）

- 請願第1229号を審査した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案 (衆第17号)

【要旨】

本法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいうこととする。
- 2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいうこととする。

二、基本指針の策定

農林水産大臣は、鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）に規定する基本指針との整合性をとりつつ、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を総合的かつ効果的に実施するため、次の事項を内容とする基本指針を定めることとする。

- 1 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
- 2 三の被害防止計画に関する事項
- 3 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

三、被害防止計画の作成

- 1 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、二の基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができることとする。
- 2 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないこととする。
- 3 被害防止計画は、鳥獣保護法に規定する鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画と整合性のとれたものでなければならないこととする。
- 4 被害防止計画には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針、当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の種類等を定めることとする。

四、対象鳥獣の捕獲の許可権限の委譲

被害防止計画を作成した市町村については、都道府県知事が有している農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣捕獲の許可権限を委譲することができる制度を設けることとする。

五、財政上の措置

国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずることとする。

六、鳥獣被害対策実施隊の設置

市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができることとする。

七、被害防止施策を講ずるに当たっての配慮

国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少している鳥獣等について、その保護が図られるよう十分配慮することとする。

八、鳥獣保護法の一部改正

鳥獣保護法を改正し、環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況等について定期的に調査をし、その結果を鳥獣保護法の適正な運用に活用する旨の規定を追加することとする。

九、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行することとする。

【 附帯決議 】

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が深刻化しており、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して緊急の課題となっている。

よって、政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を適切かつ効果的に実施するためには、その関連する業務に携わる者が鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について知識経験を有していることが重要であることにかんがみ、研修の機会の提供、技術的指導を行う者の育成その他の当該業務に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を適切に講ずること。

右決議する。

②参議院を通過し、衆議院において継続審査となった議案

農業者戸別所得補償法案（参第6号）

【 要 旨 】

本法律案は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国にお

いては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付することにより、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「主要農産物」とは、米、麦、大豆その他この法律の目的の達成に資するものとして政令で定める農産物をいうこととする。

二、生産数量の目標

国、都道府県及び市町村は、毎年、農業者の意向を踏まえ、相互に連携して、それぞれ、主要農産物の種類ごとに生産数量の目標を設定するとともに、生産数量の目標を設定したときは、その達成に努めなければならないこととする。

三、農業者戸別所得補償金

1 販売農業者の所得を補償するための交付金の交付

イ 国は、毎年度、生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者に対し、その所得を補償するための交付金を交付することとする。

ロ 販売農業者は、販売に供する目的で農産物を生産する農業者として政令で定めるもの並びに農業生産活動を共同して行う農業者の組織及び委託を受けて農作業を行う組織のうち政令で定めるものをいうこととする。

ハ 交付金額は、主要農産物の種類別に標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本として定めた面積単価に、販売農業者のその年度における当該主要農産物の生産面積を乗じて得た金額とすることとする。この場合において、交付金の額の算定については、当該主要農産物の品質、その生産に係る経営規模の拡大及び環境の保全に資する度合並びに米に代わる農産物の生産の要素を加味することとする。

2 農業の生産条件の格差を是正するための交付金の交付

国は、毎年度、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件の不利な地域における生産条件とそれ以外の地域における生産条件の格差を是正するための交付金の財源に充てるため、地方公共団体に対し、交付金を交付することとする。

四、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律は、廃止することとする。

五、施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行することとする。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	渡辺 秀央 (民主)	下田 敦子 (民主)	塚田 一郎 (自民)
理事	鈴木 陽悦 (民主)	直嶋 正行 (民主)	古川 俊治 (自民)
理事	藤原 正司 (民主)	中谷 智司 (民主)	松田 岩夫 (自民)
理事	増子 輝彦 (民主)	姫井 由美子 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	加納 時男 (自民)	藤末 健三 (民主)	松 あきら (公明)
理事	松村 祥史 (自民)	前田 武志 (民主)	山本 香苗 (公明)
	川合 孝典 (民主)	萩原 健司 (自民)	松下 新平 (無)

(19.10.18 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された議案は、内閣提出に係る法律案2件及び承認案件1件（いずれも衆議院先議）の計3件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願3種類68件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

製品の安全対策 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案は、製品の経年劣化による消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、その保守を促進することが適当な消費生活用製品について、点検その他の保守に関する情報の提供及び体制整備等の措置を講じようとするものである。また、**電気用品安全法の一部を改正する法律案**は、リチウムイオン蓄電池の法制度上の位置付けを明確化し、基準適合義務を課するとともに、旧電気用品取締法の規定により電気用品に付された表示を現行法の規定により付されたPSEマークとみなす特例措置等を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、経年劣化対策における消費者の責務の在り方、通知・点検制度の実効性を確保するための施策、PSE騒動の反省を踏まえた今後の製品安全体制の在り方等について質疑が行われ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対して、それぞれ附帯決議が付された。

北朝鮮に対する経済制裁 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件は、全会一致をもって承認すべきものと議決された。

〔国政調査等〕

10月23日、原油価格高騰の国民生活及び産業への影響、独立行政法人産業技術総合研究所における危険物病原体の管理、米韓及び韓・EU間のFTAが我が国産業に及ぼす影響、中小企業に対する金融・税制上の支援策、我が国の資源・エネルギー外交

の在り方と課題、コンテンツ産業振興に資する人材育成等について質疑を行った。

11月27日、新潟県中越沖地震後の東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の状況及び同地震の地域経済への影響等に関する実情調査のため、新潟県に視察を行った。

12月4日、南アフリカ共和国及びボツワナ共和国に対する資源外交及びシンガポール共和国における東アジア経済統合に係る協議について甘利経済産業大臣から報告を聴いた後、我が国の今後の資源戦略の在り方、日アセアン包括的経済連携（A J C E P）の意義、原油価格高騰の要因と国際・国内対策、地球温暖化防止に係る国際・国内的取組、自然エネルギーの利用促進による地域経済活性化、地方再生及び農商工連携、建築確認手続の遅延が国内経済に及ぼす影響等について質疑を行った。

12月13日、原油価格高騰を踏まえたエネルギー政策及び資源外交の重要性、原油価格高騰が中小企業経営に与える影響と国の支援策、中小企業向け租税特別措置の政策効果等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成19年10月18日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月23日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 原油価格高騰の国民生活及び産業への影響に関する件、独立行政法人産業技術総合研究所における危険物病原体の管理に関する件、米韓及び韓・EU間のFTAが我が国産業に及ぼす影響に関する件、中小企業に対する金融・税制上の支援策に関する件、我が国の資源・エネルギー外交の在り方と課題に関する件、コンテンツ産業振興に資する人材育成に関する件等について甘利経済産業大臣、岩城内閣官房副長官、山本内閣府副大臣、中野経済産業副大臣、古川法務大臣政務官、萩原経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人産業技術総合研究所理事一村信吾君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕増子輝彦君（民主）、藤末健三君（民主）、中谷智司君（民主）、加納時男君（自民）、松村祥史君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（無）

○平成19年11月8日（木）（第3回）

- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
電気用品安全法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
以上両案について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月13日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
電気用品安全法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について甘利経済産業大臣、中野経済産業副大臣、新藤経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕川合孝典君（民主）、姫井由美子君（民主）、丸川珠代君（自民）、塚田一郎君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（無）

（閣法第1号）賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

（閣法第2号）賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第2号）賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

○平成19年12月4日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 南アフリカ共和国及びボツワナ共和国に対する資源外交に関する件及びシンガポール共和国における東アジア経済統合に係る協議に関する件について甘利経済産業大臣から報告を聴いた後、両件、原油価格高騰の要因と国際・国内対策に関する件、地球温暖化防止に係る国際・国内的取組に関する件、自然エネルギーの利用促進による地域経済活性化に関する件、地方再生及び農商工連携に関する件、建築確認手続の遅延が国内経済に及ぼす影響に関する件等について甘利経済産業大臣、中野経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官、荻原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕増子輝彦君（民主）、前田武志君（民主）、下田敦子君（民主）、鈴木陽悦君（民主）、古川俊治君（自民）、塚田一郎君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（無）

○平成19年12月13日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原油価格高騰を踏まえたエネルギー政策及び資源外交の重要性に関する件、原油価格高騰が中小企業経営に与える影響と国の支援策に関する件、中小企業向け租税特別措置の政策効果に関する件等について甘利経済産業大臣、新藤経済産業副大臣、山本経

済産業大臣政務官、萩原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤原正司君（民主）、中谷智司君（民主）、松下新平君（無）

○平成20年1月15日（火）（第7回）

○請願第154号外67件を審査した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、製品の経年劣化による消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、その保守を促進することが適当な消費生活用製品について、点検その他の保守に関する情報提供、点検その他の保守の体制整備等を確保するための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義の追加

消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみて適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものを「特定保守製品」とする。

二、事業の届出

特定保守製品の製造又は輸入事業者（以下「特定製造事業者等」という。）は、事業開始の日から30日以内に、製品の型式の区分その他の事項を主務大臣に届け出なければならない。

三、点検期間の設定及び特定保守製品への表示

- 1 特定製造事業者等は、特定保守製品について、標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（以下「設計標準使用期間」という。）及び設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検を行うべき期間（以下「点検期間」という。）を定めなければならない。
- 2 特定製造事業者等は、特定保守製品に、設計標準使用期間及び点検期間を表示するとともに、その製品の所有者が氏名、住所等の所有者情報を特定製造事業者等に提供するための書面等を添付しなければならない。

四、引渡時の説明等

特定保守製品の売買その他の取引等を行う事業者は、特定保守製品の引渡しに際し、取得者に対して、特定保守製品の保守の必要性等について説明しなければならない。

五、点検通知及び点検実施

- 1 特定製造事業者等は、所有者名簿に記載された者に対し、点検期間内に点検を行う

ことが必要である旨等の通知を発しなければならない。

- 2 特定製造事業者等は、特定保守製品について、点検期間中に点検の実施を求められたときは、点検を行わなければならない。

六、改善命令

主務大臣は、特定製造事業者等が特定保守製品への表示義務等の規定に違反していると認めるときは、事業者等に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

七、特定保守製品の点検その他の保守の体制整備

- 1 特定製造事業者等は、主務大臣が定める基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。
- 2 主務大臣は、特定保守製品の点検その他の保守の体制整備が基準に照らして著しく不十分な特定製造事業者等に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令をすることができる。

八、主務大臣による情報収集と事業者の責務

- 1 主務大臣は、特定保守製品その他経年劣化により安全上支障が生じ消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる消費生活用製品（以下「特定保守製品等」という。）について、経年劣化に起因する事故に関する情報を収集及び分析するとともに、その結果を公表する。
- 2 特定保守製品等の製造事業者等は、主務大臣が公表した経年劣化に関する情報を活用し、設計の工夫、表示の改善等を行うとともに、消費者に対し、経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を適切に提供するよう努めなければならない。

九、罰則

特定製造事業者等の届出義務違反、主務大臣の改善命令違反等について、所要の罰則を設ける。

十、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、施行状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

【 附帯決議 】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 経年劣化による製品事故は、消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれがあることから、特定保守製品の指定に当たっては、事故情報の収集・分析等を通じて絶えず検討を行い、必要があれば対象を拡大すること。
- 二 経年劣化事故の未然防止を実効性のあるものとするためには、所有者の点検受検率を上げることが必須であることにかんがみ、製造・輸入事業者、販売事業者等の緊密な連携ときめ細かな対応により、確実に所有者情報を収集し、点検を通知するための仕組み

を構築すること。

また、本法に基づく所有者情報の収集や点検通知の対象とならない既販品についても、電気・ガス事業者等の持つ情報の活用やマスメディアを通じた点検の要請等により、点検実施体制が万全なものとなるよう努めること。

三 規制対象となる特定保守製品は、不動産取引に付随して取引されることが多いと考えられることから、不動産仲介業者や設置事業者等の関連事業者の責務をガイドライン等により明確化するとともに、特に家屋の賃貸人やレンタル事業者等の「特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者」には、点検が確実に行われるよう徹底すること。

四 製品が長く大切に使用されることは省資源等の観点から賞賛されるべきであることにかんがみ、製品設計においては、いかなる障害が起きても安全な側に制御する「フェイルセーフ」の思想に基づいた安全・安心な製品づくりを促進すること。

右決議する。

電気用品安全法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、蓄電池による危険の発生を防止するため、基準適合義務を課すこと等により、その製造、販売等を規制するとともに、旧電気用品取締法に基づく表示の付された電気用品の安定的な流通を確保するための特例措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義の追加

電気用品の定義に「蓄電池であって、政令で定めるもの」を追加する。

二、旧電気用品取締法の表示に係る特例

旧電気用品取締法の規定により電気用品に付された表示は、電気用品安全法の規定により付された表示（PSEマーク）とみなす。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、旧電気用品取締法の表示に係る特例に関する規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、施行状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 携帯電話やノート型パソコンなどの携帯用電子機器での使用が急速に拡大しているリチウムイオン蓄電池については、発火事故等が起こった場合に甚大な被害をもたらすおそれがあることにかんがみ、業界と連携して、早急に適切な技術基準を策定すること等その安全対策に万全を期すこと。

二 社会的混乱を引き起こしたPSE騒動の反省を踏まえ、中古品販売事業者や消費者の信頼回復に努めるため、今回の法改正の内容や中古品の販売に当たって留意すべき製品事故情報等について、中古品販売事業者等への周知徹底を図ること。

また、近年、中古品販売事業者数及びその市場規模が拡大していることを踏まえ、安全な中古電気製品が市場に流通するような業界の自主制度の確立及びその普及に努めること。

右決議する。

**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
(閣承認第2号)**

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により平成19年10月9日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成19年10月14日から平成20年4月13日までの間、引き続き、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	吉田 博美 (自民)	榛葉 賀津也 (民主)	伊達 忠一 (自民)
理事	大江 康弘 (民主)	田名部 匡省 (民主)	長谷川 大紋 (自民)
理事	長浜 博行 (民主)	羽田 雄一郎 (民主)	藤井 孝男 (自民)
理事	谷川 秀善 (自民)	平山 幸司 (民主)	山本 順三 (自民)
理事	鶴保 庸介 (自民)	広田 一 (民主)	脇 雅史 (自民)
理事	鰐淵 洋子 (公明)	藤本 祐司 (民主)	西田 実仁 (公明)
	池口 修次 (民主)	室井 邦彦 (民主)	渕上 貞雄 (社民)
	川上 義博 (民主)	山下 八洲夫 (民主)	
	輿石 東 (民主)	佐藤 信秋 (自民)	(19.10.23 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案1件及び承認案件1件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願4種類12件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

気象 地震及び噴火による被害の軽減を図るため、断層運動による地震動及び火山現象についての一般の利用に供する予報及び警報を気象庁に義務付けるとともに、気象庁以外の者による地震動及び火山現象の警報の制限等の措置を講じようとする**気象業務法の一部を改正する法律案**については、観測体制の適正化と警報の信頼性の向上、予報・警報の提供と利用の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

特定船舶 特定船舶の入港の禁止に関する**特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件**については、多数をもって承認された。

〔国政調査等〕

10月23日、国土交通行政の諸施策について、冬柴国土交通大臣から説明を聴取した。

10月30日、質疑を行い、道路整備の中期計画の事業規模、道路特定財源の暫定税率引下げ、道路特定財源の高速道路料金引下げ財源への充当、改正建築基準法の施行に伴う建築確認の遅延等の発生原因と運用改善、米子空港の国際線の運航維持、来年度新設の運輸安全委員会の独立性確保、道路特定財源の地方への譲与拡大、耐震基準を満たさない公共建築物を貸し出すに当たっての安全性の判断基準、活断層の危険性に関する研究状況と公表の在り方、海上輸送用水バグの実用化、茨城空港の整備状況及び開港後の利活用方、都市再生機構賃貸住宅の再編整備の在り方、高速道路料金割

引制度の拡充、海岸の浸食防止策の推進、自動車の整備点検不良による事故情報の収集強化、タクシー運賃改定による運転手の待遇改善、乗合バス管理委託制度の実態などの諸問題が取り上げられた。

11月27日、福島県における道路、港湾等の整備に関する実情調査のため、視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可した。
- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について冬柴国土交通大臣から説明を聞いた。

○平成19年10月30日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路特定財源の見直しに関する件、改正建築基準法の実施状況に関する件、地方空港における国際線の在り方に関する件、耐震基準に満たない公共建築物に関する件、都市再生機構賃貸住宅の在り方に関する件、タクシー運賃改定による運転手の待遇改善に関する件等について冬柴国土交通大臣、小泉財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕池口修次君（民主）、川上義博君（民主）、広田一君（民主）、鶴保庸介君（自民）、長谷川大紋君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、西田実仁君（公明）、淵上貞雄君（社民）

○平成19年11月8日（木）（第3回）

- 気象業務法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成19年11月13日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気象業務法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕長浜博行君（民主）、佐藤信秋君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第3号）賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 なし

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聞いた後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第1号) 賛成会派 民主、自民、公明
反対会派 社民

○平成20年1月15日(火)(第5回)

○請願第917号外11件を審査した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第3号)

【要旨】

本法律案は、地震及び噴火による被害の軽減を図るため、近年の技術の進展、観測体制の充実により可能となった、断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。)及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報を気象庁に義務付けることとする等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、気象庁は、地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならないものとする。
- 二、気象庁は、地震の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならないものとする。
- 三、気象庁以外の者が地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないものとする。
- 四、気象庁以外の者は地震動及び火山現象の警報をしてはならないものとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行するものとする。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、 特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第1号)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成19年10月9日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

- 二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成20年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成20年4月13日までの間。
- 三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	松山 政司（自民）	大島 九州男（民主）	川口 順子（自民）
理事	岡崎 トミ子（民主）	佐藤 公治（民主）	矢野 哲朗（自民）
理事	ツルネン マルテイ（民主）	轟木 利治（民主）	加藤 修一（公明）
理事	中川 雅治（自民）	広中 和歌子（民主）	山下 栄一（公明）
理事	橋本 聖子（自民）	福山 哲郎（民主）	市田 忠義（共産）
	小川 勝也（民主）	荒井 広幸（自民）	川田 龍平（無）
	大久保 潔重（民主）	神取 忍（自民）	(19.10.18 現在)

（1）審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び本院議員提出1件の合計2件であり、そのうち内閣提出法律案を可決し、本院議員提出法律案を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願2種類15件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

温泉法の一部を改正する法律案は、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に係る許可の基準の見直し、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては災害の防止に関する技術基準の内容及び策定時期、大深度掘削に伴うメタンの噴出や温泉資源への影響、分離したメタンの有効利用の促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月23日、環境行政の在り方、環境省の随意契約見直しによる経費削減効果、二酸化炭素6%削減目標達成の具体的方法、水俣病の認定基準の見直し、二酸化炭素80%削減社会達成のためのビジョン、環境教育の充実、ディスプレイ製品及びコンクリート廃材の3R、大企業の排出基準違反及びデータ改ざん、化学物質規制等について質疑を行った。

11月27日、気候変動に関する国際連合枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第3回締約国会合閣僚準備会合に関する件について鴨下環境大臣から報告を聴いた後、同件、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書、森林吸収源対策、海洋環境の保全、環境国債、環境会計、環境金融、気候変動と保険制度の在り方、電力分野の二酸化炭素排出源対策、六ヶ所村核燃料再処理工場の安全性等について質疑を行った。

12月25日、気候変動に関する国際連合枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第

3回締約国会合に関する件について鴨下環境大臣から報告を聴いた後、同伴、京都議定書目標達成計画の見直し、鳥獣被害防止特措法と野生生物の保護管理、世界の水環境、再生可能エネルギーの導入拡大等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月18日(木)(第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月23日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の在り方に関する件、環境省の随意契約見直しによる経費削減効果に関する件、二酸化炭素6パーセント削減目標達成の具体的方法に関する件、水俣病の認定基準見直しに関する件、二酸化炭素80パーセント削減社会達成のためのビジョンに関する件、環境教育の充実に関する件、ディスプレイ製品及びコンクリート廃材の3Rに関する件、大企業の排出基準違反及びデータ改ざんに関する件、化学物質規制に関する件等について鴨下環境大臣、桜井環境副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡崎トミ子君(民主)、中川雅治君(自民)、神取忍君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

○平成19年11月15日(木)(第3回)

- 温泉法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について鴨下環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月20日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 温泉法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について鴨下環境大臣、桜井環境副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕ツルネンマルテイ君(民主)、轟木利治君(民主)、川口順子君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

(閣法第4号)賛成会派 民主、自民、公明、共産、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成19年11月27日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動に関する国際連合枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第3回締約国会合閣僚準備会合に関する件について鴨下環境大臣から報告を聴いた後、同伴、気候変

動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書に関する件、森林吸収源対策に関する件、海洋環境の保全に関する件、環境国債、環境会計、環境金融に関する件、気候変動と保険制度の在り方に関する件、電力分野の二酸化炭素排出源対策に関する件、六ヶ所村核燃料再処理工場の安全性に関する件等について鴨下環境大臣、桜井環境副大臣、岩永農林水産副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、小川勝也君（民主）、大久保潔重君（民主）、荒井広幸君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

○平成19年12月25日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動に関する国際連合枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第3回締約国会合に関する件について鴨下環境大臣から報告を聴いた後、同件、京都議定書目標達成計画の見直しに関する件、鳥獣被害防止特措法と野生生物の保護管理に関する件、世界の水環境に関する件、再生可能エネルギーの導入拡大に関する件等について鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、福山哲郎君（民主）、神取忍君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

○平成20年1月15日（火）（第7回）

- 請願第461号外14件を審査した。
- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（参第11号）**の継続審査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

温泉法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、本年6月に東京都渋谷区の温泉施設で起きた可燃性天然ガスの爆発事故等を踏まえ、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉の掘削に係る許可の基準の見直し、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

法の目的として、現行法の目的である「温泉の保護」、「利用の適正」に、「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加える。

二、温泉の掘削に伴う災害の防止

温泉の掘削に伴う災害を防止するため、都道府県知事による許可の基準として、掘削

のための施設や方法が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準に適合していることを追加するとともに、都道府県知事が災害の防止上必要な措置命令を行えることとする。

三、温泉の採取に伴う災害の防止

温泉の採取に伴う災害を防止するため、温泉の採取について、既存のものも含め都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、採取のための施設や方法が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準に適合していることを許可の基準とするとともに、都道府県知事が災害の防止上必要な措置命令を行えることとする。

なお、可燃性天然ガスが発生していない温泉については、都道府県知事の確認を受けて、温泉の採取の許可を受けることを要しないこととする。

四、その他

報告徴収及び立入検査の項目の追加等の所要の規定の整備を図る。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【 附帯決議 】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、温泉の掘削・採取に伴う災害の防止に関する技術基準及び災害防止措置が必要ない旨の確認基準については、都道府県の取組状況も踏まえ、災害防止措置の実施が確実に行われるよう的確な基準を速やかに策定すること。

二、暫定対策が完了していない施設が相当数あることから、事業者による災害防止措置の円滑かつ確実な実施を図るため、可燃性天然ガスの危険性や取扱いについて周知徹底するとともに、事業者の費用負担を軽減するために必要な支援策を検討すること。

三、温泉に対する国民の信頼を確保するため、消防を始めとする関係省庁間及び都道府県との緊密な連携に努めるとともに、可燃性天然ガスに対する安全対策の取組状況についての事業者による国民への情報提供の促進を図ること。また、硫化水素ガスなどの安全対策についても万全を期すること。

四、近年、国民のニーズの変化を受け、特に都市部において多くの大深度掘削泉の開発が行われていることにかんがみ、大深度掘削に伴う可燃性天然ガスによる災害の発生、温泉資源や周辺地盤への影響等について、速やかに調査・研究を行い、その結果を公表すること。

五、温泉に付随する可燃性天然ガスの大部分を占めるメタンは、二酸化炭素よりはるかに温室効果が大きいことから、地球温暖化防止及び資源の有効利用のため、分離したメタンの利活用を推進すること。

右決議する。

②参議院において継続審査となった議案

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（参第11号）

【要旨】

本法律案は、現行法施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地については土壤汚染状況調査規定が適用されず不特定多数者の健康に被害が生じるおそれがあることにかんがみ、当該土地に公園等の公共施設や学校、卸売市場等を設置する場合には土壤汚染状況調査の対象とするために必要な措置を講じようとするものである。

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

委員長	山下 八洲夫 (民主)	長浜 博行 (民主)	二之湯 智 (自民)
理事	工藤 堅太郎 (民主)	平田 健二 (民主)	山谷 えり子 (自民)
理事	前田 武志 (民主)	藤原 正司 (民主)	山本 順三 (自民)
理事	北川 イッセイ (自民)	円 より子 (民主)	木庭 健太郎 (公明)
理事	脇 雅史 (自民)	築瀬 進 (民主)	西田 実仁 (公明)
	輿石 東 (民主)	小池 正勝 (自民)	井上 哲士 (共産)
	芝 博一 (民主)	小泉 昭男 (自民)	(19. 10. 4 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を1回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、1回開かれ、小沢一郎君が発言者となって、福田内閣総理大臣との間で討議が行われた。

1月9日の合同審査会では、衛藤征士郎衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、国民の立場に立った年金加入記録問題解決の必要性、政府が進める年金加入記録の確認手法の妥当性、自衛隊の海外派遣について原則を明確化する必要性等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成19年10月4日(木)(第1回)

- 理事の辞任を許可した。
- 理事を選任した。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成20年1月9日(水)(合同審査会第1回)

- 国家の基本政策に関する件について小沢一郎君が福田内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	鴻池 祥肇	(自民)	木俣 佳丈	(民主)	佐藤 昭郎	(自民)
理事	尾立 源幸	(民主)	辻 泰弘	(民主)	佐藤 信秋	(自民)
理事	櫻井 充	(民主)	友近 聡朗	(民主)	末松 信介	(自民)
理事	津田 弥太郎	(民主)	内藤 正光	(民主)	田村 耕太郎	(自民)
理事	羽田 雄一郎	(民主)	中谷 智司	(民主)	谷川 秀善	(自民)
理事	水岡 俊一	(民主)	平野 達男	(民主)	南野 知恵子	(自民)
理事	椎名 一保	(自民)	福山 哲郎	(民主)	松村 龍二	(自民)
理事	伊達 忠一	(自民)	藤原 良信	(民主)	山田 俊男	(自民)
理事	林 芳正	(自民)	室井 邦彦	(民主)	山本 一太	(自民)
理事	山口 那津男	(公明)	森 ゆうこ	(民主)	浮島 とも子	(公明)
	相原 久美子	(民主)	森田 高	(民主)	谷合 正明	(公明)
	植松 恵美子	(民主)	米長 晴信	(民主)	鰐淵 洋子	(公明)
	梅村 聡	(民主)	荒井 広幸	(自民)	大門 実紀史	(共産)
	大久保 潔重	(民主)	有村 治子	(自民)	近藤 正道	(社民)
	川合 孝典	(民主)	加納 時男	(自民)	自見 庄三郎	(国民)
					(19.10.15 現在)	

(1) 審議概観

第168回国会において、本委員会は予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔国政調査等〕

福田内閣総理大臣の所信表明演説に対する各党代表質問を受けて、10月15日、16日、17日の3日間、予算の執行状況に関する調査として、予算委員会が開かれ質疑が行われた。

質疑では、参議院選挙を踏まえた政府の基本姿勢、政治資金の在り方、海上自衛隊による洋上給油活動、アジア外交の在り方、拉致問題への取組、独立行政法人の整理合理化、財政再建問題、地域再生への取組、年金記録問題、地域医療の持続可能性、薬害肝炎問題、周産期医療ネットワークの整備、がん対策、救急医療情報システムの導入促進、メタボリック対策の在り方、中小企業対策、米の需給調整と価格低下への対応策、原子力発電所の安全性、郵政民営化後の状況、沖縄関連施策に対する政府の対応等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成19年10月15日（月）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について福田内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、額賀財務大臣、大田内閣府特命担当大臣、増田国務大臣、岸田内閣府特命担当大臣、渡海文部科学大臣、高村外務大臣、石破防衛大臣、町村国務大臣、若林農林水産大臣、冬柴国土交通大臣、甘利経済産業大臣及び渡辺内閣府特命担当大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕林芳正君（自民）、※佐藤昭郎君（自民）、※伊達忠一君（自民）、櫻井充君（民主） ※関連質疑

○平成19年10月16日（火）（第2回）

- 予算の執行状況に関する件について福田内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、冬柴国土交通大臣、高村外務大臣、石破防衛大臣、増田総務大臣、額賀財務大臣、若林農林水産大臣、鴨下環境大臣、甘利経済産業大臣、上川内閣府特命担当大臣、渡海文部科学大臣、町村内閣官房長官、岸厚生労働副大臣、西川厚生労働副大臣、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕※福山哲郎君（民主）、※島田智哉子君（民主）、※石井一君（民主）、山口那津男君（公明）、※浜四津敏子君（公明）、小池晃君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民） ※関連質疑

○平成19年10月17日（水）（第3回）

- 予算の執行状況に関する件について福田内閣総理大臣、町村内閣官房長官、渡辺国務大臣、冬柴国土交通大臣、舛添厚生労働大臣、増田総務大臣、高村外務大臣、石破防衛大臣、若林農林水産大臣、額賀財務大臣、鳩山法務大臣、甘利経済産業大臣、渡海文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕直嶋正行君（民主）、※津田弥太郎君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、野村哲郎君（自民）、※松村祥史君（自民）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、山内徳信君（社民）、自見庄三郎君（国民） ※関連質疑

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	小川 敏夫 (民主)	風間 直樹 (民主)	塚田 一郎 (自民)
理事	神本 美恵子 (民主)	金子 恵美 (民主)	西島 英利 (自民)
理事	藤本 祐司 (民主)	川崎 稔 (民主)	野村 哲郎 (自民)
理事	柳澤 光美 (民主)	行田 邦子 (民主)	牧野 たかお (自民)
理事	浅野 勝人 (自民)	外山 斎 (民主)	松村 祥史 (自民)
理事	中村 博彦 (自民)	舟山 康江 (民主)	丸山 和也 (自民)
理事	荒木 清寛 (公明)	牧山 ひろえ (民主)	遠山 清彦 (公明)
	梅村 聡 (民主)	愛知 治郎 (自民)	浜田 昌良 (公明)
	大久保 勉 (民主)	石井 みどり (自民)	仁比 聡平 (共産)
	加藤 敏幸 (民主)	衛藤 辰一 (自民)	又市 征治 (社民)

(19. 10. 23 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された案件は、平成十八年度決算外2件である。また、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行った。

〔決算の審査〕

平成十八年度決算及び国有財産関係2件は、平成19年11月20日に提出された。このうち平成十八年度決算については、11月26日の福田内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、額賀財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日委員会に付託され、平成十八年度国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された。

委員会においては、11月26日、額賀財務大臣から平成十八年度決算外2件の概要説明を、大塚会計検査院長から平成十八年度決算検査報告及び平成十八年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

12月10日、福田内閣総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った。

今国会行われた質疑の主な項目は、①公文書等の保存及び情報公開の在り方、②薬害肝炎被害者救済への対応方針、③防衛装備品調達に係る過大請求問題、④19年度補正予算及び20年度予算編成の基本方針、⑤特別会計の積立金及び剰余金の活用などである。

〔国政調査等〕

平成19年10月23日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について大塚会計検査院長から説明を聴取し、これを受けて10月29日、11月19日の2日間、両件を議題とし、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について大塚会計検査院長から説明を聞いた。

○平成19年10月29日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について増田総務大臣、町村内閣官房長官、渡辺国務大臣、石破防衛大臣、高村外務大臣、舛添厚生労働大臣、若林農林水産大臣、冬柴国土交通大臣、岸田内閣府特命担当大臣、額賀財務大臣、渡海文部科学大臣、木村外務副大臣、岸厚生労働副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長橋本元一君、同協会理事畠山博治君、同協会理事溝口明秀君及び独立行政法人国際協力機構理事上田善久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕柳澤光美君（民主）、加藤敏幸君（民主）、藤本祐司君（民主）、大久保勉君（民主）、愛知治郎君（自民）、西島英利君（自民）、野村哲郎君（自民）、遠山清彦君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年11月19日（月）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について石破防衛大臣、額賀財務大臣、町村内閣官房長官、渡辺国務大臣、渡海文部科学大臣、増田総務大臣、舛添厚生労働大臣、木村外務副大臣、山本内閣府副大臣、森山財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長橋本元一君及び独立行政法人国際協力機構理事上田善久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、白眞勲君（民主）、石井みどり君（自民）、塚田一郎君（自民）、丸山和也君（自民）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年11月26日（月）（第4回）

- 平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八

年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書
平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件について額賀財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について大塚会計検査院長から説明を聴いた。

○平成19年12月10日（月）（第5回）— 全般質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度決算外2件について福田内閣総理大臣、額賀財務大臣、舛添厚生労働大臣、高村外務大臣、石破防衛大臣、町村内閣官房長官、鳩山法務大臣、大田内閣府特命担当大臣、冬柴国土交通大臣、渡辺国務大臣、増田国務大臣、甘利経済産業大臣、若林農林水産大臣、大塚会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤本祐司君（民主）、※福山哲郎君（民主）、※加藤敏幸君（民主）、浅野勝人君（自民）、※中村博彦君（自民）、※松村祥史君（自民）、松あきら君（公明）、※魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）
※関連質疑

○平成20年1月15日（火）（第6回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。
- 平成十八年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。

（3）決算の概要

平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書

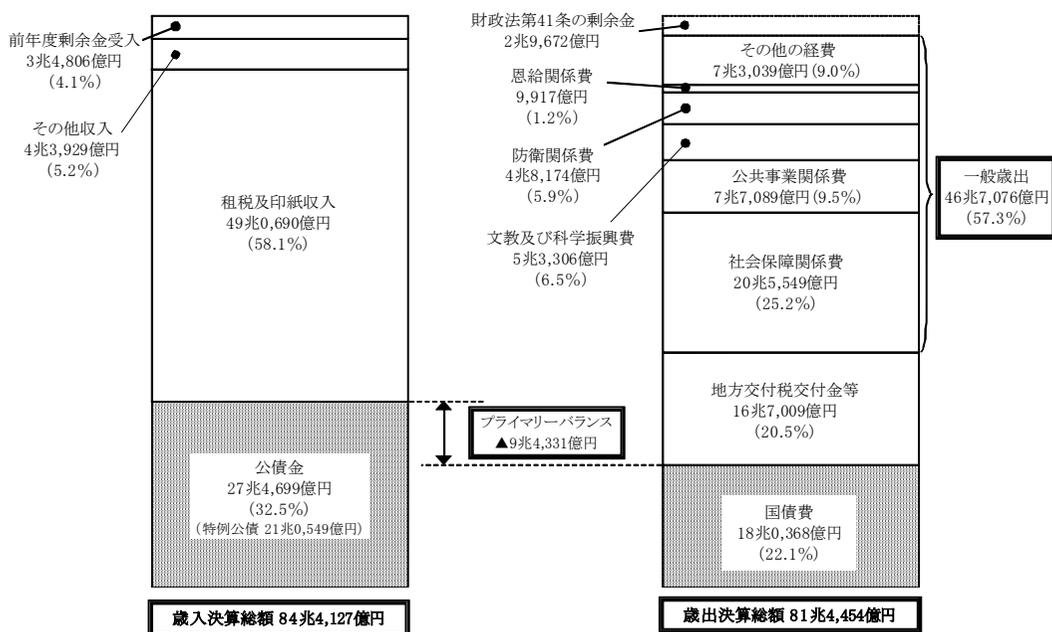
平成十八年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は84兆4,127億円、歳出決算額は81兆4,454億円であり、差引き2兆9,672億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十九年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は8,286億円である。

平成十八年度特別会計歳入歳出決算における31の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は501兆5,363億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は450兆5,795億円である。

平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は63兆6,670億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は62兆8,614億円であるため、差引き8,056億円の剰余を生じた。

平成十八年度政府関係機関決算書における8機関の収入済額を合計した収入決算額は4兆5,031億円、支出済額を合計した支出決算額は3兆7,927億円である。

〈平成十八年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、19年度への繰越額2兆1,351億円、17年度までに発生した剰余金の使用残額0億円、地方交付税交付金等特定財源増▲34億円、財政法第6条の純剰余8,286億円である。
(資料)「平成18年度 決算の説明」より作成

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書における18年度中の国有財産の差引純増加額は21兆5,553億円、18年度末現在額は106兆7,568億円である。

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書における18年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は97億円、18年度末現在額は1兆841億円である。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	加藤 修一 (公明)	ツルネン マルテイ (民主)	加治屋 義人 (自民)
理事	足立 信也 (民主)	徳永 久志 (民主)	佐藤 正久 (自民)
理事	島田 智哉子 (民主)	那谷屋 正義 (民主)	坂本 由紀子 (自民)
理事	岸 信夫 (自民)	長谷川 憲正 (民主)	中川 雅治 (自民)
理事	田中 直紀 (自民)	平山 幸司 (民主)	中山 恭子 (自民)
理事	浮島 とも子 (公明)	松岡 徹 (民主)	古川 俊治 (自民)
	家西 悟 (民主)	水戸 将史 (民主)	水落 敏栄 (自民)
	梅村 聡 (民主)	柳田 稔 (民主)	森 まさこ (自民)
	田名部 匡省 (民主)	渡辺 秀央 (民主)	山下 芳生 (共産)
	千葉 景子 (民主)	石井 準一 (自民)	近藤 正道 (社民)
			(19.10.29 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において、本委員会は、「政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件」について調査を行ったほか、時事的な問題についても調査を行った。なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

10月29日、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について増田総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴取したほか、リサイクル対策に関する政策の概要等について鴨下環境大臣から説明を聴取した。

11月5日、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について質疑を行った。

質疑では、政策評価の現状等に関する件については、政策評価に対する取組と評価結果の国民への情報提供、政策評価結果の予算への反映に係る総務省と財務省の連携状況、リサイクル対策に関する政策評価に対する環境省の見解などが、行政評価・監視活動実績の概要に関する件については、周産期医療、新生児医療等の現状と支援体制の整備の必要性などが取り上げられた。このほか、内容証明のミスなど郵政民営化直後の現場での混乱と総務省の指導・監督体制、該当者不明の年金記録の名寄せ作業の見通しと未達成時の責任、新型インフルエンザ対策として備蓄されているタミフルの処分の在り方、厚生年金病院の整理合理化計画と民間への売却問題、力士急死に関する文部科学省及び日本相撲協会の今後の対応、地方自治体と文化庁が連携して地域文化振興を進める必要性、日雇派遣労働についての現状と今後の政府の対応、消費者保護の観点から国民生活センターの機能を強化する必要性などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成19年10月29日（月）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について増田総務大臣及び鴨下環境大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

○平成19年11月5日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について増田総務大臣、舛添厚生労働大臣、鴨下環境大臣、渡海文部科学大臣、岸田内閣府特命担当大臣、渡辺国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕長谷川憲正君（民主）、平山幸司君（民主）、足立信也君（民主）、岸信夫君（自民）、田中直紀君（自民）、浮島とも子君（公明）、山下芳生君（共産）、近藤正道君（社民）

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	西岡 武夫 (民主)	富岡 由紀夫 (民主)	西田 昌司 (自民)
理事	池口 修次 (民主)	那谷屋 正義 (民主)	長谷川 大紋 (自民)
理事	小川 勝也 (民主)	直嶋 正行 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	榛葉 賀津也 (民主)	林 久美子 (民主)	山内 俊夫 (自民)
理事	岡田 直樹 (自民)	水岡 俊一 (民主)	義家 弘介 (自民)
理事	世耕 弘成 (自民)	山根 隆治 (民主)	山下 栄一 (公明)
	岩本 司 (民主)	磯崎 陽輔 (自民)	山本 博司 (公明)
	尾立 源幸 (民主)	神取 忍 (自民)	
	大久保 勉 (民主)	島尻 安伊子 (自民)	(19. 9. 10 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	直嶋 正行 (民主)	那谷屋 正義 (民主)	神取 忍 (自民)
	池口 修次 (民主)	水岡 俊一 (民主)	島尻 安伊子 (自民)
	岩本 司 (民主)	山根 隆治 (民主)	世耕 弘成 (自民)
	小川 勝也 (民主)	磯崎 陽輔 (自民)	西田 昌司 (自民)
	榛葉 賀津也 (民主)	岡田 直樹 (自民)	西田 実仁 (公明)
			(召集日 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	山内 俊夫 (自民)	那谷屋 正義 (民主)	世耕 弘成 (自民)
	池口 修次 (民主)	直嶋 正行 (民主)	長谷川 大紋 (自民)
	岩本 司 (民主)	水岡 俊一 (民主)	丸川 珠代 (自民)
	小川 勝也 (民主)	山根 隆治 (民主)	義家 弘介 (自民)
	榛葉 賀津也 (民主)	岡田 直樹 (自民)	西田 実仁 (公明)
			(召集日 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願13種類72件は、いずれも保留とした。

[法律案の審査等]

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の勤勉手当の額を改定するものである。

本法律案は、11月8日に衆議院から提出、11月26日に本委員会に付託され、同日、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成19年9月10日(月)(第1回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、会期を62日間とすることに決定した。
- 一、内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科
学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、
環境委員長、国家基本政策委員長、予算委員長、行政監視委員長及び懲罰委員長の
辞任並びに内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員
長、文教科科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交
通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視
委員長及び懲罰委員長の補欠選任について決定した。
- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び
選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会及び政
府開発援助等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおり
とすることに決定した。

災害対策特別委員会

民主党・新緑風会・日本10人、自由民主党・無所属の会7人、公明党2人、日本
共産党1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本9人、自由民主党・無所属の会7人、公明党2人、日本
共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本17人、自由民主党・無所属の会12人、公明党3人、日本
共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本10人、自由民主党・無所属の会7人、公明党2人、日本
共産党1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本14人、自由民主党・無所属の会12人、公明党2人、社会
民主党・護憲連合及び国民新党各1人 計30人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定し
た後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

民主党・新緑風会・日本8人、自由民主党・無所属の会6人、公明党1人 計15
人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定

した。

イ、日取り 9月13日及び14日

ロ、時 間 民主党・新緑風会・日本100分、自由民主党・無所属の会50分、公明党30分、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各5分

ハ、人 数 民主党・新緑風会・日本3人、自由民主党・無所属の会2人、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会・日本 2 自由民主党・無所属の会 3 公明党
4 民主党・新緑風会・日本 5 自由民主党・無所属の会 6 民主党・新緑風会・日本 7 日本共産党 8 社会民主党・護憲連合 9 国民新党

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年9月25日（火）（第2回）

一、事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。

一、理事の補欠選任を行った。

一、内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・日本7人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人 計10人

一、事務総長から内閣総理大臣の指名両院協議会の結果の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年10月1日（月）（第3回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年10月4日（木）（第4回）

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月4日及び5日

ロ、時 間 民主党・新緑風会・日本100分、自由民主党・無所属の会50分、公明党30分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分、国民新党5分

ハ、人 数 民主党・新緑風会・日本3人、自由民主党・無所属の会2人、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会・日本 2 自由民主党・無所属の会 3 公明党
4 民主党・新緑風会・日本 5 自由民主党・無所属の会 6 民主党・新緑風会・日本 7 日本共産党 8 社会民主党・護憲連合 9 国民新党

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年10月5日（金）（第5回）

一、国際・地球温暖化問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び少子高

齢化・共生社会に関する調査会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

国際・地球温暖化問題に関する調査会

民主党・新緑風会・日本12人、自由民主党・無所属の会9人、公明党3人、社会民主党・護憲連合1人 計25人

国民生活・経済に関する調査会

民主党・新緑風会・日本12人、自由民主党・無所属の会9人、公明党2人、日本共産党及び国民新党各1人 計25人

少子高齢化・共生社会に関する調査会

民主党・新緑風会・日本12人、自由民主党・無所属の会9人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計25人

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員及び地方制度調査会委員の推薦について決定した。

一、事務総長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月2日（金）（第6回）

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員藤井孝男君を院議をもって表彰することに決定した。

一、国会議員として24年以上在職し、任期満了により退職した後再び国会議員とならない前議員井上裕君、竹山裕君、真鍋賢二君、倉田寛之君及び吉川春子君を院議をもって表彰することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月9日（金）（第7回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月14日（水）（第8回）

一、次の件について岩城内閣官房副長官、中川内閣府副大臣、佐藤総務副大臣、河井法務副大臣、岸厚生労働副大臣、松島国土交通副大臣及び桜井環境副大臣から説明を聴いた後、国家公務員倫理審査会会長及び同委員、検査官、総合科学技術会議議員、地方分権改革推進委員会委員、国家公安委員会委員、電気通信事業紛争処理委員会委員、電波監理審議会委員、日本放送協会経営委員会委員、中央更生保護審査会委員、公安審査委員会委員、中央社会保険医療協議会委員、運輸審議会委員のうち大

屋則之君及び廻洋子君並びに公害健康被害補償不服審査会委員のうち大森淳君の任命については同意を与えることに、労働保険審査会委員、運輸審議会委員のうち長尾正和君及び公害健康被害補償不服審査会委員のうち田中義枝君の任命については同意を与えないことにそれぞれ決定した。

イ、国家公務員倫理審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

ロ、検査官の任命同意に関する件

ハ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件

ニ、地方分権改革推進委員会委員の任命同意に関する件

ホ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、電気通信事業紛争処理委員会委員の任命同意に関する件

ト、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

チ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

リ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件

ル、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヲ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ワ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

カ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月26日（月）（第9回）

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第7号）賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、特定任期付職員の給与の特例に関する規程の制定に関する件について決定した。

一、本会議における平成十八年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・日本20分、自由民主党・無所属の会及び公明党各10分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月28日（水）（第10回）

一、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・日本15分、自由民主党・無所属の会及び公明党各

10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月30日（金）（第11回）

一、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年12月12日（水）（第12回）

一、元議員故林田悠紀夫君に対し、院議をもって弔詞をささげることについて決定した。

一、放送法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことについて決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・日本15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年12月14日（金）（第13回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年12月21日（金）（第14回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年12月26日（水）（第15回）

○障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、土壌汚染対策法の一部を改正する法律案及び国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことについて決定した。

○平成20年1月9日（水）（第16回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年1月11日（金）（第17回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年1月15日（火）（第18回）

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第7号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成19年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 二、平成20年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二は平成20年4月1日から施行すること。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	中曾根	弘文（自民）	佐藤	泰介（民主）	吉村	剛太郎（自民）
理事	大石	正光（民主）	高橋	千秋（民主）	白浜	一良（公明）
理事	山崎	正昭（自民）	峰崎	直樹（民主）		
	北澤	俊美（民主）	山本	孝史（民主）		（19. 11. 2 現在）

委員会経過

○平成19年11月2日（金）（第1回）

○理事を選任した。

災害対策特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	一川 保夫 (民主)	梅村 聡 (民主)	末松 信介 (自民)
理事	羽田 雄一郎 (民主)	郡司 彰 (民主)	塚田 一郎 (自民)
理事	水岡 俊一 (民主)	榛葉 賀津也 (民主)	山田 俊男 (自民)
理事	加治屋 義人 (自民)	那谷屋 正義 (民主)	西田 実仁 (公明)
理事	神取 忍 (自民)	広田 一 (民主)	山口 那津男 (公明)
	相原 久美子 (民主)	佐藤 信秋 (自民)	仁比 聡平 (共産)
	植松 恵美子 (民主)	佐藤 正久 (自民)	(19. 9. 10 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本特別委員会に付託された法律案は本院議員提出2件（うち1件は撤回）であり、1件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願はなかった。

〔法律案の審査〕

被災者生活再建支援法は平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として平成10年に議員立法により制定された。その後、平成16年には、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始を支援するための居住関係経費の支給等の措置を講ずる改正が行われた。その際、衆参の災害対策特別委員会における附帯決議において、「本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。」とされていた。

これを踏まえ、政府においても、被災者生活再建支援制度に関する検討会を設置し、検討が進められてきたが、本制度の使い勝手の悪さ・支給要件の複雑さ等から、被災住宅の再建を始めとする被災地の速やかな復興が必ずしも十分になされているとはいえない状況にあるとの認識が高まった。

このような状況を背景に、第168回国会においては、本院には民主党議員の提案に係る「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」（参第2号）が発議され、また、衆議院には、自民・公明両党議員の共同提案に係る「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」（衆第2号）が発議され、各案については参衆の災害対策特別委員会でそれぞれ趣旨説明聴取・質疑が行われた。その後、関係会派間の協議の結果、両案はいずれも撤回するとともに、改めて協議の結果を踏まえた「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」を参議院から提案することで合意がなされた。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第9号）は、この合意を受けて提出されたものであり、討論の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月31日、質疑を行い、秋田県における台風・大雨被害対策、被災者生活再建支援制度の現状と課題、豪雪・過疎地域における雪害対策の在り方、新潟県中越沖地震被害に対する復旧・復興支援策、人為的要因による地震誘発問題、被災者の自立再建に向けた支援の在り方、災害時の避難・救援活動に資する社会資本整備の在り方、災害時におけるヘリコプター等の航行安全確保策、利根川流域における堤防強化策、水防団制度の維持・活用策、被災者生活再建支援制度の充実・強化などの諸問題が取り上げられた。

12月12日、気象庁及び神田川・環状七号線地下調節池の実情調査のため、視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年9月10日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年10月26日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成19年10月31日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成19年台風第11号等の復旧・復興対策に関する件、被災者生活再建支援制度の見直しに関する件、新潟県中越地震及び中越沖地震に関する件、被災者の自立再建に向けた支援の在り方に関する件、災害時の避難・救援体制の整備に関する件、利根川流域における堤防強化策に関する件等について泉内閣府特命担当大臣、山本経済産業大臣政務官、金子国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕鈴木陽悦君（民主）、風間直樹君（民主）、佐藤信秋君（自民）、佐藤正久君（自民）、西田実仁君（公明）、仁比聡平君（共産）

- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第2号）について発議者参議院議員森ゆうこ君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月2日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第2号）について発議者参議院議員藤本祐司君、同森ゆうこ君、同水岡俊一君、同富岡由紀夫君、木村内閣府副大臣、加藤内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕広田一君（民主）、塚田一郎君（自民）、末松信介君（自民）、西田実仁君（公明）、仁比聡平君（共産）

○平成19年11月8日（木）（第5回）

- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第2号）の撤回を許可した。

- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第9号）について発議者参議院議員高橋千秋君から趣旨説明を聴き、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

（参第9号）賛成会派 民主、自民、公明、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

（3）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第9号）

【要旨】

本法律案は、被災者の居住の安定の確保による生活の再建の支援等の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的を、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」に改める。
- 二、被災世帯とは、政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
 - 1 その居住する住宅が全壊した世帯
 - 2 その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること等のやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - 3 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること等の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - 4 その居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（2及び3に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- 三、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給要件及び支給内容を次のとおり見直す。
 - 1 支援金の支給について被災世帯の世帯主の年齢及び収入に係る要件を廃止する。
 - 2 支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に、それぞれ、次の①から③までに定める額を加えた額とする。
 - ① その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
 - ② その居住する住宅を補修する世帯 100万円

③ その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円

3 被災世帯が、同一の自然災害により2の①から③までのうち2以上に該当するときの支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に2の①から③までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 2及び3にかかわらず、二の3に該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

5 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、2から4までによる額の4分の3とする。

四、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の支援金の支給制度は、この法律の公布の日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

なお、平成19年能登半島地震による自然災害、平成19年新潟県中越沖地震による自然災害、平成19年台風第11号及び前線による自然災害又は平成19年台風第12号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、改正後の支援金の支給制度による。

【 附帯決議 】

自然災害による被災者がその被害から回復するためには、日常生活の再建とともに、その生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。また被災地における住宅再建は、単に個人レベルにおける再建だけではなく、地域社会の迅速な復興のためにも極めて重要である。かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、支援金の支給限度額については、被災者の住宅再建に対する意欲に十分応え得るよう、今後の実績等を踏まえ、引き続き検討すること。
- 二、本法施行後4年を目途として、支援金の支給限度額、国の補助割合を含め、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

右決議する。

②撤回された議案

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第2号）

【 要 旨 】

本法律案は、支給対象世帯をその居住する住宅が全半壊した世帯とするとともに、年齢要件の廃止及び収入要件の緩和を行い、支給限度額の区分を被害程度に応じたものとした上でその額を引き上げ、支給対象経費として住宅の建築費、購入費又は補修費を法定し、あわせて被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げようとするものである。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	市川 一郎 (自民)	大久保 潔重 (民主)	橋本 聖子 (自民)
理事	主濱 了 (民主)	大島 九州男 (民主)	義家 弘介 (自民)
理事	円 より子 (民主)	喜納 昌吉 (民主)	遠山 清彦 (公明)
理事	北川 イッセイ (自民)	藤本 祐司 (民主)	渡辺 孝男 (公明)
理事	伊達 忠一 (自民)	山根 隆治 (民主)	紙 智子 (共産)
	小川 勝也 (民主)	島尻 安伊子 (自民)	山内 徳信 (社民)
	大河原 雅子 (民主)	中村 博彦 (自民)	(19. 9. 10 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月28日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、東部海浜開発事業等に伴う環境への影響、自由貿易地域等による沖縄の振興、北方領土返還交渉の進展状況、北方領土返還要求運動の推進、沖縄の厚生年金保険に係る特別措置、米軍機の民間空港使用問題、普天間飛行場の代替施設建設などについて質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成19年9月10日(月)(第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年10月24日(水)(第2回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成19年11月28日(水)(第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○東部海浜開発事業等に伴う環境への影響に関する件、自由貿易地域等による沖縄の振興に関する件、北方領土返還交渉の進展状況に関する件、北方領土返還要求運動の推進に関する件、沖縄の厚生年金保険に係る特別措置に関する件、米軍機の民間空港使用問題に関する件、普天間飛行場の代替施設建設に関する件等について高村外務大臣、岸田内閣府特命担当大臣、中川内閣府副大臣、木村外務副大臣、江渡防衛副大臣、松浪厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕喜納昌吉君(民主)、伊達忠一君(自民)、渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	鈴木 寛 (民主)	川合 孝典 (民主)	岸 信夫 (自民)
理事	佐藤 泰介 (民主)	川崎 稔 (民主)	二之湯 智 (自民)
理事	谷 博之 (民主)	行田 邦子 (民主)	古川 俊治 (自民)
理事	福山 哲郎 (民主)	島田 智哉子 (民主)	牧野 たかお (自民)
理事	川口 順子 (自民)	高嶋 良充 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	西島 英利 (自民)	武内 則男 (民主)	丸山 和也 (自民)
理事	松村 龍二 (自民)	藤原 正司 (民主)	浜田 昌良 (公明)
理事	荒木 清寛 (公明)	山下 八洲夫 (民主)	弘友 和夫 (公明)
	足立 信也 (民主)	渡辺 秀央 (民主)	井上 哲士 (共産)
	加賀谷 健 (民主)	石井 準一 (自民)	又市 征治 (社民)
	風間 直樹 (民主)	磯崎 陽輔 (自民)	亀井 郁夫 (国民)
	金子 恵美 (民主)	河合 常則 (自民)	(19. 9. 10 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出2件（うち政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長1件）であり、そのうち1件を可決し、1件を継続審査とした。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

政治資金規正 政治資金規正法の一部を改正する法律案は、国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、支出の明細を記載する金額の引下げ、少額領収書の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置しようとするものである。委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長棚橋泰文君から趣旨説明を聴取した後、本改正の意義と政治に対する国民の信頼確保策、収支報告の特例制度の対象を国会議員関係政治団体に限定する理由と拡大の方向性、領収書の公開について1万円を超える支出と1万円以下とで取扱いを異なることとした根拠、政治団体の収支を政治家ごとに連結して公表する必要性、本改正により必要となる人員体制、政治資金監査の在り方等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

12月12日、第21回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について、増田総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

(2) 委員会経過

○平成19年9月10日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年12月12日（水）（第2回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 第21回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について増田総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（第166回国会衆第47号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員佐藤茂樹君から趣旨説明を聴いた後、同佐藤茂樹君及び同原田義昭君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中村哲治君（民主）

○平成19年12月19日（水）（第3回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成19年12月20日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長棚橋泰文君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理石田真敏君、同野田佳彦君、同大口善徳君及び増田総務大臣に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 中村哲治君（民主）、西島英利君（自民）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

（衆第20号）賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

○平成20年1月15日（火）（第5回）

- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（第166回国会衆第47号）（衆議院提出）の継続審査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨

①成立した議案

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第20号）

【要旨】

本法律案は、政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、支出の明細を記載する金額の引下げ、少額領収書の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国会議員関係政治団体の定義

国会議員関係政治団体とは、政党、政治資金団体及び政策研究団体以外の政治団体で、次に掲げるものである。

- 一 国会議員又は国会議員になろうとする者が代表者であるもの
- 二 租税特別措置法に規定する寄附金控除適用政治団体のうち、国会議員若しくは国会議員になろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

なお、政党の支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員又は国会議員になろうとする者が代表者であるものは、国会議員関係政治団体とみなすこととする。

第二 国会議員関係政治団体に係る領収書等の徴収、収支報告書の記載、提出等の特例の創設

国会議員関係政治団体は、すべての支出について、領収書等を徴収しなければならないこととする。また、人件費を除く経費で1件1万円を超える支出について、収支報告書に支出の明細を記載し、領収書等の写しを添付しなければならないこととする。

収支報告書の提出に際し、登録政治資金監査人の監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出しなければならないこととする。

第三 登録政治資金監査人制度の創設

弁護士、公認会計士又は税理士は、登録を受け、登録政治資金監査人となることができることとし、研修を修了した後、政治資金監査の業務ができることとする。なお、登録政治資金監査人による監査報告書の虚偽記載に対しては、罰則を設けることとする。

第四 政治資金適正化委員会の設置

学識経験者の中から、国会の議決による指名に基づいて任命する委員5人によって構成する、政治資金適正化委員会を総務省に設置し、収支報告書の記載方法に係る基本方針の策定、収支報告書の政治資金監査マニュアルの作成、登録政治資金監査人の登録、研修等の業務を行わせることとする。

第五 1万円以下の少額領収書等についての新たな公開制度

国会議員関係政治団体について、収支報告書を受領した総務大臣又は都道府県の選挙

管理委員会に対し、当該報告書に係る人件費を除く支出のうち、1件1万円以下の支出に係る領収書等の写しの開示を請求することができるものとする。

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公序良俗に反すると認められる場合を除き、国会議員関係政治団体に対し、当該請求に係る少額領収書等の写しの提出を命ずることとする。

第六 収支報告書の写しの交付請求等

収支報告書に関し、閲覧に加え、写しの交付を認めることとする。また、収支報告書に併せて提出された領収書等の写しについて、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会に保存義務を課すこととする。なお、収支報告書の要旨の公表又はインターネット等による収支報告書の公表を、毎年、11月30日までにを行うこととする。

第七 施行期日等

この法律は、平成20年1月1日から施行することとする。

なお、政治資金適正化委員会の設置については平成20年4月1日から、国会議員関係政治団体の届出については平成20年10月1日から施行し、国会議員関係政治団体が提出する収支報告書の記載事項、政治資金監査の義務付け及び少額領収書等の写しの開示に関する規定は平成21年分の収支報告書及び少額領収書等から適用することとする。

また、国会議員関係政治団体に係る特例制度の実施後、3年を目途として、対象政治団体の範囲の拡大等について検討を加えることとする。

②衆議院を通過し、参議院において継続審査となった議案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（第166回国会衆第47号）

【要旨】

本法律案は、選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機（いわゆる電子投票機）を用いて行う投票方法等について、公職選挙法等の特例を定めるとともに、最高裁判所裁判官の国民審査の期日前投票期間を衆議院議員総選挙の期日前投票期間と同一にするものである。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	下田 敦子 (民主)	外山 斎 (民主)	田中 直紀 (自民)
理事	白 眞勲 (民主)	徳永 久志 (民主)	中山 恭子 (自民)
理事	林 久美子 (民主)	轟木 利治 (民主)	山谷 えり子 (自民)
理事	浅野 勝人 (自民)	内藤 正光 (民主)	風間 昶 (公明)
理事	山本 一太 (自民)	柳田 稔 (民主)	山本 博司 (公明)
	工藤 堅太郎 (民主)	衛藤 晟一 (自民)	山下 芳生 (共産)
	谷岡 郁子 (民主)	岡田 直樹 (自民)	(19. 9. 10 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

拉致問題については福田内閣においても、すべての拉致被害者の即時帰国、真相の究明及び容疑者の引渡しを実現すべく、対話と圧力の姿勢により引き続き最大限の努力を行うこととされた。

10月31日、北朝鮮をめぐる最近の状況について高村外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について町村国務大臣からそれぞれ報告を聴取した。

11月5日、福田内閣における対北朝鮮政策、米国の北朝鮮テロ支援国家指定解除、拉致問題の進展、日朝政府間協議、特定失踪者問題、南北首脳会談、国連における北朝鮮人権状況決議、朝鮮半島の非核化等について質疑を行った。

12月7日、特定失踪者問題、米朝協議、拉致情報の収集体制、朝鮮半島の非核化、米国の北朝鮮テロ支援国家指定解除、日朝協議、拉致帰国被害者及び家族への支援、拉致問題の啓発・広報等について質疑を行った。

また、米国は現在、日本人拉致問題を理由の一つとして北朝鮮をテロ支援国家に指定しているが、北朝鮮の一部核施設の無能力化などの見返りとしてテロ支援国家指定の解除を行うのではないかとの観測が盛んに伝えられており、拉致被害者の帰国が実現しない中での指定解除は、日米関係にも重大な影響をもたらすとの懸念が強まっている。このため、我が国政府に対し米国が北朝鮮に対するテロ支援国家指定を解除しないよう最大限の外交努力を尽くすべきこと、米国に対し北朝鮮に対するテロ支援国家指定を解除しない方針を堅持するよう強く要請すること等を内容とする米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年9月10日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年10月31日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件及び拉致問題をめぐる現状に関する件について高村外務大臣及び町村国務大臣からそれぞれ報告を聴いた。

○平成19年11月5日（月）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 福田内閣における対北朝鮮政策に関する件、米国の北朝鮮テロ支援国家指定解除に関する件、拉致問題の進展に関する件、日朝政府間協議に関する件、特定失踪者問題に関する件、南北首脳会談に関する件、国連における北朝鮮人権状況決議に関する件、朝鮮半島の非核化に関する件等について町村国務大臣、高村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、川上義博君（民主）、岡田直樹君（自民）、風間昶君（公明）、山下芳生君（共産）

○平成19年12月7日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定失踪者問題に関する件、米朝協議に関する件、拉致情報の収集体制に関する件、朝鮮半島の非核化に関する件、米国の北朝鮮テロ支援国家指定解除に関する件、日朝協議に関する件、拉致帰国被害者及び家族への支援に関する件、拉致問題の啓発・広報に関する件等について町村国務大臣、高村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕川合孝典君（民主）、風間直樹君（民主）、山本博司君（公明）、山下芳生君（共産）

- 米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する決議を行った。

(3) 委員会決議

—— 米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する決議 ——

北朝鮮による拉致は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、未曾有の国家的犯罪である。我が国は、すべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるとともに、拉致に関する真相の究明と拉致実行犯の引渡しを強く要求している。

北朝鮮は2002年9月の日朝首脳会談において、長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、その後5名の拉致被害者の帰国は実現したが、残る多くの被害者については、累次にわたり、「拉致問題は解決済み」との主張を繰り返すのみで、何ら誠実な対応がとられていない。

拉致問題については、2005年12月に初めて国連総会本会議決議に拉致問題が言及されるなど、国際的関心も高まり、拉致問題の解決に向けた国際的な協調と連携が強化されている。

特に、米国は、1988年に北朝鮮をテロ支援国家に指定したが、2004年には国務省年次テロ報告において、新たに日本人拉致問題を指定理由の一つとして明記した。このことは、拉致問題の解決を北朝鮮に迫る強い圧力となり、拉致問題に関し毅然たる態度で臨む我が国外交を後押しするものとなっている。

本年4月の年次テロ報告においても、引き続き、日本人拉致問題が明記されたが、米国は北朝鮮の一部核施設の無能力化などの見返りとして、テロ支援国家指定の解除を行うのではないかとの観測が盛んに伝えられている。

我が国においては、拉致被害者の帰国が実現しない中でのテロ支援国家指定の解除は、拉致問題の国際的連携を弱めるだけではなく、拉致問題そのものの解決を遅らせる結果となり、日米関係にも重大な影響をもたらすとの懸念が強まっている。

米国内においても、安易なテロ支援国家指定解除への危惧が高まっており、米国議会下院では拉致被害者の帰国などを条件とする法案が既に提出され、上院でも同様の動きが出ている。

以上のことを踏まえ、政府は、すべての拉致被害者の一刻も早い救出を実現するため、特に、日米関係の重大さにかんがみ、米国が北朝鮮に対するテロ支援国家指定を解除しないよう、最大限の外交努力を尽くすべきである。

また、当委員会は、拉致問題の解決に向けた国際的連携を確保する立場から、米国に対し、北朝鮮に対するテロ支援国家指定を解除しない方針を堅持するよう、強く要請する。右決議する。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	溝手 顕正 (自民)	友近 聡朗 (民主)	椎名 一保 (自民)
理事	犬塚 直史 (民主)	中谷 智司 (民主)	田村 耕太郎 (自民)
理事	ツルネン マルティ (民主)	姫井 由美子 (民主)	鶴保 庸介 (自民)
理事	富岡 由紀夫 (民主)	平山 幸司 (民主)	西田 昌司 (自民)
理事	谷川 秀善 (自民)	藤末 健三 (民主)	長谷川 大紋 (自民)
理事	山内 俊夫 (自民)	藤谷 光信 (民主)	松村 祥史 (自民)
理事	谷合 正明 (公明)	藤原 良信 (民主)	森 まさこ (自民)
	小川 敏夫 (民主)	舟山 康江 (民主)	浮島 とも子 (公明)
	大久保 勉 (民主)	秋元 司 (自民)	近藤 正道 (社民)
	加藤 敏幸 (民主)	石井 みどり (自民)	亀井 亜紀子 (国民)
			(19. 9. 10 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

11月14日、ODA事業をめぐるコンサルタント会社の不正行為、ODA予算、ベトナムのカントー橋崩落事故、アフリカ支援、アフリカ開発会議、平和構築分野の人材育成、ミャンマーに対するODA等について質疑を行った。

12月10日、我が国の招待により来日中のスリランカ民主社会主義共和国のマヒンダ・ラージャパクサ大統領を参考人として招き、南西アジア諸国との経済協力等について意見を聴いた。なお、委員会を休憩し、同大統領と委員間で意見交換を行った。

12月19日、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、平成19年度政府開発援助調査派遣団（第1班）の参加議員からの意見表明を踏まえ、カントー橋崩落事故に係る報道の事実関係、補償の財源、ベトナム政府の調査報告書の提出予定時期、我が国ODAのベトナム社会経済発展への寄与度と我が国の国益との関係、ODA事業の援助案件選定過程の在り方、我が国と中国の対外援助に対する被援助国側の評価、ODA事業の監理の在り方、事故原因究明と再発防止等について意見交換を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年9月10日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年10月31日（水）（第2回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成19年11月14日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- ODA事業をめぐるコンサルタント会社の不正行為に関する件、ODA予算に関する件、ベトナムのカントー橋崩落事故に関する件、アフリカ支援に関する件、アフリカ開発会議に関する件、平和構築分野の人材育成に関する件、ミャンマーに対するODAに関する件等について高村外務大臣、町村内閣官房長官、中川内閣府副大臣、木村外務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人国際協力銀行理事新井泉君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 藤末健三君（民主）、加藤敏幸君（民主）、山内俊夫君（自民）、谷合正明君（公明）、近藤正道君（社民）

○平成19年12月10日（月）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 南西アジア諸国との経済協力等に関する件について参考人スリランカ民主社会主義共和国大統領マヒンダ・ラージャパクサ君から意見を聴いた。

○平成19年12月19日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

2 調査会審議経過

国際・地球温暖化問題に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	石井 一 (民主)	工藤 堅太郎 (民主)	島尻 安伊子 (自民)
理 事	今野 東 (民主)	ツルネン マルテイ (民主)	西田 昌司 (自民)
理 事	広中 和歌子 (民主)	松井 孝治 (民主)	牧野 たかお (自民)
理 事	室井 邦彦 (民主)	松岡 徹 (民主)	丸山 和也 (自民)
理 事	川口 順子 (自民)	峰崎 直樹 (民主)	加藤 修一 (公明)
理 事	野村 哲郎 (自民)	山根 隆治 (民主)	山本 香苗 (公明)
理 事	浜田 昌良 (公明)	荒井 広幸 (自民)	山内 徳信 (社民)
	浅尾 慶一郎 (民主)	神取 忍 (自民)	
	喜納 昌吉 (民主)	佐藤 正久 (自民)	(19. 10. 5 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第168回国会の平成19年10月5日に設置され、同年10月31日の理事会において、今期3年間にわたる調査テーマを「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」と決定した。具体的な調査項目として、次の事項について調査を行うこととした。

○国際問題

- ・日本発信情報をいかに増やすか
- ・NGOの役割
- ・地震等大規模自然災害及び感染症への国際的取組
- ・アフリカをいかに助けるか
- ・アジアの安全保障
- ・軍縮外交をどう進めるか
- ・戦後処理を含めた人権問題と人権外交

○地球温暖化問題

- ・京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題
 - ・国際的な取組と日本の役割・課題 —2013年以降の問題—
- 第168回国会においては、3回の調査を行った。

10月31日には、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題」について、政府参考人から報告を聴取し、質疑を行った。同じく、11月7日には、政府参考人から報告を、林敬一（株式会社高橋徳治商店取締役営業部長）及び末吉竹二郎（国連環境計画金融イニシアティブ（UNEPFI）特別顧問）の両参考人から意見をそれぞれ聴取し、質疑を行った。

また、12月5日には、「日本の発信力の強化（発信の哲学）」について、山崎正和（LCA大学院大学学長）、北岡伸一（東京大学大学院法学政治学研究科教授）及び磯村尚徳（日仏メディア交流協会（TMF）会長・パリ日本文化会館初代館長）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

1. 日本の発信力の強化（発信の哲学）

12月5日の調査において、山崎参考人から、国際的、普遍的な性格に重点を置いて日本文化等を説明する必要性、知識人を対象とした活字媒体による国際広報の重要性、北岡参考人から、パブリックディプロマシーの意義と活用の在り方及び課題、教育や訓練が日本人の発信能力の低さの原因とする見方、磯村参考人から、「文化は最上の安全保障」との考え方、フランスにおけるクールジャパンの現状等について、それぞれ意見を聴取した。続いて、国際性、普遍性に重点を置いて日本文化等を説明する際に必要なもの、政府が発信を行う際に立場の異なる見解の取扱方、日本人のアイデンティティを外国に発信できる知識人育成の必要性、日本が安保理常任理事国入りを目指す上で外務省とその他の主体との連携の重要性、北朝鮮による拉致問題の解決に知識人が果たす役割、環境問題などグローバル時代にふさわしい課題で発信力を強化する必要性、日本の政治家の資質及び文化に対する理解度に対する評価、日本は既に文化超大国であるとの意見の趣旨、力を入れるべきパブリックディプロマシーの分野等について質疑を行った。

2. 京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題

10月31日の調査において、環境省から、地球温暖化対策の概要と京都議定書目標達成計画の見直し状況、外務省から、今後の気候変動に関する国際交渉の枠組み及び課題、経済産業省から、産業部門における自主行動計画の強化、エネルギー需給状況、省エネ・新エネ対策と課題、国土交通省から、同省における地球温暖化対策の現状と課題、農林水産省から、森林吸収源対策等について、それぞれ報告を聴取した。続いて、温室効果ガス削減目標達成に向けた地方公共団体の取組への評価、地球温暖化に伴う海面上昇で水没する島々からの環境難民の受入れ、バイオエタノール製造方式統一の必要性、地球温暖化防止のための途上国向けの新たな資金メカニズムの必要性、キャップ・アンド・トレード型の排出権取引の必要性、太陽光発電強化の必要性、カーボンインボイスを活用した環境税導入についての認識、民生部門のCO₂削減に向けた国民の意識改革の必要性、地球砂漠化への対応の必要性、現在の制度により森林を整備し地球温暖化対策を行うことの困難性、温暖化対策に意識、業務、制度の三分野での改革を組み合わせる必要性、国内版CDMの重要性及び取組の状況、環境会計の官による先行導入と民へ義務付ける必要性等について質疑を行った。

11月7日の調査において、国土交通省から、地球温暖化に伴う気候変動による災害リスクの増大への対応、農林水産省から、地球温暖化による農業への影響とその対応

について、それぞれ報告を聴取した後、林参考人から、三陸における漁獲の変化、水産物確保に向けた総合的な政策への期待、末吉参考人から、温暖化防止と責任投資原則との関係、サステナブル・エネルギー金融イニシアティブなどをめぐる動向等について、それぞれ意見を聴取した。続いて、地球温暖化への適応策の検討状況、環境管理会計樹立に日本が主導性を発揮する必要性、環境金融への促進税制の必要性、地球温暖化の深刻性を国民に伝える方策、省庁別でなく総合的に環境問題に対応する必要性、温暖化問題解決のため各国の地域特性にあったライフスタイルを守ることの重要性、バイオ燃料の利用向上策、海面上昇で減少する沖縄の陸地面積、環境保護への取組等を数量化して市場原理に取り込む方策、地球温暖化による漁獲変化が地域経済に与える影響、期待される「計画的な海の環境や漁場整備」の具体的内容、地球温暖化対策の全体像が分かる省庁横断的な一覧表作成の必要性、金融機関や企業の環境を破壊する投資にペナルティーを科す必要性等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成19年10月5日(金)(第1回)

- 調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年10月31日(水)(第2回)

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題について政府参考人から報告を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 川口順子君(自民)、ツルネンマルテイ君(民主)、島尻安伊子君(自民)、加藤修一君(公明)、今野東君(民主)、山内徳信君(社民)、峰崎直樹君(民主)、丸山和也君(自民)、喜納昌吉君(民主)、牧野たかお君(自民)、佐藤正久君(自民)、浜田昌良君(公明)、荒井広幸君(自民)

○平成19年11月7日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題について政府参考人から報告を聴き、参考人株式会社高橋徳治商店取締役営業部長林敬一君及び国連環境計画金融イニシアティブ(UNEPFI)特別顧問末吉竹二郎君から意見を聴いた後、両参考人及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 野村哲郎君(自民)、荒井広幸君(自民)、加藤修一君(公明)、ツルネンマルテイ君(民主)、広中和歌子君(民主)、西田昌司君(自民)、神

取忍君（自民）、喜納昌吉君（民主）、峰崎直樹君（民主）、今野東君（民主）、島尻安伊子君（自民）、佐藤正久君（自民）、牧野たかお君（自民）

○平成19年12月5日（水）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化（発信の哲学）について参考人LCA大学院大学学長山崎正和君、東京大学大学院法学政治学研究科教授北岡伸一君及び日仏メディア交流協会（TMF）会長・パリ日本文化会館初代館長磯村尚徳君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕喜納昌吉君（民主）、川口順子君（自民）、西田昌司君（自民）、浜田昌良君（公明）、山内徳信君（社民）、広中和歌子君（民主）、丸山和也君（自民）、室井邦彦君（民主）、野村哲郎君（自民）

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	矢野 哲朗 (自民)	小林 正夫 (民主)	長谷川 大紋 (自民)
理事	佐藤 公治 (民主)	友近 聡朗 (民主)	橋本 聖子 (自民)
理事	広田 一 (民主)	中谷 智司 (民主)	森 まさこ (自民)
理事	藤本 祐司 (民主)	姫井 由美子 (民主)	山田 俊男 (自民)
理事	愛知 治郎 (自民)	藤原 良信 (民主)	澤 雄二 (公明)
理事	加納 時男 (自民)	舟山 康江 (民主)	大門 実紀史 (共産)
理事	松 あきら (公明)	増子 輝彦 (民主)	亀井 亜紀子 (国民)
	犬塚 直史 (民主)	石井 準一 (自民)	
	加賀谷 健 (民主)	佐藤 信秋 (自民)	(19.10.5 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国政の基本的事項のうち、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成19年10月5日に設置され、3年間にわたり調査活動を行うこととなった。

今国会では、まず、「国民生活・経済に関する調査会及び経済・産業・雇用に関する調査会の提言等に対する政府の対応等」について、10月24日に内閣府、総務省、農林水産省及び国土交通省から、10月31日には文部科学省、厚生労働省及び経済産業省から、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

その後、12月12日の理事会において、調査項目を「幸福度の高い社会の構築」とすることを決定した。同日の調査会では、この決定を報告するとともに、調査項目及び今後の調査について委員から説明を聴いた後、委員間の意見交換を行った。

〔調査の概要〕

10月24日の調査会では、「国民生活・経済に関する調査会及び経済・産業・雇用に関する調査会の提言等に対する政府の対応等」について、中川内閣府副大臣、佐藤総務副大臣、谷口総務副大臣、岩永農林水産副大臣及び平井国土交通副大臣から、それぞれ説明を聴取した後、格差社会の現状把握と少子化対策、男女共同参画の推進状況における地域格差、NPO法人の活動活性化に向けた取組状況、高齢者の社会参加の在り方及びその効果、各府省内における過去の調査会の調査報告書の取扱い、原油価格高騰が国民生活に及ぼす影響及び内閣府を中心とした対策の必要性、消費者被害の救済に関する内閣府の一元的な取組の必要性、ワーク・ライフ・バランス推進が企業メリットになるとの考え方の周知等について質疑を行った。

10月31日の調査会では、「国民生活・経済に関する調査会及び経済・産業・雇用に関する調査会の提言等に対する政府の対応等」について、池坊文部科学副大臣、岸厚生

労働副大臣及び中野経済産業副大臣から、それぞれ説明を聴取した後、地方における医師・看護師不足及び救急医療問題への対応、長期的な国家戦略を持つことが必要な「国家基幹技術」に対する取組、外国人労働者についての総合的対応策及び雇用管理の改善等に関する指針の内容、外国人研修・技能実習制度の問題点及び研修期間延長についての考え方、法案成立後短期間で見直しの議論が起こることに対する厚生労働省の見解、教育格差についての認識及び対策、ワーク・ライフ・バランスとスポーツ振興との関係等について質疑を行った。

12月12日の調査会では、調査項目「幸福度の高い社会の構築」及び今後の調査について、藤本祐司君及び加納時男君から説明を聴いた後、調査手法の在り方と調査の進め方、「ユニバーサル社会」に関する調査の必要性、消費者問題に関する調査の必要性、仮説検証型調査と「経済のグローバル化」の視点、地方における結婚の現状と幸福度、「自由時間の質と量」を議論する意義、スポーツライフに関する調査の必要性、「労働」に関する分析の必要性、「幸福度」の定義を追求する重要性、調査事項と「幸福追求権」の視点等について、委員間の意見交換を行った。

(2) 調査会経過

○平成19年10月5日（金）（第1回）

○調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年10月24日（水）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国民生活・経済に関する調査会及び経済・産業・雇用に関する調査会の提言等に対する政府の対応等について中川内閣府副大臣、佐藤総務副大臣、谷口総務副大臣、岩永農林水産副大臣及び平井国土交通副大臣から説明を聴いた後、中川内閣府副大臣、岩永農林水産副大臣、佐藤総務副大臣、平井国土交通副大臣、谷口総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 姫井由美子君（民主）、加納時男君（自民）、松あきら君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤原良信君（民主）、森まさこ君（自民）、澤雄二君（公明）、藤本祐司君（民主）

○平成19年10月31日（水）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国民生活・経済に関する調査会及び経済・産業・雇用に関する調査会の提言等に対する政府の対応等について池坊文部科学副大臣、岸厚生労働副大臣及び中野経済産業副大臣から説明を聴いた後、岸厚生労働副大臣、池坊文部科学副大臣、中野経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中谷智司君（民主）、加納時男君（自民）、松あきら君（公明）、大門実紀史君（共産）、友近聡朗君（民主）、森まさこ君（自民）

○平成19年12月12日（水）（第4回）

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 「幸福度の高い社会の構築」について意見の交換を行った。

少子高齢化・共生社会に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	田名部 匡省 (民主)	植松 恵美子 (民主)	塚田 一郎 (自民)
理事	岡崎 トミ子 (民主)	大河原 雅子 (民主)	古川 俊治 (自民)
理事	木俣 佳文 (民主)	大久保 潔重 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	前川 清成 (民主)	津田 弥太郎 (民主)	義家 弘介 (自民)
理事	有村 治子 (自民)	藤谷 光信 (民主)	山本 博司 (公明)
理事	南野 知恵子 (自民)	蓮 舫 (民主)	紙 智子 (共産)
理事	鰐淵 洋子 (公明)	石井 みどり (自民)	福島 みずほ (社民)
	相原 久美子 (民主)	磯崎 陽輔 (自民)	
	岩本 司 (民主)	坂本 由紀子 (自民)	(19.10.5 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、少子高齢化・共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、今期第168回国会の平成19年10月5日に設置された。本調査会の調査課題は広範囲にわたることから、理事懇談会等で協議を重ねた結果、まず、家族・地域の絆を強めるための方策、外国人との共生等の観点から、コミュニティの再生について、政府から説明を聴取することとした。

今国会においては、平成19年11月7日、コミュニティの再生について、中川内閣府副大臣、谷口総務副大臣、河井法務副大臣、池坊文部科学副大臣及び岸厚生労働副大臣から説明を聴取した後、同日及び11月21日に質疑を行った。

〔調査の概要〕

11月7日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①「家族の日」を11月第3日曜日とした理由、②ICT（情報通信技術）の地域における活用事例、③新しい外国人の在留管理制度の在り方、④公立学校における外国人の子弟教育の現状及び教員加配の必要性、⑤母子家庭の自立支援策として経済的支援よりも就業支援を重視することの是非等について質疑を行った。

11月21日の調査会では、前回に引き続き、①障害者権利条約を踏まえた各省の取組状況、②子ども農山漁村交流プロジェクトの重要性、③医療通訳確保のためのガイドライン及び予算措置等の必要性、④盲・聾・養護学校が特別支援学校として一本化されるに当たっての各自治体の対応、⑤卒業後我が国で就労を希望する外国人留学生に対する支援等の取組状況等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成19年10月5日(金)(第1回)

- 調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年11月7日(水)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- コミュニティの再生について中川内閣府副大臣、谷口総務副大臣、河井法務副大臣、池坊文部科学副大臣及び岸厚生労働副大臣から説明を聴いた後、中川内閣府副大臣、河井法務副大臣、池坊文部科学副大臣、谷口総務副大臣、岸厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕木俣佳丈君(民主)、義家弘介君(自民)、山本博司君(公明)、紙智子君(共産)、澁上貞雄君(社民)、前川清成君(民主)、石井みどり君(自民)

○平成19年11月21日(水)(第3回)

- コミュニティの再生について池坊文部科学副大臣、岸厚生労働副大臣、谷口総務副大臣、河井法務副大臣、中川内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡崎トミ子君(民主)、坂本由紀子君(自民)、鰐淵洋子君(公明)、紙智子君(共産)、福島みずほ君(社民)、植松恵美子君(民主)、丸川珠代君(自民)、相原久美子君(民主)、礪崎陽輔君(自民)、大河原雅子君(民主)、有村治子君(自民)

3 委員会未付託議案の要旨

※ 内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

(内閣提出法律案)

**犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等
の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第22号）**

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

労働基準法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第81号）

【要旨】

長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとするものである。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第93号）

【要旨】

本法律案は、安全保障会議設置法等の一部を改正し、安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官等により同会議の審議を行うことができることとするとともに、同会議に特定の事項を専門的に調査審議する専門会議を置くことができることとするほか、同会議に事務局を設置すること等を定めようとするものである。

**被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正
する法律案（第166回国会閣法第95号）**

【要旨】

本法律案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずる等のほか、短時間労働者への厚

生年金保険制度の適用拡大、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善等の措置を講じようとするものである。

**地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案
(第166回国会閣法第97号)**

【要旨】

本法律案は、地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものである。

(本院議員提出法律案)

保険業法等の一部を改正する法律案 (参第8号)

【要旨】

自発的な相互扶助を基礎として特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業が果たす役割の重要性にかんがみ、構成員又はその親族の福祉を増進するための事業を行うことを主たる目的とし、かつ、営利を目的としないこと、その行う保険の引受けの事業の適正な実施を確保するための構成員による必要かつ適切な監督が行われること等の基準に適合する旨の内閣総理大臣の認定を受けた社団法人が、その構成員又はその親族を相手方として行う少額で短期の保険のみの引受けを行う事業について、これを「保険業」から除くこととするものである。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案 (参第12号)

【要旨】

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定は、在外被爆者等に対する被爆者健康手帳の交付及び原爆症の認定、葬祭料の支給その他の援護についても適用があることを明らかにし、あわせて、在外被爆者に対する健康診断の実施、在外被爆者の保健、医療及び福祉に関する事業の実施等について定めようとするものである。

子ども手当法案 (参第14号)

【要旨】

次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、児童手当制度を廃止した上で、子ども手当制度を創設し、義務教育終了前の子どもを養育している者すべてに対し、子ども1人につき月額26,000円の子どもの手当を支給しようとするものである。

(条約)

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）

【要旨】

我が国とブルネイ・ダルサラームとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギーの安定供給に資する枠組みを構築し、ビジネス環境の整備を図り、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものである。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）

【要旨】

我が国とインドネシアとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギー及び鉱物資源の安定供給に資する枠組みを構築し、知的財産の保護を確保し、ビジネス環境の整備を図り、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものである。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）

【要旨】

我が国とカンボジアとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化しようとするものである。

(予備費等支出承諾)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成18年4月18日から19年1月30日までの間に使用を決定した金額は224億円で、その内訳は、①国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に必要な経費93億円、②賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費51億円などである。

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆7,212億円のうち、平成18年12月20日に使用を決定した金額は13億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費13億円である。

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

【要旨】

平成18年6月30日から18年12月1日までの間に決定した経費増額総額は736億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額267億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額167億円などである。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年3月6日から19年3月9日までの間に使用を決定した金額は74億円で、その内訳は、①新型インフルエンザ対策強化に必要な経費72億円、②訟務費の不足を補うために必要な経費1億円などである。

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆7,212億円のうち、平成19年3月15日に使用を決定した金額は0.6億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費0.6億円である。

（NHK決算）

日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成17年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成17年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,203億円に対し負債総額2,584億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,749億円、事業支出が6,660億円で当期事業収支は88億円の黒字となっている。

4 憲法審査会

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）による国会法の一部改正により、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けることとされた。ただし、公布の日（平成19年5月18日）から3年間は憲法改正原案に関する審査は行われなかったことになっている。また、憲法改正原案に関し、合同審査会の開催が可能であり、衆参各審査会への勧告機能が付与されている。

改正された国会法は、第167回国会召集の日から施行されたが、今国会においては、各議院の議決により定めることとされた憲法審査会に関する事項は議決されず、委員の選任も行われなかった。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 長	平田	健二（民主）	大石	正光（民主）	林	芳正（自民）
幹 事	輿石	東（民主）	工藤	堅太郎（民主）	山崎	正昭（自民）
幹 事	築瀬	進（民主）	高橋	千秋（民主）	吉村	剛太郎（自民）
幹 事	佐藤	昭郎（自民）	森	ゆうこ（民主）	脇	雅史（自民）
	家西	悟（民主）	鈴木	政二（自民）	浜四津	敏子（公明）
						（19. 10. 1 現在）

審査会経過

○平成19年10月1日（月）（第1回）

○会長を選任した後、幹事を選任した。

VI 請願の審議経過

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、1,459件（206種類）であり、このうち件数の多かったものは、「業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願」62件、「業者婦人の地位向上と税制の充実に関する請願」60件、「業者婦人の地位向上と国民健康保険の充実に関する請願」60件、「消費税率の引上げ・大衆増税反対に関する請願」54件、「医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願」49件などであった。また、テロ対策特別措置法の期限延長・新法制定に関連した請願は16種類77件が紹介提出された。

各委員会の付託件数は、内閣12件、総務22件、法務121件、外交防衛133件、財政金融306件、文教科学135件、厚生労働562件、農林水産1件、経済産業68件、国土交通12件、環境15件、議院運営72件であった。

請願者の総数は797万1,280人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、当初平成19年10月26日の議院運営委員会理事会において会期終了日の8日前の11月2日までと決定されたが、11月9日の衆・本会議において35日間の会期延長が議決されたため、受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、11月29日の議院運営委員会理事会において会期終了日の8日前の12月7日までと決定されたが、12月14日の衆・本会議においてさらに31日間の会期延長が議決されたため、受理を再開した。再延長後の紹介提出期限については、12月25日の議院運営委員会理事会において会期終了日の7日前の平成20年1月8日までと決定された。

1月15日、各委員会において請願の審査が行われ、4委員会において158件（17種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで同日の本会議において「ILOパートタイム労働条約（第百七十五号）の批准に関する請願」外157件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は10.8%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は8.3%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	12	0	0	12	0	
総 務	22	0	0	22	0	
法 務	121	0	0	121	0	
外 交 防 衛	133	8	0	125	8	
財 政 金 融	306	1	0	305	1	
文 教 科 学	135	28	0	107	28	
厚 生 勞 働	562	121	0	441	121	
農 林 水 産	1	0	0	1	0	
経 済 産 業	68	0	0	68	0	
国 土 交 通	12	0	0	12	0	
環 境	15	0	0	15	0	
議 院 運 営	72	0	0	72	0	
計	1,459	158	0	1,301	158	提出総数 1,459件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 外交防衛委員会…………… 8件
ILOパートタイム労働条約（第百七十五号）の批准に関する請願（第309号外6件）
ILO第百七十五号条約の批准に関する請願（第1313号）
- 財政金融委員会…………… 1件
酒税法の一部改正に関する請願（第1331号）
- 文教科学委員会…………… 28件
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第1021号外27件）
- 厚生労働委員会…………… 121件
安全で快適な妊娠・出産・子育て環境確保に関する請願（第288号外20件）
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願（第333号外6件）
患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願（第485号外11件）
一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願（第532号外42件）
保育制度の改善と充実に関する請願（第748号）
大都市東京における特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設の介護人材確保に関する請願（第749号外5件）
緊急の保育課題への対応と認可保育制度の充実に関する請願（第763号）
身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願（第766号外8件）
将来展望のある生活を保障するための年金・医療・介護等の社会保障制度の充実に関する請願（第1048号外8件）
灯油高騰の緊急対策としての福祉灯油に関する請願（第1181号）
パートタイム労働法の改正に関する請願（第1314号）
非血縁者間骨髄移植に係る医療保険の適用範囲拡大に関する請願（第1359号外8件）
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願（第1430号）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

VII 質問主意書

質問主意書一覧

第168回国会（臨時会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
1	テロ特措法の運用及び目的に関する質問主意書	白 眞勲君	19. 9. 10	19. 9. 12	19. 9. 18	19. 9. 25 第2号
2	ヨーネ病問題に関する質問主意書	紙 智子君	9. 12	9. 19	9. 25	10. 1 第3号
3	普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に関する質問主意書	糸数 慶子君	9. 12	9. 19	9. 25	10. 1 第3号
4	産科医療における無過失補償制度等に関する質問主意書	森 ゆうこ君	9. 13	9. 19	9. 25	10. 1 第3号
5	改正薬事法に伴う配置販売員の資質向上と省令に関する質問主意書	又市 征治君	9. 14	9. 19	9. 25	10. 1 第3号
6	米軍再編特措法に関する質問主意書	糸数 慶子君	9. 14	9. 19	9. 25	10. 1 第3号
7	嘉手納基地周辺の騒音の算定方式に関する質問主意書	糸数 慶子君	9. 20	9. 26	10. 2	10. 4 第4号
8	被災者生活再建支援法に関する質問主意書	近藤 正道君	9. 21	9. 26	10. 2	10. 4 第4号
9	環境省によるジュゴンの「絶滅危惧ⅠA類」指定に関する質問主意書	喜納 昌吉君	9. 21	9. 26	10. 2	10. 4 第4号
10	日本年金機構業務システムの業務委託に関する質問主意書	峰崎 直樹君	9. 21	9. 26	10. 2	10. 4 第4号
11	テロ特措法に基づく航空自衛隊の空輸活動に関する質問主意書	近藤 正道君	9. 27	10. 1	10. 5	11. 2 第6号
12	日本銀行の自主性及び透明性と政府との関係に関する質問主意書	大久保 勉君	10. 1	10. 3	10. 9	11. 2 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
13	日本銀行業務方法書に基づく株式の買入れ等に関する質問主意書	大久保 勉君	19. 10. 1	19. 10. 3	19. 10. 9	19. 11. 2 第6号
14	テロ特措法の運用及び目的に関する再質問主意書	白 眞勲君	10. 1	10. 3	10. 9	11. 2 第6号
15	柔道整復師による療養費の不正請求問題に関する質問主意書	辻 泰弘君	10. 2	10. 3	10. 9 第6号	11. 2
16	O E Fによる武力行使の国際法上の根拠に関する質問主意書	犬塚 直史君	10. 3	10.10	10.16	11. 2 第6号
17	海上自衛隊がインド洋で給油する燃料に関する質問主意書	喜納 昌吉君	10. 4	10.10	10.16	11. 2 第6号
18	安倍前政権が掲げていた政策としての「美しい国」に関する質問主意書	喜納 昌吉君	10. 5	10.10	10.16	11. 2 第6号
19	福田内閣総理大臣の所信表明演説における経済連携協定への言及に関する質問主意書	藤末 健三君	10.10	10.15	10.19	11. 2 第6号
20	「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の適用状況に関する質問主意書	藤末 健三君	10.10	10.15	10.19	11. 2 第6号
21	高等学校用日本史の教科書検定に関する質問主意書	糸数 慶子君	10.11	10.15	10.19	11. 2 第6号
22	サンフランシスコ講和条約の位置付けに関する質問主意書	藤末 健三君	10.11	10.15	10.19	11. 2 第6号
23	我が国のアフガニスタン支援の国内外への広報に関する質問主意書	藤末 健三君	10.12	10.17	10.23	11. 2 第6号
24	ヨーネ病問題に関する再質問主意書	紙 智子君	10.15	10.17	10.23	11. 2 第6号
25	イラク作戦に参加した米英軍への給油の事実関係及び文民統制の一層の強化に関する質問主意書	藤末 健三君	10.18	10.22	10.26	11. 2 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
26	生活保護給付基準の自治体における差異に関する質問 主意書	藤末 健三君	19. 10.18	19. 10.22	19. 10.26	19. 11. 2 第6号
27	年金時効特例法に基づく支給決定の不十分さに関する 質問主意書	藤末 健三君	10.19	10.24	10.30	11. 2 第6号
28	国連安全保障理事会決議文等の日本語による国連情報 の発信に関する質問主意書	藤末 健三君	10.19	10.24	10.30	11. 2 第6号
29	株式会社ゆうちょ銀行の定額貯金に関する質問主意書	大久保 勉君	10.23	10.29	11. 2	11. 9 第7号
30	厚生年金病院の整理合理化に関する質問主意書	足立 信也君	10.23	10.29	11. 2	11. 9 第7号
31	鳩山邦夫法務大臣の死刑執行に関してなされた発言等 に関する質問主意書	松野 信夫君	10.25	10.29	11. 2	11. 9 第7号
32	病院船派遣による平和的な国際貢献に関する質問主意 書	喜納 昌吉君	10.25	10.29	11. 2	11. 9 第7号
33	産総研特許生物寄託センターの不祥事対応に関する質 問主意書	谷 博之君	10.25	10.29	11. 2	11. 9 第7号
34	独立行政法人産業技術総合研究所と特許特別会計に関 する質問主意書	谷 博之君	10.25	10.29	11. 2	11. 9 第7号
35	若年層の投票率向上に関する質問主意書	藤末 健三君	10.26	10.31	11. 6	11. 9 第7号
36	国内証券市場における個人売買の活性化に関する質問 主意書	藤末 健三君	10.26	10.31	11. 6	11. 9 第7号
37	フィリピンにおける政治的殺害に関する質問主意書	福島 みずほ君	10.29	10.31	11. 6	11. 9 第7号
38	最低賃金に関する質問主意書	福島 みずほ君	10.29	10.31	11. 6	11. 9 第7号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
39	中国における遺棄化学兵器処理に関する質問主意書	谷 博之君	19. 11. 1	19. 11. 5	19. 11. 9	19. 11. 14 第8号
40	国会議員の定数削減による支出の削減等に関する質問 主意書	藤末 健三君	11. 1	11. 5	11. 9 第8号	11. 14
41	テロ特措法に基づく海上阻止活動に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 1	11. 5	11. 9	11. 14 第8号
42	「人間の安全保障」の観点からの国際貢献に関する質 問主意書	藤末 健三君	11. 1	11. 5	11. 9	11. 14 第8号
43	大学における安全性の向上に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 1	11. 5	11. 9	11. 14 第8号
44	自衛隊海上給油活動についての防衛省のセミナー開催 に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 1	11. 5	11. 9	11. 14 第8号
45	水俣病問題における被害者救済に関する質問主意書	松野 信夫君	11. 1	11. 5	11. 9	11. 14 第8号
46	診療報酬のオンライン請求の義務化に関する質問主意 書	辻 泰弘君	11. 1	11. 5	11. 9	11. 14 第8号
47	ビルマへのODAと民主化の促進に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 7	11. 12	11. 16	11. 26 第9号
48	配置薬業の改正薬事法上の資格に関する質問主意書	又市 征治君	11. 7	11. 12	11. 16	11. 26 第9号
49	難民認定制度に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 7	11. 12	11. 16	11. 26 第9号
50	「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組に ついて」に関する質問主意書	糸数 慶子君	11. 8	11. 12	11. 16	11. 26 第9号
51	独占禁止法の改正等の基本的考え方に関する質問主意 書	藤末 健三君	11. 8	11. 12	11. 16	11. 26 第9号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
52	沖縄戦における集団自決についての教科書検定に関する質問主意書	藤末 健三君	19. 11. 8	19. 11. 12	19. 11. 16	19. 11. 26 第9号
53	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択を受けた政府対応に関する質問主意書	紙 智子君	11. 9	11. 14	11. 20	11. 26 第9号
54	障害者自立支援法の施行状況と特別対策に関する質問主意書	谷 博之君	11. 12	11. 14	11. 20	11. 26 第9号
55	障がい者の所得の確保に関する質問主意書	谷 博之君	11. 12	11. 14	11. 20	11. 26 第9号
56	障害者の権利に関する条約の国内履行に関する質問主意書	谷 博之君	11. 12	11. 14	11. 20	11. 26 第9号
57	地震時における原子力空母の安全性に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 15	11. 19	11. 22	11. 26 第9号
58	クボタ・ショック後のアスベスト対策に関する質問主意書	川田 龍平君	11. 15	11. 19	11. 22	11. 26 第9号
59	鳩山邦夫法務大臣の「友人の友人はアルカイダ」発言等に関する質問主意書	松野 信夫君	11. 16	11. 21	11. 27	11. 28 第10号
60	独立行政法人産業技術総合研究所と特許特別会計に関する再質問主意書	谷 博之君	11. 19	11. 21	11. 27	11. 28 第10号
61	特許微生物寄託制度の在り方に関する質問主意書	谷 博之君	11. 19	11. 21	11. 27	11. 28 第10号
62	就業規則と労働契約等に関する質問主意書	糸数 慶子君	11. 19	11. 21	11. 27	11. 28 第10号
63	日本放送協会におけるインターネット放送の推進と法整備の在り方等に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 21	11. 26	11. 30	12. 12 第12号
64	病腎移植に関する質問主意書	石井 一君	11. 22	11. 28	12. 4	12. 12 第12号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
65	来日外国人の指紋採取・顔写真撮影制度に関する質問主意書	喜納 昌吉君	19.11.22	19.11.28	19.12.4	19.12.12 第12号
66	柏崎刈羽原発敷地内における地殻構造運動・活褶曲の無視及び海底活断層の見落としについての国の責任に関する質問主意書	近藤 正道君	11.26	11.28	12.4	12.12 第12号
67	鳩山邦夫法務大臣の死刑執行に関してなされた発言等に関する再質問主意書	松野 信夫君	11.26	11.28	12.4	12.12 第12号
68	北上川上流改修一関遊水地事業に関連した遊水地内営農被害の増大に関する質問主意書	平野 達男君	11.27	12.3	12.7	12.12 第12号
69	国立大学法人の会計制度の改善に関する質問主意書	藤末 健三君	11.28	12.3	12.7	12.12 第12号
70	旧北部軍司令部防空指揮所保存に関する質問主意書	紙 智子君	11.30	12.5	12.11	12.12 第12号
71	アメリカ合衆国政府の有償援助による装備品等の調達に関する質問主意書	松野 信夫君	12.3	12.5	12.11	12.12 第12号
72	圏央道八王子城跡トンネル建設と国指定史跡八王子城跡の環境保全に関する質問主意書	小池 晃君	12.3	12.5	12.11	12.12 第12号
73	圏央道高尾山トンネル掘削に伴う国定公園への影響に関する質問主意書	小池 晃君	12.3	12.5	12.11	12.12 第12号
74	歯科の診療報酬に関する質問主意書	小池 晃君	12.5	12.10	12.14	12.21 第14号
75	「道路の中期計画（素案）」とその積算根拠に関する質問主意書	尾立 源幸君	12.5	12.10	12.14	12.21 第14号
76	検察官の行う「証人テスト」に関する質問主意書	峰崎 直樹君	12.6	12.10	12.14	12.21 第14号
77	駐留軍等労働者の勤務条件に関する質問主意書	犬塚 直史君	12.6	12.10	12.14	12.21 第14号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
78	地球温暖化対策に関する質問主意書	松野 信夫君	19. 12. 10	19. 12. 12	19. 12. 18	19. 12. 21 第14号
79	ビルマへのODAと民主化の促進に関する再質問主意書	福島 みずほ君	12. 10	12. 12	12. 18	12. 21 第14号
80	国連の拷問禁止委員会の勧告に対する政府の対応及び入国管理局での収容実態等に関する質問主意書	福島 みずほ君	12. 10	12. 12	12. 18	12. 21 第14号
81	政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 10	12. 12	12. 18	12. 21 第14号
82	ビール、発泡酒等の酒税に関する質問主意書	水戸 将史君	12. 10	12. 12	12. 18	12. 21 第14号
83	介護職員の待遇に関する質問主意書	水戸 将史君	12. 10	12. 12	12. 18	12. 21 第14号
84	未確認飛行物体に関する質問主意書	山根 隆治君	12. 10	12. 12	12. 18	12. 21 第14号
85	女性が身近な地域で安心して出産できる環境確保に関する質問主意書	円 より子君	12. 12	12. 17	12. 21	20. 1. 9 第15号
86	租税特別措置の減税額に関する質問主意書	峰崎 直樹君	12. 12	12. 17	12. 21	1. 9 第15号
87	室蘭の強制連行犠牲者の遺骨返還に関する質問主意書	紙 智子君	12. 12	12. 17	12. 21	1. 9 第15号
88	陸上自衛隊東部方面情報保全隊及び同部隊が作成した文書に関する質問主意書	川田 龍平君	12. 13	12. 17	12. 21	1. 9 第15号
89	消費税の理念及び導入の影響に関する質問主意書	水戸 将史君	12. 13	12. 17	12. 21	1. 9 第15号
90	仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問主意書	川田 龍平君	12. 17	12. 19	12. 25	1. 9 第15号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
91	国土交通省が公表した「不当な鑑定評価等に係る処分の考え方」に関する質問主意書	藤末 健三君	19. 12. 17	19. 12. 19	19. 12. 25	20. 1. 9 第15号
92	年金記録問題検証委員会報告書と情報システム事業者の責任に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 17	12. 19	12. 25	1. 9 第15号
93	留学生のインターンシップによる日本企業への就職促進に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 17	12. 19	12. 25	1. 9 第15号
94	銃器所持の規制強化に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 17	12. 19	12. 25	1. 9 第15号
95	監査を前にした東京の歯科保険医の自殺に関する質問主意書	小池 晃君	12. 18	12. 25	12. 28	1. 9 第15号
96	ヨーネ病問題に関する第三回質問主意書	紙 智子君	12. 20	12. 25	12. 28	1. 9 第15号
97	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適切な運用に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 20	12. 25	12. 28	1. 9 第15号
98	「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の報告書に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 20	12. 25	12. 28	1. 9 第15号
99	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議に関する質問主意書	蓮 舫君	12. 20	12. 25	12. 28	1. 9 第15号
100	サンルダムに関する質問主意書	紙 智子君	12. 20	12. 25	12. 28	1. 9 第15号
101	タクシー運賃改定実施の影響の把握と対応に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 20	12. 25	12. 28	1. 9 第15号
102	広島市及び呉市でのジェット軍用機の飛行に関する質問主意書	仁比 聡平君	12. 27	20. 1. 7	20. 1. 11	1. 15 第17号
103	検察官の行う「証人テスト」に関する再質問主意書	峰崎 直樹君	12. 27	1. 7	1. 11	1. 15 第17号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
104	アメリカ合衆国政府の有償援助による装備品等の調達に関する再質問主意書	松野 信夫君	19. 12. 27	20. 1. 7	20. 1. 11	20. 1. 15 第17号
105	「先住民の権利に関する国連宣言」の採択とアイヌ民族の法的地位に関する質問主意書	福島 みずほ君	12. 27	1. 7	1. 11	1. 15 第17号
106	年金記録問題への対応に必要な経費等に関する質問主意書	蓮 舫君	12. 28	1. 7	1. 11	1. 15 第17号
107	治験・臨床研究における被験者保護と適正な研究の推進に関する質問主意書	川田 龍平君	20. 1. 7	1. 9	1. 15	1. 15 第17号
108	歯科診療の向上に関する質問主意書	福山 哲郎君	1. 9	1. 15	1. 18	1. 18 追 録
109	小児精神科医療の拡充に関する質問主意書	小池 晃君	1. 11	1. 15	1. 18	1. 18 追 録
110	「闇の職業安定所」を始めとするインターネット上の違法・有害情報対策に関する質問主意書	藤末 健三君	1. 11	1. 15	1. 18	1. 18 追 録
111	国立大学の独立法人化に関する質問主意書	藤末 健三君	1. 15	1. 15	1. 18	1. 18 追 録
112	諫早湾干拓調整池等に関する質問主意書	松野 信夫君	1. 15	1. 15	1. 18	1. 18 追 録
113	柏崎刈羽原発の安全性と設置審査における国及び東京電力の責任に関する質問主意書	近藤 正道君	1. 15	1. 15	1. 18	1. 18 追 録
114	証拠の標目及び特信状況に関する質問主意書	峰崎 直樹君	1. 15	1. 15	1. 18	1. 18 追 録

VIII 協議会等の動き

参議院改革協議会

協議員一覧（9名）

座長	平田 健二（民主）	羽田 雄一郎（民主）	木庭 健太郎（公明）
	池口 修次（民主）	世耕 弘成（自民）	小池 晃（共産）
	工藤 堅太郎（民主）	山崎 正昭（自民）	又市 征治（社民）
			(19.12.4 現在)

（１）発足の経緯

平成19年11月2日（第168回国会）、江田議長の実権により各会派代表者懇談会が開かれ、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）を設置して、参議院の選挙制度の抜本的見直しを始めとする諸案件について協議することとし、その構成や運営等については議院運営委員会で協議することが合意された。

これを受け、同月30日、議院運営委員会において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、協議員10人以内をもって組織する参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議において西岡武夫議院運営委員長が同協議会の設置について報告した。

（２）協議会経過

○平成19年12月4日（月）（第1回）

- 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

（３）参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員10人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

IX 参考資料

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第154回 (常会)	14. 1. 21(月)	14. 1. 21(月)	14. 7. 31(水)	150	42	192
第155回 (臨時会)	14. 10. 18(金)	14. 10. 18(金)	14. 12. 13(金)	57	—	57
第156回 (常会)	15. 1. 20(月)	15. 1. 20(月)	15. 7. 28(月)	150	40	190
第157回 (臨時会)	15. 9. 26(金)	15. 9. 26(金)	15. 10. 10(金) 衆議院解散	36	—	15
第158回 (特別会)	15. 11. 19(水)	15. 11. 21(金)	15. 11. 27(木)	9	—	9
第159回 (常会)	16. 1. 19(月)	16. 1. 19(月)	16. 6. 16(水)	150	—	150
第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)	16. 7. 30(金)	16. 8. 6(金)	8	—	8
第161回 (臨時会)	16. 10. 12(火)	16. 10. 12(火)	16. 12. 3(金)	53	—	53
第162回 (常会)	17. 1. 21(金)	17. 1. 21(金)	17. 8. 8(月) 衆議院解散	150	50	200
第163回 (特別会)	17. 9. 21(水)	17. 9. 26(月)	17. 11. 1(火)	42	—	42
第164回 (常会)	18. 1. 20(金)	18. 1. 20(金)	18. 6. 18(日)	150	—	150
第165回 (臨時会)	18. 9. 26(火)	18. 9. 28(木)	18. 12. 19(火)	81	4	85
第166回 (常会)	19. 1. 25(木)	19. 1. 26(金)	19. 7. 5(木)	150	12	162
第167回 (臨時会)	19. 8. 7(火)	19. 8. 7(火)	19. 8. 10(金)	4	—	4
第168回 (臨時会)	19. 9. 10(月)	19. 9. 10(月)	20. 1. 15(火)	62	66	128

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

3 第21回参議院議員通常選挙結果

第21回参議院議員通常選挙は、平成19年7月12日に公示され、7月29日に投開票された。
当選者は、以下のとおりである。

【選挙区】

(73名)

…… 北海道 ……	…… 東京 ……	…… 愛知 ……
小川 勝也 (民主・前)	大河原 雅子 (民主・新)	大塚 耕平 (民主・前)
伊達 忠一 (自民・前)	山口 那津男 (公明・前)	鈴木 政二 (自民・前)
…… 青森 ……	鈴木 寛 (民主・前)	谷岡 郁子 (民主・新)
平山 幸司 (民主・新)	丸川 珠代 (自民・新)	…… 三重 ……
…… 岩手 ……	川田 龍平 (無・新)	高橋 千秋 (民主・前)
平野 達男 (民主・前)	…… 神奈川 ……	…… 滋賀 ……
…… 宮城 ……	牧山 ひろえ (民主・新)	徳永 久志 (民主・新)
岡崎 トミ子 (民主・前)	小林 温 (自民・前)	…… 京都 ……
愛知 治郎 (自民・前)	水戸 将史 (民主・新)	松井 孝治 (民主・前)
…… 秋田 ……	…… 新潟 ……	西田 昌司 (自民・新)
松浦 大悟 (無・新)	塚田 一郎 (自民・新)	…… 大阪 ……
…… 山形 ……	森 ゆうこ (民主・前)	梅村 聡 (民主・新)
舟山 康江 (民主・新)	…… 富山 ……	白浜 一良 (公明・前)
…… 福島 ……	森田 高 (無・新)	谷川 秀善 (自民・前)
金子 恵美 (民主・新)	…… 石川 ……	…… 兵庫 ……
森 まさこ (自民・新)	一川 保夫 (民主・新)	辻 泰弘 (民主・前)
…… 茨城 ……	…… 福井 ……	鴻池 祥肇 (自民・前)
藤田 幸久 (民主・新)	松村 龍二 (自民・前)	…… 奈良 ……
長谷川 大紋 (自民・新)	…… 山梨 ……	中村 哲治 (民主・新)
…… 栃木 ……	米長 晴信 (民主・新)	…… 和歌山 ……
谷 博之 (民主・前)	…… 長野 ……	世耕 弘成 (自民・前)
…… 群馬 ……	羽田 雄一郎 (民主・前)	…… 鳥取 ……
山本 一太 (自民・前)	吉田 博美 (自民・前)	川上 義博 (民主・新)
…… 埼玉 ……	…… 岐阜 ……	…… 島根 ……
行田 邦子 (民主・新)	藤井 孝男 (無・元)	亀井 亜紀子 (国民・新)
古川 俊治 (自民・新)	平田 健二 (民主・前)	…… 岡山 ……
山根 隆治 (民主・前)	…… 静岡 ……	姫井 由美子 (民主・新)
…… 千葉 ……	榛葉 賀津也 (民主・前)	…… 広島 ……
長浜 博行 (民主・新)	牧野 たかお (自民・新)	佐藤 公治 (民主・新)
石井 準一 (自民・新)		溝手 顕正 (自民・前)
加賀谷 健 (民主・新)		…… 山口 ……
		林 芳正 (自民・前)

…… 徳 島 ……
 中谷 智司 (民主・新)
 …… 香 川 ……
 植松 恵美子 (民主・新)
 …… 愛 媛 ……
 友近 聡朗 (無・新)
 …… 高 知 ……
 武内 則男 (民主・新)

…… 福 岡 ……
 岩本 司 (民主・前)
 松山 政司 (自民・前)
 …… 佐 賀 ……
 川崎 稔 (民主・新)
 …… 長 崎 ……
 大久保 潔重 (民主・新)
 …… 熊 本 ……
 松野 信夫 (民主・新)

…… 大 分 ……
 磯崎 陽輔 (自民・新)
 …… 宮 崎 ……
 外山 斎 (無・新)
 …… 鹿 児 島 ……
 加治屋 義人 (自民・前)
 …… 沖 縄 ……
 糸数 慶子 (無・元)

【比例代表】

(48名)

〔民主党〕

相原 久美子 (新)
 吉川 沙織 (新)
 青木 愛 (新)
 石井 一 (新)
 池口 修次 (前)
 ツルネン マルティ (前)
 神本 美恵子 (前)
 横峯 良郎 (新)
 藤原 正司 (前)
 川合 孝典 (新)
 風間 直樹 (新)
 轟木 利治 (新)
 大島 九州男 (新)
 西岡 武夫 (前)
 今野 東 (新)
 藤原 良信 (新)
 藤谷 光信 (新)
 室井 邦彦 (新)
 大江 康弘 (前)
 山本 孝史 (前)

〔自由民主党〕

舛添 要一 (前)
 山田 俊男 (新)
 中山 恭子 (新)
 丸山 和也 (新)
 川口 順子 (前)
 佐藤 正久 (新)
 尾辻 秀久 (前)
 石井 みどり (新)
 佐藤 信秋 (新)
 義家 弘介 (新)
 橋本 聖子 (前)
 山東 昭子 (前)
 衛藤 晟一 (新)
 有村 治子 (前)

〔公明党〕

山本 香苗 (前)
 木庭 健太郎 (前)
 山本 博司 (新)
 遠山 清彦 (前)

渡辺 孝男 (前)
 加藤 修一 (前)
 魚住 裕一郎 (前)

〔日本共産党〕

井上 哲士 (前)
 紙 智子 (前)
 山下 芳生 (元)

〔社会民主党〕

又市 征治 (前)
 山内 徳信 (新)

〔国民新党〕

自見 庄三郎 (新)

〔新党日本〕

田中 康夫 (新)

(注) 選挙区の所属政党名の略称は次のとおり。

民主 民主党 自民 自由民主党 公明 公明党 国民 国民新党
 無 無所属

4 国務大臣等名簿

(平成19年9月10日現在)

安倍改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三 (衆・自民)

総務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地方分権改革))

増田 寛也

法務大臣

鳩山 邦夫 (衆・自民)

外務大臣

町村 信孝 (衆・自民)

財務大臣

額賀 福志郎 (衆・自民)

文部科学大臣

伊吹 文明 (衆・自民)

厚生労働大臣

舛添 要一 (参・自民)

農林水産大臣

若林 正俊 (参・自民)※

経済産業大臣

甘利 明 (衆・自民)

国土交通大臣

冬柴 鐵三 (衆・公明)

環境大臣

鴨下 一郎 (衆・自民)

防衛大臣

高村 正彦 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

与謝野 馨 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災、食品安全))

泉 信也 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、国民生活、科学技術政策、再チャレンジ、規制改革))

岸田 文雄 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

渡辺 喜美 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

大田 弘子

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、男女共同参画))

上川 陽子 (衆・自民)

※19.9.3 農林水産大臣遠藤武彦辞任、9.4 若林正俊就任

内閣官房副長官

大野 松茂 (衆・自民)

岩城 光英 (参・自民)

の場 順三

副大臣

内閣府副大臣

木村 勉 (衆・自民)
山本 明彦 (衆・自民)
中川 義雄 (参・自民)
総務副大臣
佐藤 勉 (衆・自民)
魚住 裕一郎 (参・公明)
法務副大臣
河井 克行 (衆・自民)
外務副大臣
小野寺 五典 (衆・自民)
木村 仁 (参・自民)

財務副大臣

遠藤 乙彦 (衆・公明)
森山 裕 (衆・自民)
文部科学副大臣
池坊 保子 (衆・公明)
松浪 健四郎 (衆・自民)
厚生労働副大臣
西川 京子 (衆・自民)
岸 宏一 (参・自民)
農林水産副大臣
今村 雅弘 (衆・自民)
岩永 浩美 (参・自民)

経済産業副大臣

新藤 義孝 (衆・自民)
中野 正志 (衆・自民)
国土交通副大臣
平井 たくや (衆・自民)
松島 みどり (衆・自民)
環境副大臣
桜井 郁三 (衆・自民)
防衛副大臣
江渡 聡徳 (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

加藤 勝信 (衆・自民)
戸井田 とおる (衆・自民)
西村 明宏 (衆・自民)
総務大臣政務官
秋葉 賢也 (衆・自民)
岡本 芳郎 (衆・自民)
二之湯 智 (参・自民)
法務大臣政務官
古川 禎久 (衆・自民)
外務大臣政務官
宇野 治 (衆・自民)
中山 泰秀 (衆・自民)
小池 正勝 (参・自民)※

財務大臣政務官

宮下 一郎 (衆・自民)
小泉 昭男 (参・自民)
文部科学大臣政務官
原田 令嗣 (衆・自民)
保坂 武 (衆・自民)
厚生労働大臣政務官
伊藤 涉 (衆・公明)
松浪 健太 (衆・自民)
農林水産大臣政務官
谷川 弥一 (衆・自民)
澤 雄二 (参・公明)

経済産業大臣政務官

荻原 健司 (参・自民)
山本 香苗 (参・公明)
国土交通大臣政務官
金子 善次郎 (衆・自民)
谷 公一 (衆・自民)
山本 順三 (参・自民)
環境大臣政務官
並木 正芳 (衆・自民)
防衛大臣政務官
寺田 稔 (衆・自民)
秋元 司 (参・自民)

※19.9.3 外務大臣政務官坂本由紀子辞任、9.4 小池正勝就任

政府特別補佐人 (19.9.10 承認)

人事院総裁	谷 公士	内閣法制局長官	宮崎 礼壹
公正取引委員会委員長	竹島 一彦	公害等調整委員会委員長	大内 捷司

(平成19年9月27日現在)

福田内閣國務大臣

内閣総理大臣

福田 康夫 (衆・自民)

総務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地方分権改革))

増田 寛也

法務大臣

鳩山 邦夫 (衆・自民)

外務大臣

高村 正彦 (衆・自民)

財務大臣

額賀 福志郎 (衆・自民)

文部科学大臣

渡海 紀三朗 (衆・自民)

厚生労働大臣

舛添 要一 (参・自民)

農林水産大臣

若林 正俊 (参・自民)

経済産業大臣

甘利 明 (衆・自民)

国土交通大臣

冬柴 鐵三 (衆・公明)

環境大臣

鴨下 一郎 (衆・自民)

防衛大臣

石破 茂 (衆・自民)

国务大臣 (内閣官房長官)

町村 信孝 (衆・自民)

国务大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災、食品安全))

泉 信也 (参・自民)

国务大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、
規制改革、国民生活、科学技術政策))

岸田 文雄 (衆・自民)

国务大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

渡辺 喜美 (衆・自民)

国务大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

大田 弘子

国务大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、男女共
同参画))

上川 陽子 (衆・自民)

内閣官房副長官

大野 松茂 (衆・自民)

岩城 光英 (参・自民)

二橋 正弘

副大臣

内閣府副大臣

木村 勉 (衆・自民)
山本 明彦 (衆・自民)
中川 義雄 (参・自民)

総務副大臣

佐藤 勉 (衆・自民)
谷口 隆義 (衆・公明)

法務副大臣

河井 克行 (衆・自民)

外務副大臣

小野寺 五典 (衆・自民)
木村 仁 (参・自民)

財務副大臣

遠藤 乙彦 (衆・公明)
森山 裕 (衆・自民)

文部科学副大臣

池坊 保子 (衆・公明)
松浪 健四郎 (衆・自民)

厚生労働副大臣

西川 京子 (衆・自民)
岸 宏一 (参・自民)

農林水産副大臣

今村 雅弘 (衆・自民)
岩永 浩美 (参・自民)

経済産業副大臣

新藤 義孝 (衆・自民)
中野 正志 (衆・自民)

国土交通副大臣

平井 たくや (衆・自民)
松島 みどり (衆・自民)

環境副大臣

桜井 郁三 (衆・自民)

防衛副大臣

江渡 聡徳 (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

加藤 勝信 (衆・自民)
戸井田 とおる (衆・自民)
西村 明宏 (衆・自民)

総務大臣政務官

秋葉 賢也 (衆・自民)
岡本 芳郎 (衆・自民)
二之湯 智 (参・自民)

法務大臣政務官

古川 禎久 (衆・自民)

外務大臣政務官

宇野 治 (衆・自民)
中山 泰秀 (衆・自民)
小池 正勝 (参・自民)

財務大臣政務官

宮下 一郎 (衆・自民)
小泉 昭男 (参・自民)

文部科学大臣政務官

原田 令嗣 (衆・自民)
保坂 武 (衆・自民)

厚生労働大臣政務官

伊藤 涉 (衆・公明)
松浪 健太 (衆・自民)

農林水産大臣政務官

谷川 弥一 (衆・自民)
澤 雄二 (参・公明)

経済産業大臣政務官

荻原 健司 (参・自民)
山本 香苗 (参・公明)

国土交通大臣政務官

金子 善次郎 (衆・自民)
谷 公一 (衆・自民)
山本 順三 (参・自民)

環境大臣政務官

並木 正芳 (衆・自民)

防衛大臣政務官

寺田 稔 (衆・自民)
秋元 司 (参・自民)

政府特別補佐人 (19.9.10 承認)

人事院総裁	谷 公士	内閣法制局長官	宮崎 礼壹
公正取引委員会委員長	竹島 一彦	公害等調整委員会委員長	大内 捷司

5 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内訳	
			本会議	委員会等
平成 11年	145 (常会)	6,108	1,837	4,271
	146 (臨時会)	1,115	362	753
12年	147 (常会)	4,497	1,340	3,157
	148 (特別会)	45	32	13
	149 (臨時会)	432	193	239
13年	150 (臨時会)	2,028	902	1,126
	151 (常会)	4,788	1,351	3,437
	152 (臨時会)	122	78	44
14年	153 (臨時会)	3,041	913	2,128
	154 (常会)	7,202	2,438	4,764
	155 (臨時会)	2,374	788	1,586
15年	156 (常会)	7,374	1,814	5,560
	157 (臨時会)	489	295	194
	158 (特別会)	264	40	224
16年	159 (常会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
17年	162 (常会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常会)	7,147	2,263	4,884
	165 (臨時会)	3,681	1,127	2,554
19年	166 (常会)	6,439	2,274	4,165
	167 (臨時会)	119	119	0
	168 (臨時会)	2,747	779	1,968

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

6 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参 観 内 訳					特別参観
			一 般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 7年	5,108	178,174	28,198	98,157	48,906	1,521	1,392	0
8年	5,777	177,443	32,185	93,720	45,952	2,668	2,918	55
9年	5,350	180,875	41,617	92,382	42,366	2,287	2,223	10
10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	469	7,319	1,195	4,953	30	1,055	86	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

平成20年の数は、会期終了日（1月15日）現在。

7 参议院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数 (人)	団体数 (件)	(団体内訳)		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23,144	355	262	83	10
平成15年度	33,371	494	354	132	8
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度					
4月	2,872	53	7	46	0
5月	5,030	93	40	53	0
6月	5,661	79	40	34	5
7月	990	18	9	3	6
8月	458	24	0	1	23
9月	2,518	39	22	15	2
10月	6,225	92	81	6	5
11月	9,900	136	118	12	6
12月	9,431	128	122	4	2
1月	9,088	125	122	1	2
2月	10,582	148	141	6	1
3月	2,793	40	36	2	2
(18年度計)	65,548	975	738	183	54
平成19年度					
4月	2,608	53	9	40	4
5月	6,403	96	43	53	0
6月	5,014	82	52	21	9
7月	1,310	21	10	5	6
8月	486	23	0	1	22
9月	2,484	39	26	13	0
10月	6,488	104	97	4	3
11月	10,228	145	133	7	5
12月	8,390	126	123	2	1
(年度途中計)	43,411	689	493	146	50

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

8 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
スイス連邦上院議長一行 (19. 9. 28 招待状発送)	団長 上院議長 ペーター・ビエリ-ルーティガー君 団員 上院第一副議長 クリストフェル・ブレンドリ君 同 上院議員 ピエール-アラン・ジョンティ君 同 同 ロルフ・エッシャー君 同 同 クリスティアンヌ・ランゲンベルガー君 随員 上院秘書官 クリストフ・ランツ君	19. 10. 29 ～11. 2

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
A S E A N議員会議 (A I P A) 議長一行 (19. 11. 15 招待状発送)	団長 A S E A N議員会議議長 シンガポール共和国国会議長 アブドゥラ・タルムギ君 同夫人 アブドゥラ・タルムギ夫人 団員 シンガポール共和国国会議員 シン・ブン・アン君 同 インドネシア共和国国会議員 シモン・パトリス・モリン君 同 インドネシア共和国国会議員 ムルダヤ・プー君 同 ラオス人民民主共和国国民議会議員 カムイング・サカコーネ君 同 マレーシア下院議員 ワン・ジュナイディ・トゥアंक・ジャファール君 同 フィリピン共和国下院議員 ロルナ・C・シルベリオ君 同 フィリピン共和国下院議員 ローク・R・アブラン・Jr君 同 ベトナム社会主義共和国国会議員 ゴー・ドック・マン君 同 ベトナム社会主義共和国国会議員 グエン・バン・フック君 同 ブルネイ・ダルサラーム国立法議会議員 ハジ・スライマン・ハジ・アハイ君	20. 1. 14 ～ 1. 18

9 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ベトナム社会主義共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (19. 11. 22 議長決定)	ベトナム	19. 12. 2 ～12. 6	藤末 健三君(民主) 牧山 ひろえ君(民主) 長谷川 大紋君(自民) 山内 俊夫君(自民) 谷合 正明君(公明)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第28回ASEAN議員会議(AIPA)総会出席 (19. 8. 9 議長決定)	マレーシア	19. 8. 19 ～ 8. 25	那谷屋 正義君(民主) 西島 英利君(自民)	19. 9. 10 議院運営委員会に報告書提出
欧州評議会議員会議・第16回経済協力開発機構(OECD)活動拡大討議出席 (19. 9. 18 議長決定)	フランス	19. 9. 30 ～10. 5	大江 康弘君(民主) 水落 敏栄君(自民) 山下 芳生君(共産)	20. 1. 15 議院運営委員会に報告書提出
WTOに関する議員会議・第16回運営委員会出席 (19. 9. 25 議長決定)	スイス	19. 10. 2 ～10. 6	大久保 勉君(民主)	20. 1. 15 議院運営委員会に報告書提出
第117回IPU(列国議会同盟)会議出席 (19. 9. 19 議長決定)	スイス	19. 10. 6 ～10. 12	神本 美恵子君(民主) 北川 イッセイ君(自民)	20. 1. 15 議院運営委員会に報告書提出

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
スリランカ民主社会主義共和国における政府開発援助に関する実情調査及び政治経済事情等視察 (19. 8. 15 議長決定)	スリランカ	19. 8. 22 ～ 8. 25	矢野 哲朗君(自民) 郡司 彰君(民主) 風間 昶君(公明)	20. 1. 15 議院運営委員会に報告書提出

10 国会に対する報告等 (19.7.6~20.1.15)

第166回国会閉会後から第168回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成19年	
7. 6(金)	○ 平成18年度第4・四半期予算使用の状況
9(月)	○ 平成18年度第4・四半期国庫の状況
10(火)	○ イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成19年7月)
31(火)	○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成19年1月1日から同年6月30日まで) ○ ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成19年7月) ○ ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成19年7月) ○ 平成18年度公害等調整委員会年次報告
8. 3(金)	○ 日本郵政公社平成18年度財務諸表の承認に関する報告
7(火)	○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成19年1月25日から同年8月6日まで)
8(水)	○ 一般職の職員の給与等についての報告、給与等の改定についての勧告及び公務員人事管理についての報告
31(金)	○ 東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更(平成19年8月) ○ 東ティモール国際平和協力業務の実施の状況(平成19年8月) ○ 東ティモール選挙監視国際平和協力業務の実施の結果(平成19年8月)
9. 12(水)	○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について」の報告(平成19年9月) ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「日本放送協会における不祥事に関する会計検査の結果について」の報告(平成19年9月)
14(金)	○ 平成18年度国立国会図書館年報
18(火)	○ 平成18年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 平成18年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告(平成19年9月)
20(木)	○ 平成18年度予算使用の状況(出納整理期間を含む。)
21(金)	○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成19年8月7日から同年9月9日まで)
28(金)	○ 平成19年度第1・四半期予算使用の状況 ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「国土交通省において、地方公共団体における国土交通省所管の国庫補助事業について、談合等があった場合の違約金等に係る国庫補助金相当額の国への返還に係る取扱いを定め、周知徹底を図るよう改善させたもの」の報告(平成19年9月) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」の報告(平成19年9月) ○ 平成18年度公正取引委員会年次報告
10. 1(月)	○ 平成19年度第1・四半期国庫の状況
5(金)	○ 国民の保護に関する基本指針の変更(平成19年10月)
17(水)	○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について」の報告(平成19年10月) ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「我が国政府開発援助における無償資金協力及び技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約に関する会計検査の結果について」の報告(平成19年10月) ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「平成13年度から18年度までの間に内閣府が実施したタウンミーティングの運営に関する請負契約に関する会計検査の結果について」の報告(平成19年10月)

10. 26(金)	○ 平成18年度犯罪被害者等施策
30(火)	○ 平成18年度食育推進施策
11. 2(金)	○ 平成18年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況
9(金)	○ 平成18年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況
16(金)	○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成18年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
12. 11(火)	○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成19年12月)
	○ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成19年12月)
12. 18(火)	○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
	○ 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 旧軍港市転換事業進捗状況報告書
	○ 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
	○ 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
	○ 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
	○ 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書
19(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「裁判員制度に係る広報業務の実施状況について」の報告(平成19年12月)
21(金)	○ 平成19年度第2・四半期予算使用の状況
25(火)	○ 平成19年度第2・四半期国庫の状況

11 国会関係日誌 (19.7.6~20.1.15)

※日付は原則として現地時間

年月日	事 項
【第166回国会（常会）閉会后】	
平成19年	
7. 12(木)	○ 第21回参議院議員通常選挙公示
	○ 長浜博行衆議院議員、公選法第90条により退職。19日、藤井裕久氏繰上補充当選
16(月)	○ 新潟県中越沖地震発生、柏崎刈羽原子力発電所6号機から放射性物質漏えい
18(水)	○ 宮本顕治元日本共産党議長（元参議院議員）逝去
20(金)	○ 年金記録問題への対応策や社会保険庁の業務の執行をチェックする「年金業務・社会保険庁監視等委員会」を総務省に設置
22(日)	○ 群馬県知事選、大沢正明氏初当選
28(土)	○ 第19回参議院議員通常選挙選出議員任期満了
29(日)	○ 第21回参議院議員通常選挙執行、当選議員任期開始
	○ 衆議院議員補欠選挙、岩手1区は階猛氏、熊本3区は坂本哲志氏当選
30(月)	○ 熊本地裁、原爆症の認定申請を却下した国の処分取り消しなどを求めた訴訟で、19人を原爆症と認定、同種訴訟で国6連敗
	○ 米国下院、従軍慰安婦問題について日本に公式謝罪を求める決議採択
8. 1(水)	○ 赤城徳彦農林水産大臣辞任、若林正俊環境大臣兼任
3(金)	○ 臨時会召集の閣議決定
【第167回国会（臨時会）】	
8. 7(火)	○ 第167回国会召集
	○ 参・本会議（議長選挙＝江田五月君当選、副議長選挙＝山東昭子君当選、議席の指定、常任委員選任、10常任委員長選挙、災害対策特別委員会設置、会期の件）
	○ 衆・本会議（議席の指定、新議員の紹介、会期の件、6特別委員会設置）
	○ 開会式
8(水)	○ 人事院勧告、一般職国家公務員若年層の給与を引き上げるよう勧告
10(金)	○ 参・本会議（会期末処理）
	○ 衆・本会議（会期末処理）
	○ 第167回国会閉会
【第167回国会（臨時会）閉会后】	
8. 19(日)	○ 安倍総理、インドネシア、インド、マレーシア訪問出張（～25日帰国）
22(水)	○ 日・インド首脳会談、「新次元における戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明」発表。安倍総理、インド国会で演説
26(日)	○ 埼玉県知事選、上田清司氏再選
27(月)	○ 安倍総理、内閣改造と自民党の新役員選定
9. 1(土)	○ 防衛施設庁が防衛省に統合
3(月)	○ 遠藤武彦農林水産大臣辞任。4日、後任に若林正俊参議院議員が就任
4(火)	○ 小林温参議院議員辞職（議長許可）、7日、松あきら氏繰上補充当選
6(木)	○ 臨時会召集の閣議決定
7(金)	○ 安倍総理、オーストラリア訪問出張（～10日帰国）
8(土)	○ A P E C 首脳会議開幕。9日、首脳宣言「我々の共同体のつながりを強化し、持続可能な未来を構築」等を採択

【第168回国会（臨時会）】

9. 10(月) ○ 第168回国会召集
 ○ 参・本会議（議席の指定、新議員松あきら君紹介、会期の件、安倍総理所信表明演説、16常任委員長選挙、5特別委員会設置）
 ○ 衆・本会議（議席の指定、会期の件、常任委員長選挙、6特別委員会設置、安倍総理所信表明演説）
 ○ 開会式
- 12(水) ○ 安倍総理、記者会見で辞任すべきと決意し、次の自民党総裁を決める手続に入るよう指示した旨表明
- 14(金) ○ 宇宙航空研究開発機構、月周回衛星「かぐや」を搭載したH-II Aロケット13号機の打ち上げ成功
- 19(水) ○ 国連安保理、アフガニスタンに展開するISAF（国際治安支援部隊）の権限延長に関する決議採択。その前文にインド洋での海上阻止活動を含むOEF（自由の不朽作戦）への多数の国の貢献を評価する内容が盛り込まれる
- 23(日) ○ 自民党総裁選、福田康夫新総裁選出。4日、福田新総裁として党役員選定
- 25(火) ○ 安倍内閣総辞職決定
 ○ 衆・本会議（内閣総理大臣に福田康夫君を指名）
 ○ 参・本会議（内閣総理大臣に小沢一郎君を指名）
 ○ 内閣総理大臣の指名両院協議会、成案を得ず。衆議院の指名した福田康夫君を内閣総理大臣に指名することに決定
- 26(水) ○ 福田内閣発足
 ○ ベトナムで日本のODAで建設中のカントー橋の橋げた崩落事故発生。現地の作業員死者54人、負傷者80人
- 27(木) ○ ミャンマーで起こった僧侶らによる大規模反政権デモの取材中、日本人ジャーナリスト永井健司氏がミャンマー軍兵士に発砲され死亡
- 29(土) ○ 沖縄戦集団自決における旧日本軍の強制性について教科書検定に抗議し撤回を求める沖縄県民大会が行われる
10. 1(月) ○ 衆・本会議（福田総理所信表明演説）
 ○ 参・本会議（福田総理所信表明演説）
 ○ 日本郵政グループ発足
- 3(水) ○ 衆・本会議（代表質問1日目）全大臣出席
- 4(木) ○ 参・本会議（代表質問1日目）全大臣出席
 ○ 衆・本会議（代表質問2日目）全大臣出席
 ○ 韓国・北朝鮮南北首脳会談、「南北関係発展と平和繁栄のための宣言」に署名
- 5(金) ○ 参・本会議（代表質問2日目、3調査会の設置、事務総長辞任・選挙）全大臣出席
- 9(火) ○ 衆・予算委（予算の実施状況に関する件：基本的質疑、～10日）全大臣出席、11日に総理出席の質疑
- 10(水) ○ 石本茂元環境庁長官（元参議院議員）逝去
 ○ 萩原幽香子元参議院議員逝去
- 12(金) ○ 衆・決算行政監視委（平成17年度決算：締めくり総括質疑、議決）総理出席
 ○ 神奈川県議会、知事の任期を連続3期までとする多選禁止条例を全国で初めて可決。施行日は地方自治体が多選制限を条例で規定できるよう地方自治法が改正された後に別途定める
- 15(月) ○ 参・予算委（予算の執行状況に関する調査：総括質疑方式の質疑、～16日）全大臣出席、17日に総理出席の質疑
- 18(木) ○ 衆・本会議（平成17年度決算議決）
- 23(火) ○ 衆・本会議（テロ対策補給支援活動特措法案趣旨説明・質疑）総理出席
 ○ 佐藤昭夫元参議院議員逝去
- 24(水) ○ 韓国国家情報院の過去事件の真相究明委員会、1973年8月8日に東京都内のホテルで起きた大金大中氏拉致事件について調査報告書を公表
- 26(金) ○ 衆・イラク支援特別委（テロ対策補給支援活動特措法案：質疑）総理出席

10. 28(日)	○ 藤波孝生元内閣官房長官逝去
29(月)	○ 衆・イラク支援特別委（守屋武昌前防衛事務次官証人喚問）
30(火)	○ 衆・イラク支援特別委（テロ対策補給支援活動特措法案：質疑）総理出席 ○ 福田総理、小沢民主党代表と党首会談 ○ 政府、人事院勧告の完全実施を見送り、指定職は据え置くことを決定
31(水)	○ 衆参の議院運営委員長、新たな国会同意人事案件の手順について合意 ○ 年金記録問題検証委員会、最終報告書
11. 1(木)	○ テロ対策特措法失効。インド洋における海上自衛隊の給油活動等が終了
2(金)	○ 参・本会議（民主提案の国民年金事業等運営改善法改正案可決） ○ 参・外交防衛委（守屋武昌前防衛事務次官の証人出頭要求議決）、9日、証人出頭の期日変更議決 ○ 福田総理、小沢民主党代表と党首会談。連立協議合意に至らず ○ 江田参議院議長、各党派代表者懇談会を開催 ○ 両院議院運営委員会合同代表者会議、官房長官から同意人事案件について説明
8(木)	○ 民主・自民・公明が修正協議を経て被災者生活再建支援法改正案を参議院に提出。9日、成立 ○ 日本ミライズ前社長（山田洋行元専務）宮崎元伸氏、業務上横領などで逮捕
9(金)	○ 参・本会議（民主提案の農業者戸別所得補償法案可決） ○ 衆・本会議（会期35日間延長議決）
11(日)	○ 林田悠紀夫元法相（元参議院議員）逝去
12(月)	○ 衆・イラク支援特別委（テロ対策補給支援活動特措法案：質疑、可決）総理出席
13(火)	○ 衆・本会議（同意人事案件同意、テロ対策補給支援活動特措法案可決）
14(水)	○ 参・本会議（同意人事案件のうち3名を不同意）
15(木)	○ 参・外交防衛委（山田洋行社長米津佳彦君参考人質疑、守屋武昌前防衛事務次官証人喚問） ○ 福田総理、米国訪問出張（～17日帰国）。16日、日米首脳会談
16(金)	○ 政府は、防衛省改革に関する有識者会議を設置することを発表。12/3、防衛省改革会議初会合
19(月)	○ 福田総理、シンガポール訪問出張（～22日帰国） ○ 西田吉宏元参議院議員逝去
20(火)	○ 政府、平成18年度決算を国会提出 ○ 改正入管難民法施行、16歳以上の外国人に入国審査で指紋、顔写真の提供義務付け
21(水)	○ 東アジア首脳会議、「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」を採択
22(木)	○ 福田総理、各党派首と個別に会談して出張報告と諸問題について議論 ○ 江藤隆美元総務庁長官逝去
25(日)	○ 高知県知事選、尾崎正直氏初当選
26(月)	○ 参・本会議（平成18年度決算概要報告・質疑）全大臣出席
27(火)	○ 参・財政金融委（守屋武昌前防衛事務次官及び額賀財務大臣の証人出頭要求議決）、30日、証人喚問の見送り決定 参・経済産業委、新潟中越沖地震後の柏崎刈羽原子力発電所の状況や地域経済の影響等を視察
28(水)	○ 参・本会議（テロ対策補給支援活動特措法案趣旨説明・質疑、民主提案のイラク人道復興支援特措法廃止法案可決）総理出席 ○ 守屋武昌前防衛事務次官とその妻を収賄容疑で逮捕 ○ 国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会初会合、不祥事を起こした者への退職手当の制限や返納制度について法制上の課題について検討

11. 30(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参議院改革協議会の設置決定 ○ 政府の地域活性化統合本部会合、地域再生戦略を決定
12. 4(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・外交防衛委（テロ対策補給支援活動特措法案：質疑）総理出席 ○ 参議院改革協議会（第1回） ○ 平成20年度予算編成の基本方針閣議決定
5(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・拉致問題特別委（米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除の動きに反対する決議）、7日、参・拉致問題特別委においても同様の決議
7(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府と与党、道路特定財源の見直しについて合意 ○ 法務省、死刑執行に際し初めて氏名、犯罪事実等を公表
10(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・決算委（平成18年度決算：全般質疑）全大臣出席
11(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 舛添厚生労働大臣、年金記録問題への対応の進捗状況について、5,000万件のうち、特定が困難な記録が1,975万件と発表
12(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議（民主・社民提案の日本郵政株式会社等の株式処分停止法案可決）
13(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・外交防衛委（補給支援特別措置法案：防衛省問題集中審議）総理出席 ○ 平成20年度与党税制改正大綱決定 ○ 薬害C型肝炎訴訟の控訴審で大阪高裁、原告と国・製薬会社の双方に「和解骨子案」と「所見・説明書」を提示。原告は受け入れられないことを表明し、政府に政治決断を求める ○ 楠正俊元参議院議員逝去
14(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・本会議（会期31日間再延長議決）
15(土)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動枠組み条約締約国会議（C O P 1 3）、京都議定書後の枠組み作りの行程表「バリ・ロードマップ」を採択
17(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金記録の本人確認を求める「ねんきん特別便」の郵送開始
18(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府、社会保障の在り方を検討する国民会議の設置を表明
19(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・倫理選挙特別委（政治資金規正法改正案委員会提出決定） ○ 平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議決定
20(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・外交防衛委（日本ミライズ前社長宮崎元伸君の院外における証人証言要求議決）25日、東京地裁からの接見等禁止の一部解除を認めるのは相当でない旨の判断を受けて見送り決定。日時等について引き続き理事会で協議 ○ 政府、薬害C型肝炎訴訟問題で和解修正案を提示。原告は全員一律救済を求めて受け入れられないことを表明 ○ 平成19年度補正予算案閣議決定
21(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議（政治資金規正法改正案可決＝成立）
22(土)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山本孝史参議院議員逝去、28日、大石尚子氏繰上補充当選
23(日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福田総理、議員立法により薬害C型肝炎患者の一律救済を実現させる考えを表明
24(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度総予算案を閣議決定 ○ 独立行政法人整理合理化計画を閣議決定、16の独立行政法人を削減 ○ 渡辺四郎元参議院議員逝去
25(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育再生会議、第3次報告「社会総がかりで教育再生を・第三次報告～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～」 ○ NHK経営委員会、次期NHK会長に、元アサヒビール会長の福地茂雄氏を決定
26(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民主党次の内閣、党の税制改革大綱を決定
27(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・外交防衛委（民主提案のアフガニスタン復興支援等特措法案趣旨説明） ○ 福田首相、中国訪問出張（～30日帰国）

平成20年

- | | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 4(金) | ○ 田村秀昭元参議院議員逝去 |
| 8(火) | ○ 参・外交防衛委（社団法人日米平和・文化交流協会理事秋山直紀君参考人質疑）
○ 衆・厚生労働委（薬剤肝炎救済法案の委員会提出決定、ウイルス性肝炎問題全面解決に関する決議）
○ 常会召集の閣議決定 |
| 9(水) | ○ 国会基本政策委員会両院合同審査会（第1回） |
| 10(木) | ○ 参・外交防衛委（テロ対策補給支援活動特措法案・アフガニスタン復興支援等特措法案：質疑、両案とも否決）総理出席
○ 参・厚生労働委（薬剤肝炎救済法案可決、肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議） |
| 11(金) | ○ 参・本会議（薬剤肝炎救済法案可決=成立、テロ対策補給支援活動特措法案否決、アフガニスタン復興支援等特措法案可決）
○ 衆・本会議（テロ対策補給支援活動特措法案の再可決=成立）
○ 平成20年度税制改正の要綱閣議決定 |
| 15(火) | ○ 衆・イラク支援特別委及び参・外交防衛委（証人守屋武昌君告発）
○ 参・決算委（政府開発援助(技術協力)の実施状況及びその効果に関する会計検査要請議決）
○ 参・本会議（会期末処理）
○ 衆・本会議（会期末処理）
○ 第168回国会閉会 |